



## 笛吹市都市計画 マスタープラン

笛吹市の都市計画に  
関する基本的な方針

令和3年3月

笛吹市



## はじめに

豊かな自然環境と調和した都市としての姿を  
今後も保ち、安全、安心に暮らし続けることができる  
環境を通じて幸せを実感できるまちをつくるため  
「幸せ実感 100年続くまち」を目指します。



笛吹市は、四季折々の豊かで美しい自然と肥沃な土壌を有する地域であり、「桃・ぶどう日本一の郷」の果樹地帯です。また、豊富な温泉と数多くの貴重な歴史的資源が存在しており、これらの恵まれた地域資源を活かしたまちづくりを市民とともに進めてきました。

本市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、大規模災害発生への不安の高まり、厳しさを増す財政状況など対応すべき課題も大きく変化してきております。

こうしたなか、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を将来の都市像として市政運営方針を定めた第二次笛吹市総合計画に基づき、上位計画・関連計画、社会的背景を踏まえ、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進め、新たな将来像の具現化とまちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に、これからのまちづくりの基本方針となる「笛吹市都市計画マスタープラン」を見直し、改定をいたしました。

本市の将来像の実現を目指すに当たっては、「人のみがきあげ」「産業のみがきあげ」「基盤のみがきあげ」をまちづくりの基本的な考え方とする中で、市民や事業者など、本市に関わる方々と行政が、ここを一つに合わせ、共通認識を深めた上で、協働を図っていくことが重要です。

将来像を実現し、100年先も豊かで元気な笛吹市を市民の皆様とともに築き上げ、本市に住む誰もが、心豊かに優しい気持ちで、安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

本計画の改定にあたりまして、熱心に御審議いただいた笛吹市都市計画審議会委員及び専門委員の皆様をはじめ、改定にご尽力いただいた多くの方々に心から感謝を申し上げます。本市のまちづくりへのより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

笛吹市長 山下 政樹

---

# 目 次

## はじめに

### 序 章 都市計画マスタープランの改定にあたって

- 1. 計画改定の背景と考え方…………… 2
  - (1) 都市計画マスタープラン改定の背景と必要性…………… 2
  - (2) 改定にあたっての考え方…………… 2
- 2. 計画の位置付けと役割…………… 3
- 3. 目標年度と目標人口…………… 4
  - (1) 計画対象区域…………… 4
  - (2) 目標年度…………… 4
  - (3) 目標人口…………… 4
- 4. 笛吹市都市計画マスタープランの構成…………… 6

### 第1章 笛吹市の概況と課題

- 1. 笛吹市の概況…………… 8
  - (1) 広域的な立地条件…………… 8
  - (2) 笛吹市の特色…………… 9
  - (3) 笛吹市の概況…………… 10
- 2. 笛吹市をとりまく環境の変化と市民意向…………… 30
  - (1) 社会・経済的動向…………… 30
  - (2) 山梨県都市計画マスタープランの位置付け…………… 32
  - (3) まちづくりに対する市民意向…………… 34
- 3. まちづくりに向けた主要な課題…………… 37

## 【全体構想】

### 第2章 まちづくりの将来像

- 1. まちづくりの将来像と目標…………… 42
  - 2. 笛吹市の将来都市構造…………… 43
    - (1) 将来都市構造の考え方…………… 43
    - (2) 将来都市構造の設定…………… 45
-

---

## 第3章 分野別まちづくり方針

■分野別まちづくり方針について	48
1. 土地利用の方針	49
(1) 基本方針	49
(2) 土地利用の方針	49
(3) 土地利用の配置方針	52
2. 道路・交通まちづくり方針	57
(1) 基本方針	57
(2) 道路・交通まちづくり方針	57
3. 水と緑のまちづくり方針	62
(1) 基本方針	62
(2) 水と緑のまちづくり方針	62
4. 景観まちづくり方針	66
(1) 基本方針	66
(2) 景観まちづくり方針	66
5. 観光まちづくり方針	71
(1) 基本方針	71
(2) 観光まちづくり方針	71
6. 防災まちづくり方針	76
(1) 基本方針	76
(2) 防災まちづくり方針	76
7. 安心・快適な住環境づくりの方針	80
7-1. 生活環境と住まいづくりの方針	80
(1) 基本方針	80
(2) 生活環境と住まいづくりの方針	80
7-2. 人にやさしい福祉のまちづくり方針	83
(1) 基本方針	83
(2) 人にやさしい福祉のまちづくり方針	83
7-3. 環境に配慮したまちづくり方針	86
(1) 基本方針	86
(2) 環境に配慮したまちづくり方針	86

---

---

## 【地域別構想】

### 第4章 地域別まちづくり方針

■ 地域別まちづくり方針について	90
1. 市街地・樹園地域（石和・春日居地域）	91
(1) 地域の特性と課題	91
(2) まちづくりの将来像と目標	93
(3) 地域まちづくり方針	94
2. 東部樹園居住地域（御坂・一宮地域）	101
(1) 地域の特性と課題	101
(2) まちづくりの将来像と目標	103
(3) 地域まちづくり方針	104
3. 西部樹園居住地域（八代・境川地域）	111
(1) 地域の特性と課題	111
(2) まちづくりの将来像と目標	113
(3) 地域まちづくり方針	114
4. 里山地域（芦川地域）	121
(1) 地域の特性と課題	121
(2) まちづくりの将来像と目標	123
(3) 地域まちづくり方針	124

### 第5章 計画の実現に向けて

1. まちづくりの基本的な考え方	130
(1) 市民・事業者・行政等の「協働」によるまちづくりの推進	130
(2) 長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進	131
(3) 笛吹市の特色を最大限に活かしたまちづくりの推進	131
2. 計画の実現に向けた施策	132
(1) 協働のまちづくりの推進	133
(2) 都市計画マスタープランの効果的な活用	134
(3) 重点施策の取組みの推進	136

---

---

## 参考資料

1. 策定経過と策定体制	148
(1) 策定経過	148
(2) 策定体制	149
2. 都市計画マスタープラン改定にかかる委員会等の名簿	150
(1) 都市計画マスタープラン専門委員会名簿	150
(2) 庁内検討会本部会名簿	151
(3) 庁内検討会作業部会名簿	152
(4) 事務局職員名簿	152
(5) 都市計画審議会委員名簿	153
3. 用語解説	154



・近津用水と桜並木

# 序章 都市計画マスター プランの改定にあ たって



# 序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

## 1. 計画改定の背景と考え方

### (1) 都市計画マスタープラン改定の背景と必要性

本市は、平成21年3月に「笛吹市都市計画マスタープラン」を策定し、これまで、この計画に基づいてまちづくりの様々な施策を展開してきました。

計画策定後、概ね10年が経過し、上位計画・関連計画の策定や見直し、当初の想定にはない社会経済情勢の変化が生じ、その対応に向けた新たな取組みが必要とされています。こうした中、これからも市民が安全・安心に暮らすことができる持続可能な都市であり続けるためには、従来の成長拡大型の都市づくりから、新しい成熟型のまちづくりへの転換が求められています。

上位計画・関連計画、社会的背景を踏まえ、社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進めるため、新たな都市の将来像の具現化と、まちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に、都市計画マスタープランの見直し・改定を行います。

#### ■都市計画マスタープラン改定の背景

##### 上位計画・関連計画の策定・見直し

- 【国】 「立地適正化計画」の創設（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律）（平成26年8月）  
「国土形成計画（全国計画）」の閣議決定（平成27年8月）
- 【県】 「山梨県都市計画マスタープラン」の改定（令和2年10月）  
「都市計画区域マスタープラン」の改定（改定中）
- 【市】 「笛吹市人口ビジョン」及び「笛吹市総合戦略」の策定（平成27年10月）  
「第二次笛吹市総合計画（ハートフルタウン笛吹）」の策定（平成30年3月）

##### 当初計画策定後の社会経済情勢の変化

- ・人口減少が当初の予想を上回る速さで進行
- ・甚大な被害をもたらした東日本大震災による防災意識の高まり
- ・想定外の気象状況（大雨・大雪）による災害の発生
- ・公共施設の老朽化による維持管理経費の増大
- ・社会保障関連経費等の増大による行財政運営の逼迫
- ・地域コミュニティの活力の低下
- ・リニア中央新幹線の山梨県駅の設置
- ・新山梨環状道路（東部区間）の整備

### 都市計画マスタープランの改定

### (2) 改定にあたっての考え方

「笛吹市都市計画マスタープラン」の改定にあたっては、「山梨県都市計画マスタープラン」及び「都市計画区域マスタープラン\*」「第二次笛吹市総合計画」等の上位計画や「笛吹市人口ビジョン」「第2期 笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画を踏まえるとともに、庁内ヒアリングを通じて過去10年間のまちづくり施策の実施状況や新たな施策の有無、意向等を把握し、実情に即した見直しを行い、改定するものとします。

注) \* 都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき策定される法定計画で、本市が属する笛吹川都市計画区域の計画が、「甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（笛吹川都市計画）」となります。本マスタープランでは、この計画を「都市計画区域マスタープラン」と表記するものとします。

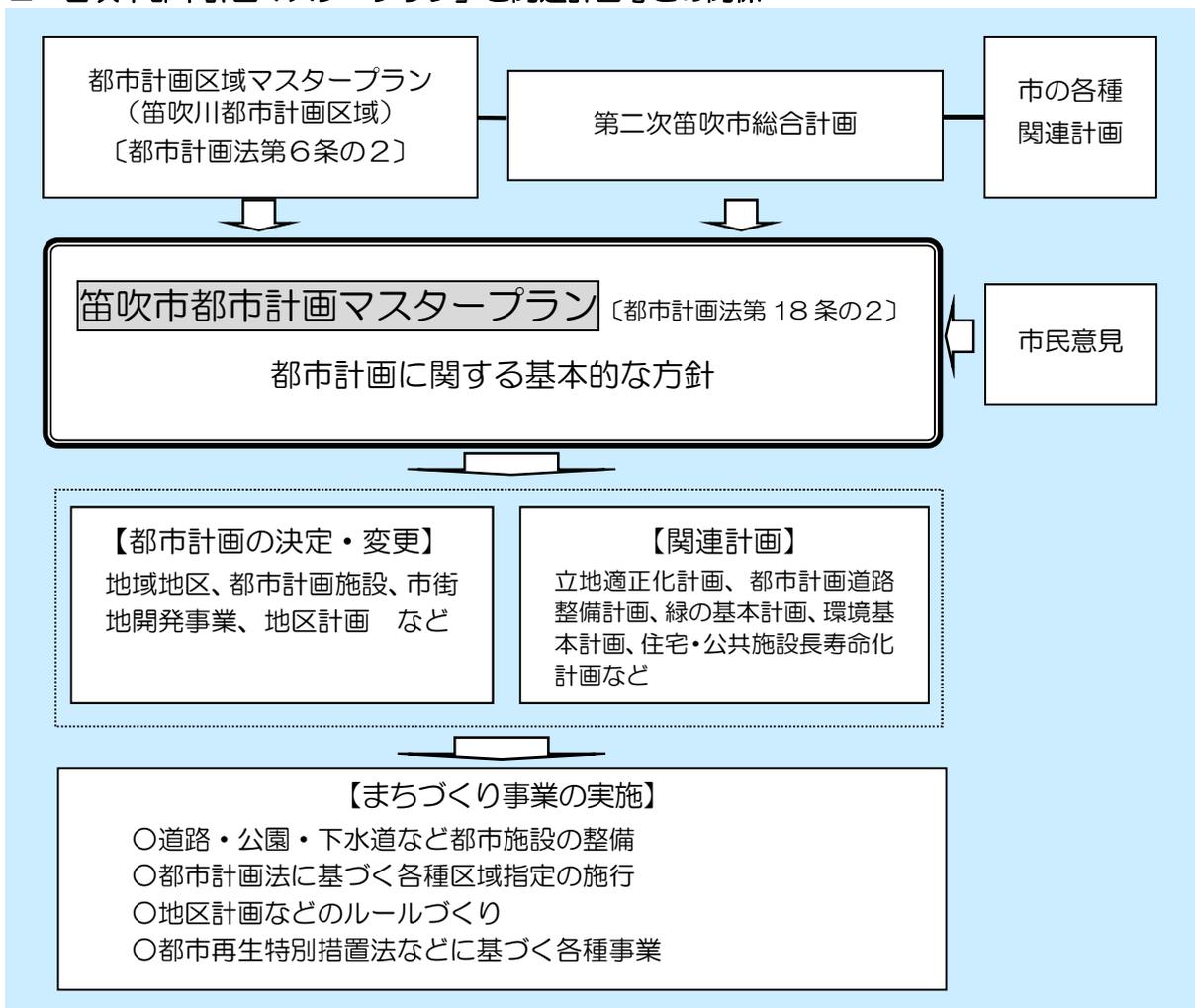
## 2. 計画の位置付けと役割

「笛吹市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市町村が定める都市計画の基本的な方針であり、本マスタープランは以下の役割を担っています。

### ■都市計画マスタープランの役割

- 中長期的な視点に立った都市の将来像を「第二次笛吹市総合計画」に即して明確にすること。
- 具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となること。
- まちづくりに係る個別計画相互の調整を図ること。
- 市民の都市計画に対する理解とまちづくりへの主体的な取組みを促すこと。

### ■「笛吹市都市計画マスタープラン」と関連計画等との関係



### 3. 目標年度と目標人口

#### (1) 計画対象区域

##### ●対象区域『笛吹市全体』

対象区域は、都市計画区域を基本としますが、都市計画区域外の山間地も、まちづくりとしては一体的に計画する必要があることから、市域全体を計画対象区域とします。

#### (2) 目標年度

現行の「笛吹市都市計画マスタープラン」は、平成 21 年度（2008 年）から 20 年後の令和 10 年度（2028 年）を目標年度としています。

今回の改定は中間年度における計画の見直しとなるため、目標年度は変更せず、基準年度を令和 2 年度（2020 年）とし、計画期間を次のとおり変更します。

- 目標年度 : 令和 10 年度（2028 年）
- 計画期間 : 令和 3 年度（2021 年）～令和 10 年度（2028 年）

なお、計画期間終了後には、全面的な改定を行うものとします。ただし、社会経済情勢の変化や都市計画に関する国及び県等の施策の変更、リニア中央新幹線の開業、新山梨環状道路等の高規格幹線道路の供用など、本市に関わる都市づくりの方向性に大きな変化が生じた時には、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### (3) 目標人口

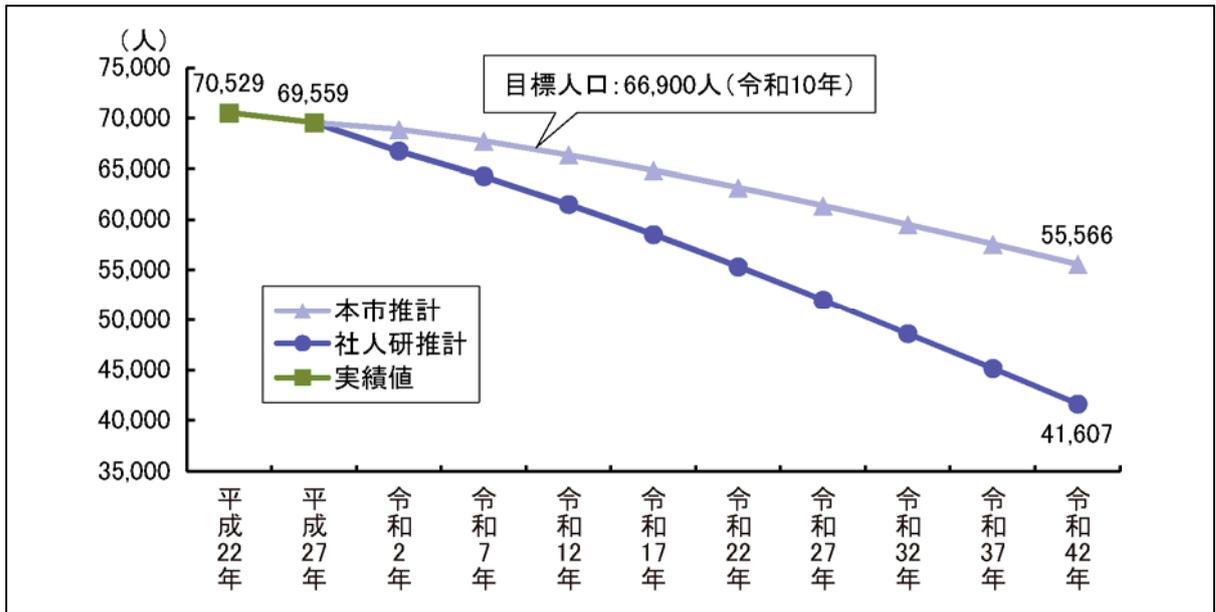
国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成 30 年 3 月に公表した推計によると、本市の人口は、現在の人口動向が続いた場合、令和 42 年（2060 年）には約 42,000 人まで減少するとされています。

笛吹市人口ビジョンでは、将来的にリニア中央新幹線山梨県駅の開業などによる波及効果等を見込んで、令和 42 年（2060 年）には約 55,600 人の人口を維持し、各種施策を進めていくものとしています。

本マスタープランの上位計画である第二次笛吹市総合計画においても、笛吹市人口ビジョンに基づく目標人口を設定しています。したがって、本マスタープランの目標年度（令和 10 年度・2028 年）における将来人口も整合を図るものとし、次のとおり想定します。

- 目標人口 : 66,900 人（令和 10 年度 2028 年）

■ 笛吹市の将来人口の展望



[資料：笛吹市人口ビジョン（平成27年10月）]

## 4. 笛吹市都市計画マスタープランの構成

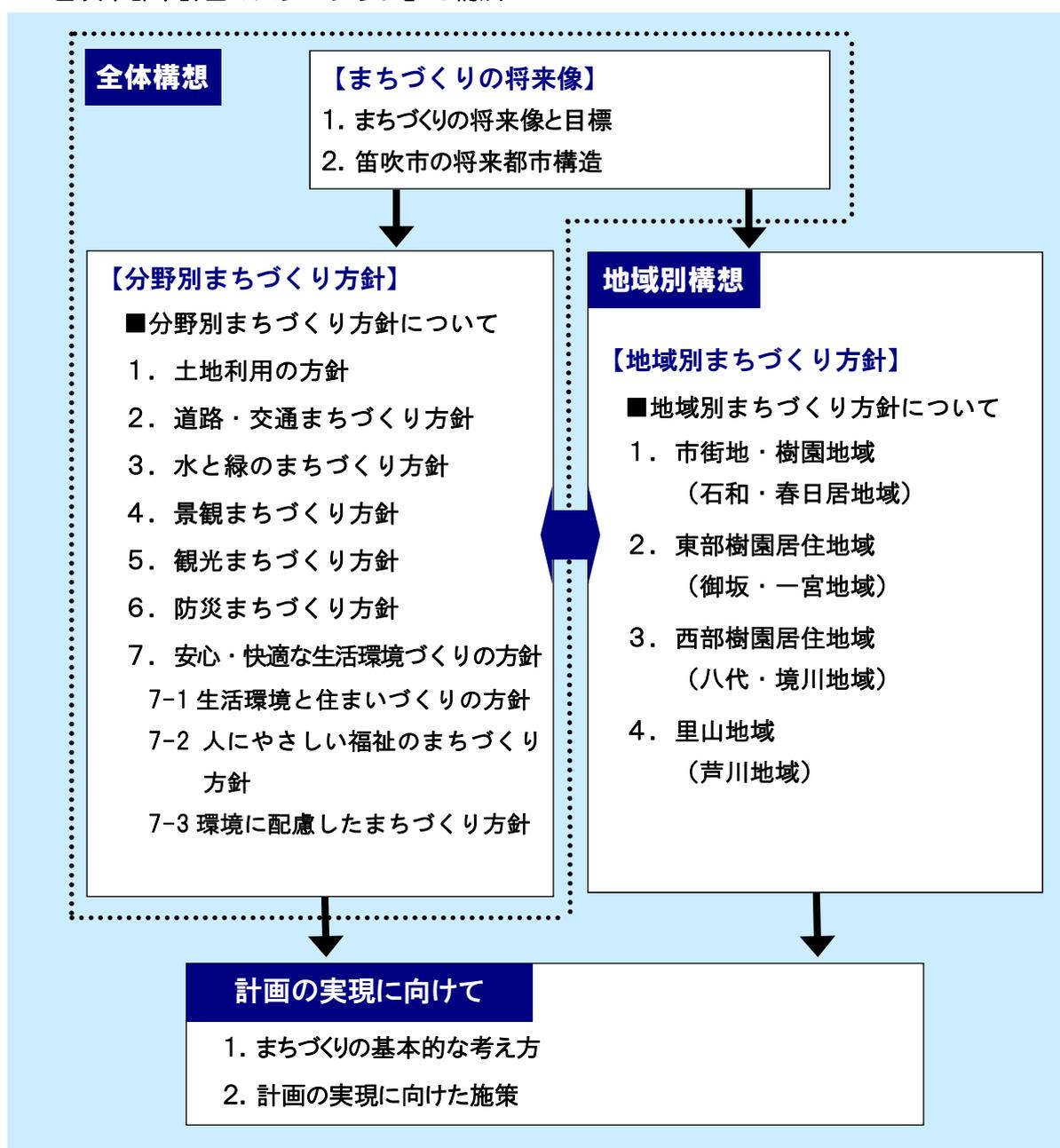
「笛吹市都市計画マスタープラン」は、「全体構想」「地域別構想」及びこれらを推進するための「計画の実現に向けて」の3つの項目からなっています。

「全体構想」では、笛吹市のあるべき姿を「まちづくりの将来像」として、市全体のまちづくりの方向をまちづくりの分野ごとに「分野別まちづくり方針」として示しています。

また、「地域別構想」では、4つの地域ごとに、地域づくりの方向を「地域別まちづくり方針」として示しています。

さらに、「計画の実現に向けて」では、本マスタープランの実現に向けて、今後取り組むべき内容を示しています。

### ■「笛吹市都市計画マスタープラン」の構成



# 第1章 笛吹市の概況と課題



# 第1章 笛吹市の概況と課題

## 1. 笛吹市の概況

### (1) 広域的な立地条件

本市は、甲府盆地の東側、首都東京からほぼ100km圏に位置し、関東と中京圏を結ぶ内陸部の国土幹線軸上にあり、“桃・ぶどう日本一の郷”、石和・春日居温泉郷を擁する観光都市として知られています。

本市の総面積は山梨県全体の4.5%にあたる約201.92km<sup>2</sup>で、西は県都甲府市、北側から東側は山梨市と甲州市、南側は御坂山地を隔てて富士河口湖町に接しています。

市域は、北に大蔵経寺山や兜山、南に御坂山系の山々が連なり、盆地平坦部に形成された市街地や集落地と、それを取り囲むように果樹地帯が山麓まで広がっています。

本市には、JR中央本線（石和温泉駅、春日居町駅）、中央自動車道（一宮御坂IC、笛吹八代スマートIC）があり、東京と約90分で結び、長野・名古屋方面とも結んでいます。

広域幹線道路では、東京と長野県松本方面を結ぶ国道20号が東西軸を形成し、奥多摩方面を結ぶ国道411号、秩父方面を結ぶ西関東連絡道路や国道140号、河口湖方面を結ぶ国道137号が通っており、広域交通の要衝となっています。

今後、市内では新山梨環状道路（東部区間・北部区間）の整備をはじめ、本市西側に近接してリニア中央新幹線山梨県駅の設置が予定されているなど、広域的な交通アクセスの一層の向上と更なる地域の発展が期待されています。

### ■ 笛吹市の広域的な交通条件



## (2) 笛吹市の特色

### ①日本有数の桃・ぶどうの郷

本市は、土壌が肥沃で排水がよく、日照時間が長いうえに昼夜の気温差が大きいなど、果樹栽培に適した土地で、日本有数の果樹地帯となっています。

特に、桃・ぶどうは栽培面積、収穫量、出荷量いずれも全国市町村の中で一番を誇っており、果樹園に囲まれた特色ある樹園景観、ワイナリーなども全国的に知名度を高めており、名実ともに「桃・ぶどう日本一の郷」としてこれまで歩んできました。

歴史ある日本の果樹栽培を先導してきた先人の偉業をたたえ、平成 17 年 10 月に「桃・ぶどう日本一の郷」を宣言しています。平成 29 年 3 月には農林水産省により、「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」として日本農業遺産\*1に認定されました。

また、ぶどう畑の広がる独特の景観は、平成 30 年 5 月に文化庁により、「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」として日本遺産\*2に認定されました。

### ②古代ロマンあふれる郷～「甲斐国千年の都」

本市の歴史は古く、旧石器時代から人々が生活し、古代では甲斐国の政治・文化の中心地、中世は武田家ゆかりの地、江戸時代は石和の宿場町、甲州街道、若彦路、鎌倉街道、秩父路の往来の要衝として栄えてきた歴史があります。

市内には縄文時代の釈迦堂遺跡や一の沢遺跡など全国的に名の通った遺跡のほか、岡銚子塚古墳や竜塚古墳、姥塚古墳といった古墳時代の遺跡など、貴重な歴史文化的資源が数多く分布しています。釈迦堂・一の沢・桂野遺跡からの出土品の一部は、平成 30 年 5 月に文化庁により、「星降る中部高地の縄文世界―数千年を遡る黒曜石鋳山と縄文人に出会う旅―」として認定された日本遺産の構成遺産となっています。

特に、山梨県最古の寺である寺本廃寺跡や甲斐国府、国衙、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、甲斐国唯一の御厨である石和御厨が存在したと伝えられるなど、本市は古代の甲斐の国成り立期から 1519 年の武田館の甲府移転までの約千年の間、甲斐国の政治・文化の中心として大きな役割を担ってきました。本市は平成 21 年 10 月に「甲斐国千年の都 笛吹市」を宣言しています。

### ③癒しの温泉と季節を彩る祭りやイベント

全国屈指の温泉郷である石和温泉、春日居温泉は、山梨県の観光宿泊拠点として四季を通じて多くの観光客を迎え入れており、近津用水のせせらぎやまちなみなど、昔をしのぶ温泉街の風情が色濃く残っています。恵まれた温泉資源を活用した公営温泉施設や足湯広場は、市民や観光客の癒しの場、憩いの場として親しまれています。

また、春の「桃源郷春まつり」「笈形焼き」「笛吹市桃の里マラソン大会」「すずらんの里まつり」、夏の「甲斐いちのみや大文字焼き」「笛吹川石和鶴飼」「石和温泉花火大会」、秋の「川中島合戦戦国絵巻」など、季節を彩る祭り・イベントが行われ、多くの人々が訪れています。

### ④豊かな自然と個性的で美しい景観

本市は、北部に大蔵経寺山や兜山、南部の御坂山系の山々に囲まれ、森林や水辺など豊かな自然に恵まれています。特に、芦川の源流域にはニホンスズランが自生しており、日本でも有数の群生地となっています。

また、笛吹川とその支流が創り出した肥沃な土地の恩恵を受け、市街地や集落地周辺から山麓一帯には桃やぶどうなどの果樹園が広がり、春にはまち全体が一面ピンクに彩られるなど、本市特有の美しい景観を見せてくれます。

そのほか、山麓からは甲府盆地の美しい夜景や南アルプスの山々が眺められ、新道峠は富士山を眺める絶好の眺望場所としても知られています。

注) \*1 日本農業遺産：我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を「日本農業遺産」として農林水産省が認定するものです。

\*2 日本遺産：地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するものです。

### (3) 笛吹市の概況

#### 1) 自然条件

##### ①気候

気候は温暖で雨や雪は少なく、年平均気温 13.7 度、年平均降水量は 1,050mm 程度となっています。一方、盆地特有の内陸性気候で、夏と冬、昼と夜の温度差は大きく、日照時間が長いため、果樹栽培に適した気候となっています。

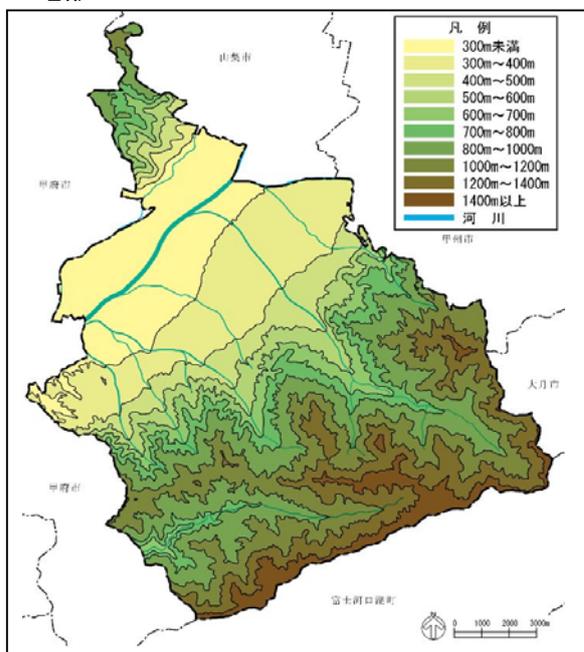
##### ②地形・水系

本市の地形は、北に大蔵経寺山や兜山、南に御坂山系の山々に囲まれた盆地を形成しており、大きく山地・丘陵地と山麓の扇状地、盆地底部の沖積平地で構成されています。

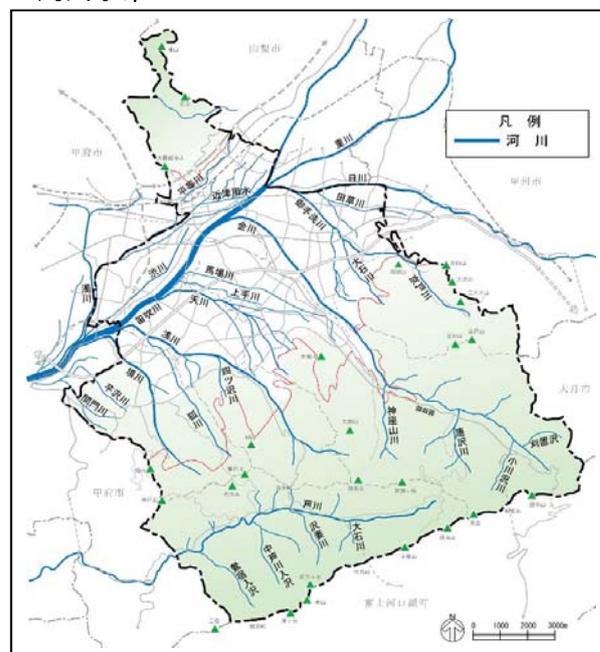
河川水系は、市の中央を西に流れる笛吹川水系に属しており、山地から流れる日川、金川、浅川、境川等の河川が合流しています。また、芦川地区を流れる芦川は、甲府市、市川三郷町を経て、笛吹川最下流部に合流し、富士川に注いでいます。

全体に河川は急流河川が多く、過去には大きな水害もたびたび発生しています。

#### ■地形



#### ■河川水系



##### ③自然環境

市域面積の約6割は森林で占められ、山、森、水と水辺など豊かな自然環境に恵まれています。

山梨百名山に数えられている北部の大蔵経寺山や兜山、南部の御坂山系に属する達沢山、春日山、釈迦ヶ岳、黒岳などの山々は、登山・トレッキングコースが整備され、多くの人々に利用されています。

また、笛吹川の水辺、稲山ケヤキの森、四ツ沢川、八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園、森林公園金川の森、花見台・金沢憩いの森公園、御坂路さくら公園、藤壘の滝周辺などは、自然とのふれあいの場として市民に親しまれています。

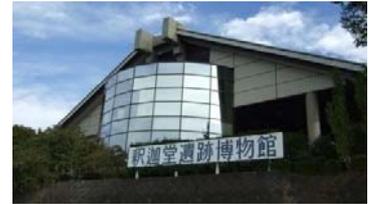
芦川の源流域にある日本有数のニホンズランの群生地やブナの原生林が分布する黒岳周辺は、「山梨県自然環境保全条例」に基づき、それぞれ「自然記念物」及び「保存地区」に指定されています。

## 2) 歴史的な特色

### ①都市の成り立ち

#### ■縄文時代・古墳時代

本市の歴史は古く、縄文時代の釈迦堂遺跡・一の沢遺跡からは珍しい遺物が数多く出土し、重要文化財に指定されています。古墳時代には岡銚子塚古墳や竜塚古墳、姥塚古墳、経塚古墳等が築かれました。



・釈迦堂遺跡博物館

#### ■古代

市内には甲斐国最古の寺である寺本廃寺や甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、甲斐国唯一の御厨等が存在し、国府や国衙、国分の地名が残されているなど、古代甲斐国の政治・文化の中心地であったことがわかります。



・寺本廃寺跡

#### ■戦国時代

戦国大名武田家の祈願寺であった慈眼寺や大蔵経寺等には武田家ゆかりの資料が残されています。また山梨岡神社の太々神楽は「武田信玄出陣の神楽」とも呼ばれ、戦勝を祈願し、奉納したと言われています。



・山梨岡神社

#### ■江戸時代

甲州街道が整備され石和は宿場町として栄えました。また市内には古代の官道「若彦路」や歴史の道百選に指定されている「御坂路」、雁坂峠を越え秩父に通じる「秩父往還」等が通り、古来より数多くの人馬の往来がありました。



・御坂路

#### ■明治時代

本市一宮町にあるルミエールでは、日本初のヨーロッパ型地下ワイン発酵槽が造られました。現在は、古いワイン造りの様子を伝える貴重な遺構として、登録有形文化財に指定されています。



・地下ワイン発酵槽

#### ■現代（大正・昭和・平成）

俳壇では巨匠飯田蛇笏・龍太親子が活躍し、深沢七郎が「笛吹川」を、小川正子が「小島の春」を執筆しました。また、昭和36年に石和町で温泉が湧出し、その後の高度経済成長の流れの中で、石和・春日居温泉は一大温泉郷として、また果実の郷として発展してきました。



・温泉湧出当時の様子

### ②笛吹市の沿革

明治時代の初めは、江戸期から継続する約百近くの村からなっていました。その後、明治の大合併をはじめ幾多の変遷を経て、平成16年10月12日に、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の5町1村が合併し、笛吹市が誕生しました。さらに、平成18年8月1日には芦川村と合併し、現在の笛吹市となりました。

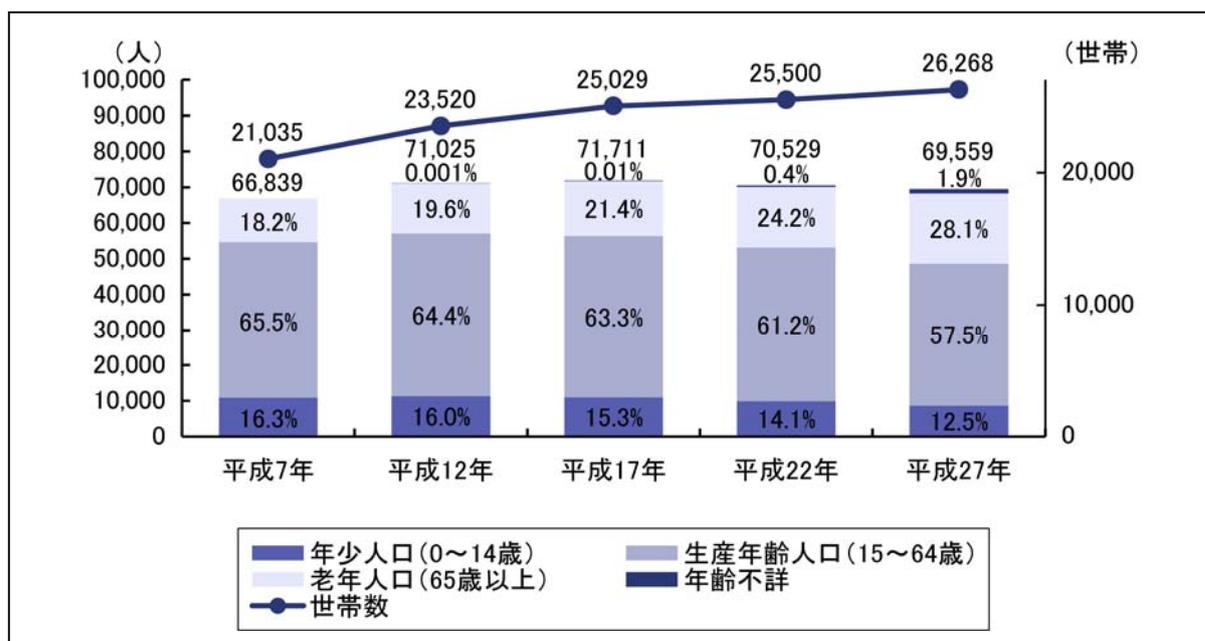
### 3) 人口の動向

#### ①人口・世帯数

本市の人口・世帯数は、平成27年10月1日現在、69,559人、26,268世帯（国勢調査）で、平成17年までは順調に増加してきましたが、その後減少に転じ、近年は緩やかな減少傾向にあります。

1世帯当たり人員は、平成7年の3.18人から平成27年には2.65人と減少しており、人口が減少傾向にある中で、世帯数は増加しています。

#### ■人口・世帯数の推移



項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559
世帯数(世帯)	21,035	23,520	25,029	25,500	26,268
世帯当たり人員(人/世帯)	3.18	3.02	2.87	2.77	2.65

[資料：国勢調査]

## ②少子・高齢化の状況

本市の65歳以上の高齢者の割合は、平成27年で28.0%であり、全国平均の26.0%、山梨県平均の27.5%を上回り、4人に1人以上が高齢者となっています。平成12年と比べて高齢者の数は約5千人、比率で8ポイント以上も増加しており、急速な高齢化が進んでいます。

また、年少人口の割合も減少しており、少子化も進んでいます。

### ■年齢別人口の推移

年齢区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
年少人口	11,366	16.0	10,966	15.3	9,960	14.1	8,720	12.5
生産年齢人口	45,761	64.4	45,382	63.3	43,189	61.2	40,010	57.5
老年人口	13,897	19.6	15,356	21.4	17,092	24.2	19,541	28.0
総人口	71,025	100.0	71,711	100.0	70,529	100.0	69,559	100.0

注) 年少人口とは0～14歳、生産年齢人口とは15～64歳、老年人口とは65歳以上の人口をいう。

[資料：国勢調査]

## ③地区別人口の推移

地区別人口では、石和地区が最も多く、本市の人口の約38%が集中しており、次いで、御坂地区、一宮地区の順となっています。

人口の推移では、春日居地区が増加し、その他の地区は減少しています。特に、芦川地区の減少が著しくなっています。

### ■地区別人口の推移

地区	平成20年4月		令和2年4月		人口増減 (令和2年/平成20年)
	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	
石和地区	26,925	11,144	26,795	12,622	▲0.5%
御坂地区	12,392	4,083	11,757	4,615	▲5.1%
一宮地区	11,040	3,639	10,168	4,076	▲7.9%
八代地区	8,662	2,879	8,185	3,161	▲5.5%
境川地区	4,773	1,559	4,274	1,750	▲10.5%
春日居地区	7,191	2,858	7,380	3,281	+2.6%
芦川地区	526	235	322	179	▲38.8%
市全体	71,509	26,397	68,881	29,684	

[資料：住民基本台帳]

## ④都市計画区域及び用途地域の人口

都市計画区域内の人口は、本市の人口の約99%を占めています。

### ■都市計画区域及び用途地域の人口

区分	面積(ha)	人口	
		人口(人)	比率(%)
全市域	20,192	69,559	100.0
都市計画区域	8,820	68,835	99.0
用途地域	235	6,555	9.4

注) 人口は、平成27年実施の国勢調査による。

[資料：笛吹市都市計画基礎調査(平成29年)]

## ⑤通勤・通学流動の状況

市民の通勤・通学に関する流入・流出先は、甲府市が最も多く、次いで、山梨市、甲州市の順となっています。本市は、甲府市との結びつきが強い都市となっています。

### ■流入人口（通勤）

項目		流入者数（人）
従業地による就業者数		32,912
流入	就業者数	12,336 [流入率：37%]
流入別の流入者数	県内	11,422
	1位 甲府市	4,602
	2位 山梨市	2,033
	3位 甲州市	1,446
	4位 甲斐市	896
	5位 南アルプス市	547
	その他の市町村	1,898
県外	268	

注) 流入率：流入就業者数／従業地による就業者数×100（%）

項目		流出者数（人）
常住地による就業者数		35,536
流出	就業者数	14,960 [流出率：42%]
流出先別の流出者数	県内	13,923
	1位 甲府市	7,538
	2位 山梨市	1,538
	3位 甲州市	1,068
	4位 中央市	722
	5位 昭和町	715
	その他の市町村	2,342
県外	542	

注) 流出率：流出就業者数／常住地による就業者数×100（%）

[資料：笛吹市都市計画基礎調査（平成29年）]

### ■流入人口（通学）

項目		流入者数（人）
住業地による通学者数		6,284
流入	通学者数	887 [流入率：14%]
流入別の流入者数	県内	360
	1位 甲府市	168
	2位 山梨市	76
	3位 甲州市	55
	4位 甲斐市	20
	5位 大月市、中央市	7
	その他の市町村	27
県外	5	

注) 流入率：流入通学者数／住業地による通学者数×100（%）

項目		流出者数（人）
常住地による通学者数		8,572
流出	通学者数	3,175 [流出率：37%]
流出先別の流出者数	県内	2,342
	1位 甲府市	1,577
	2位 山梨市	396
	3位 甲州市	108
	4位 北杜市	36
	5位 都留市、上野原市	34
	その他の市町村	157
県外	311	

注) 流出率：流出通学者数／常住地による通学者数×100（%）

[資料：笛吹市都市計画基礎調査（平成29年）]

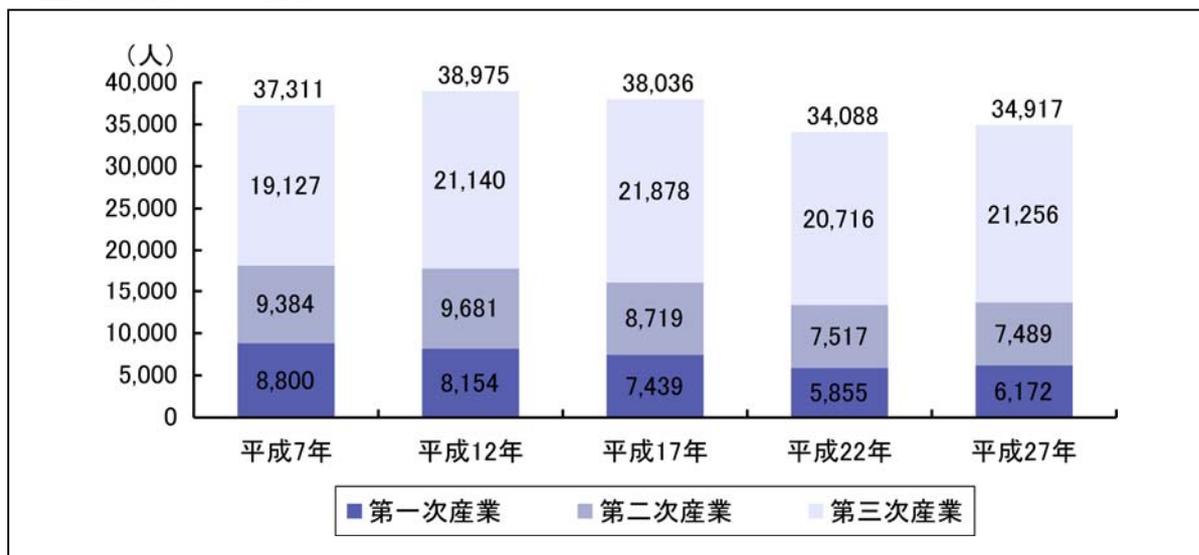
## 4) 産業

### ①産業別就業人口

本市の平成27年における産業別就業人口の構成比は、第三次産業が半数以上で最も多くなっていますが、第一次産業も17.7%を占めており、全国平均の4.0%、山梨県平均の7.3%と比べ、かなり大きな割合を占めています。

“桃・ぶどう日本一の郷”にふさわしく、基幹産業である農業の従事者が多いことがうかがえます。

#### ■産業別就業人口の推移



[資料：国勢調査]

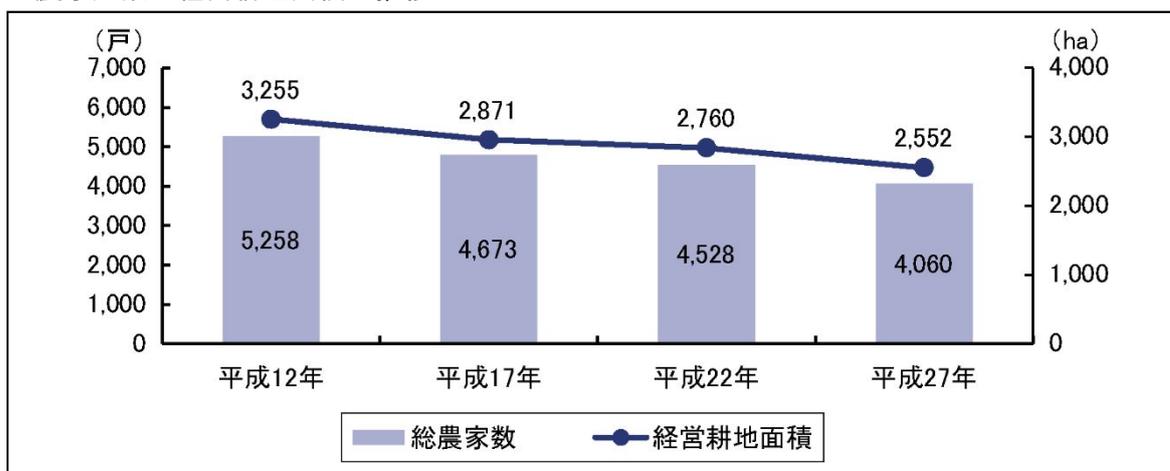
### ②産業の概況

#### (ア) 農業

農業は本市の基幹産業ですが、農家数、経営耕地面積はともに減少しています。

平成28年には、果実栽培は農業産出額の約84%を占め、果樹園地面積は経営耕地面積の約93%を占めています。

#### ■農家戸数・経営耕地面積の推移



[資料：農業センサス]

### ■農業産出額の推移

項目	平成16年	平成28年
農業産出額（百万円）	20,510	20,750
うち果実産出額（百万円）	17,640	17,440
比率（％）	86.0％	84.0％

〔資料：生産農業所得統計調査〕

### ■農地面積の推移

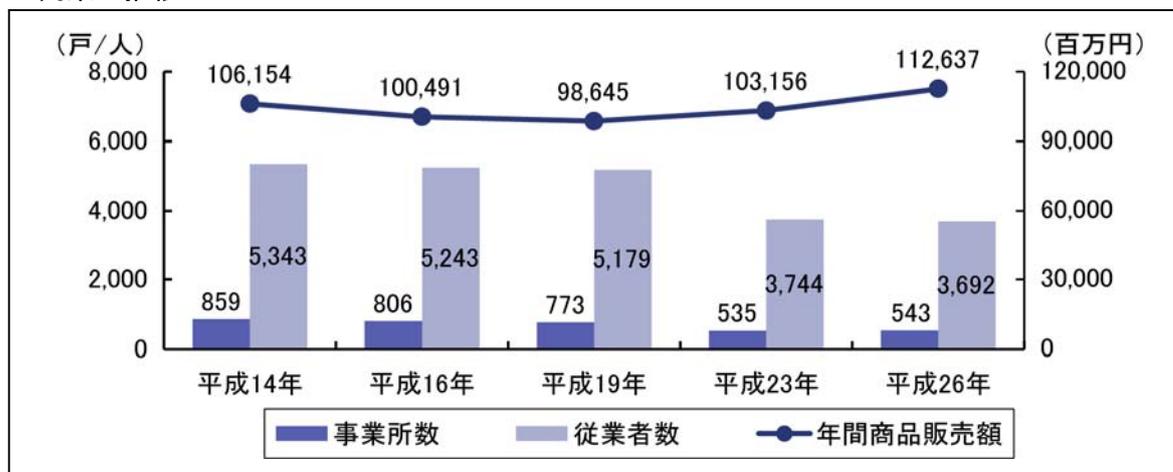
区分	平成17年	平成22年	平成27年
経営耕地面積（ha）	2,871	2,760	2,552
樹園地面積（ha）	2,684	2,557	2,372
耕作放棄地面積（ha）	165	171	195

〔資料：農業センサス〕

## （イ）商業

本市の商業は、事業所数、従業者数は減少傾向にあります。年間商品販売額は横ばいの状況となっています。

### ■商業の推移

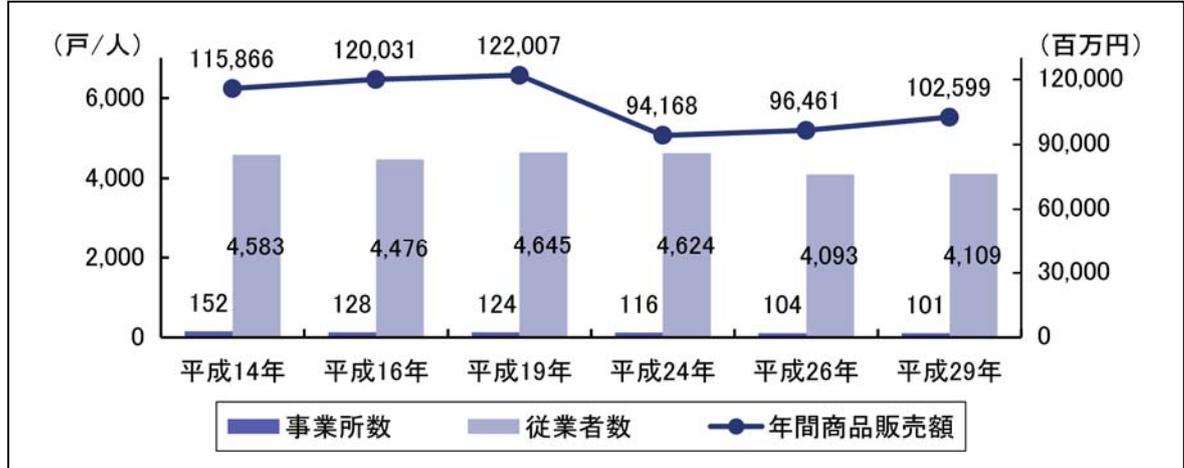


〔資料：商業統計調査〕

## (ウ) 製造業

本市の製造業は、平成 29 年現在、事業所数 101 所、従事者数 4,109 人で、事業所数、従業者数ともに横ばいの状況です。製造出荷額は、平成 29 年現在、約 1,026 億円となっており、平成 24 年に大きく減少しましたが、近年は再び増加傾向にあります。

### ■製造業の推移



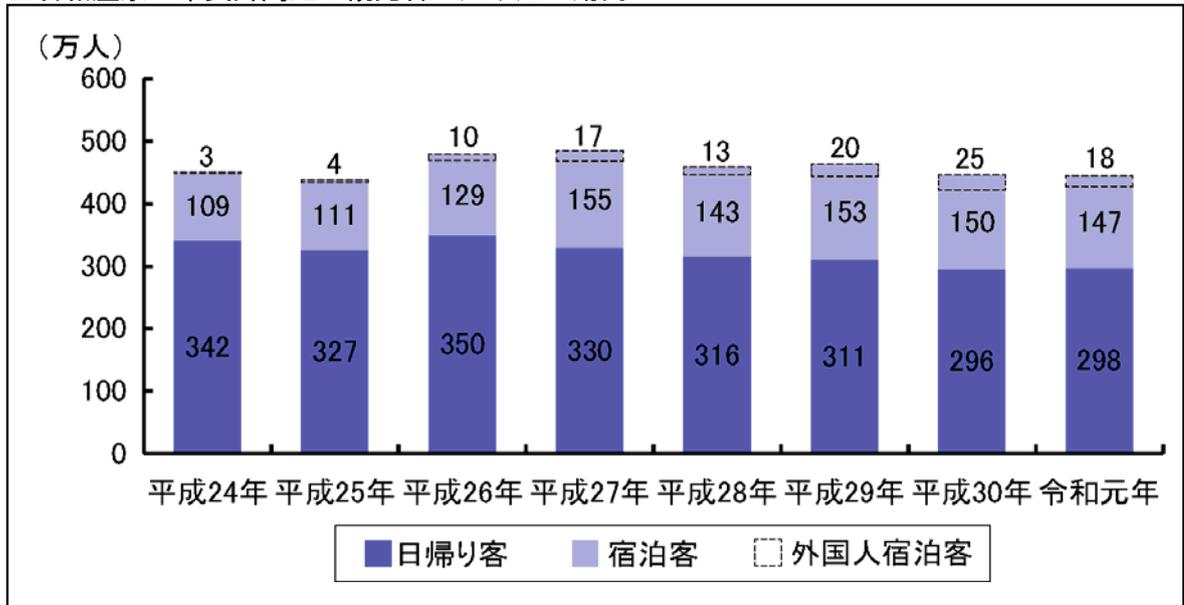
[資料：工業統計調査]

## (エ) 観光

「山梨県観光入込客統計調査」結果からみると「石和温泉・果実郷周辺」には、令和元年度に年間延べ 445 万人の観光客が訪れ、観光客の数は、近年横ばい状況にあります。

日帰り客・宿泊客別にみると、宿泊客の割合が 30%を超えており、近年、宿泊客の割合が増加傾向にあります。また、令和元年度において宿泊客の約 12%が外国人客となっています。

### ■石和温泉・果実郷周辺の観光客の入り込み動向



[資料：山梨県観光入込客統計調査]

## 5) 土地利用の現況

本市の土地利用は、宅地 15.97 km<sup>2</sup> (7.9%)、農用地 32.66 km<sup>2</sup> (16.2%)、森林等 118.21 km<sup>2</sup> (58.5%) となっており、約 75%が農用地、森林といった自然的な土地利用となっています。

中心市街地は、石和温泉駅周辺から甲府バイパス周辺にかけて形成されており、各支所周辺や幹線道路沿いなどに小規模な市街地が形成されています。

平地部から山麓一帯の中山間地域には、広く農地(果樹園)が分布しており、その中に集落地が分布しています。

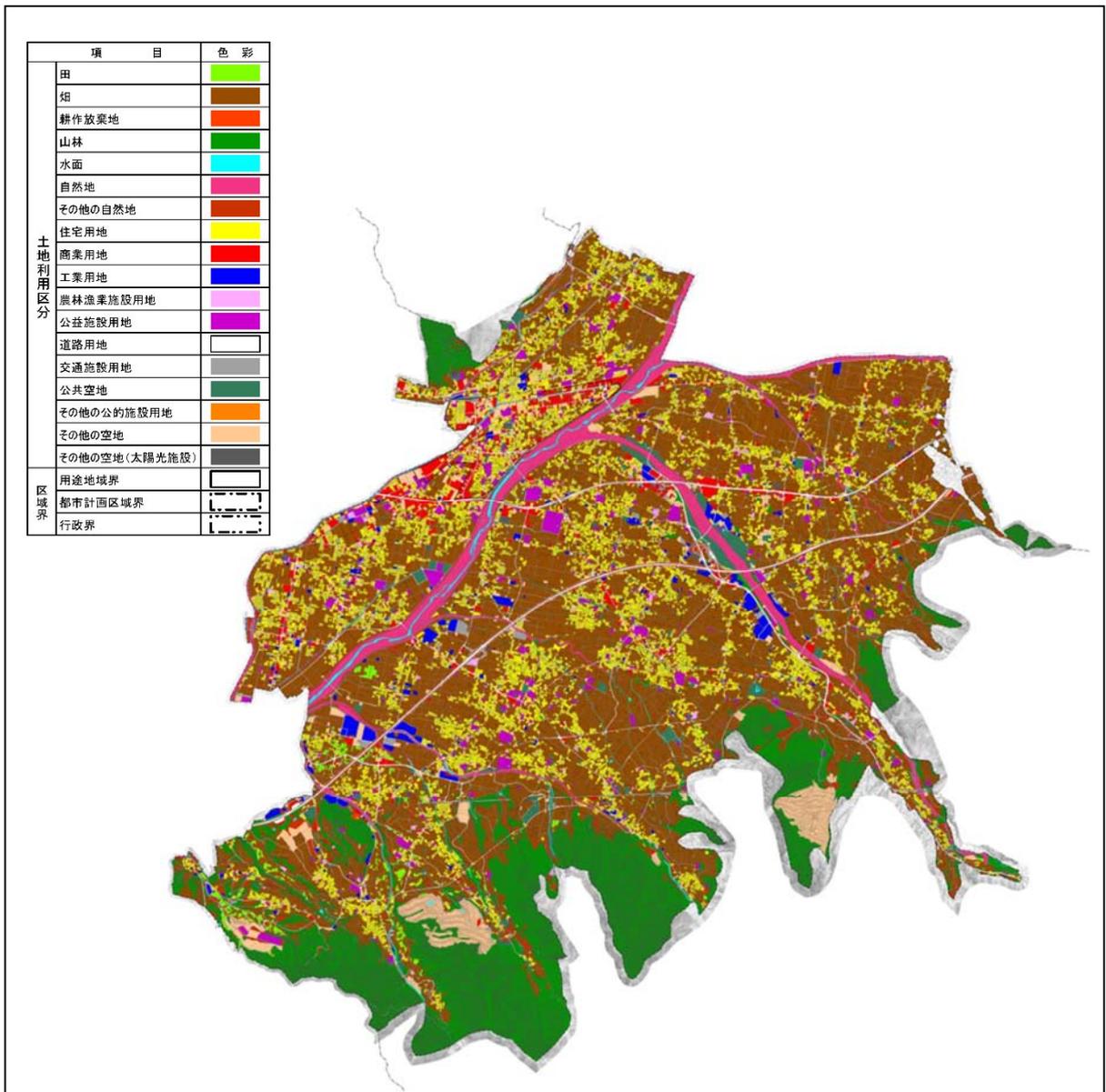
農地の宅地化が進行しており、それに伴って農地の多くを占める樹園地が減少しています。また、耕作放棄地も増加しています。

### ■土地利用別面積

種 別	面 積	
	面 積 (km <sup>2</sup> )	割 合 (%)
宅 地	15.97	7.9
農 用 地	32.66	16.2
森 林 等	118.21	58.5
そ の 他	35.08	17.4

[資料：市各種資料より集計]

### ■土地利用現況図（都市計画区域）



[資料：笛吹市都市計画基礎調査（平成 29 年）]

## 6) 道路・交通の現況

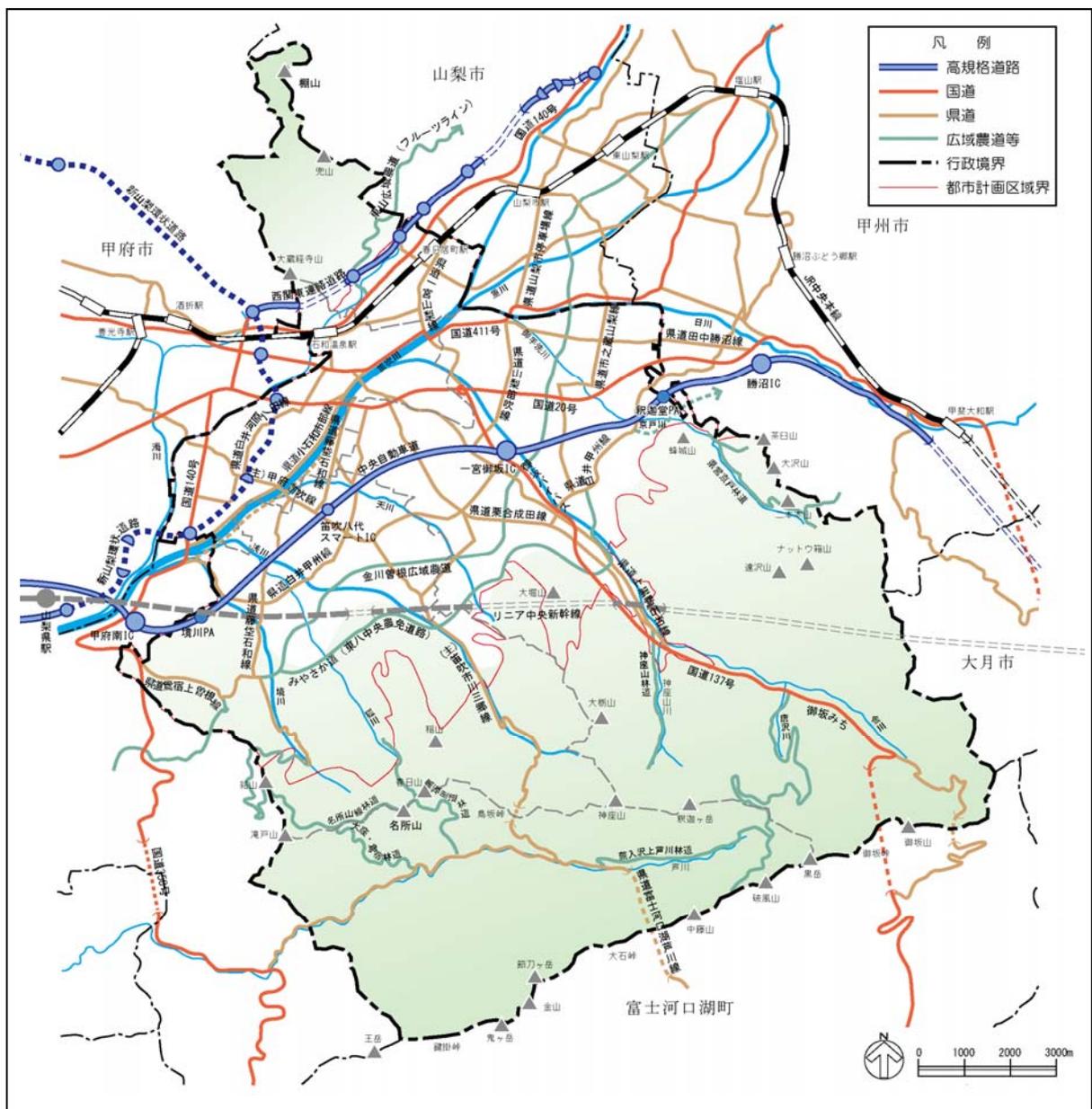
### ① 幹線道路網

高速道路では、中央自動車道が通り、市内の一宮御坂 IC、笛吹八代スマート IC をはじめ、市の東西の入り口には勝沼 IC・甲府南 IC があり、東京方面や長野・名古屋方面からのアクセスに優れています。

広域的な幹線道路としては、東京方面と長野方面を結ぶ動脈である国道 20 号をはじめ、奥多摩方面を結ぶ国道 411 号、秩父方面を結ぶ西関東連絡道路や国道 140 号、河口湖方面を結ぶ国道 137 号、本栖湖方面を結ぶ国道 358 号が通っています。

また、市の西部には新山梨環状道路（東部区間）の整備が進められており、国道 137 号の新たな御坂トンネルの整備が検討されているなど、本市は、これらの広域的な幹線道路の重要な交通結節地域となっています。

### ■ 笛吹市の幹線道路網



■新山梨環状道路の整備状況



[出典：山梨県県土整備部新山梨環状道路建設事務所]

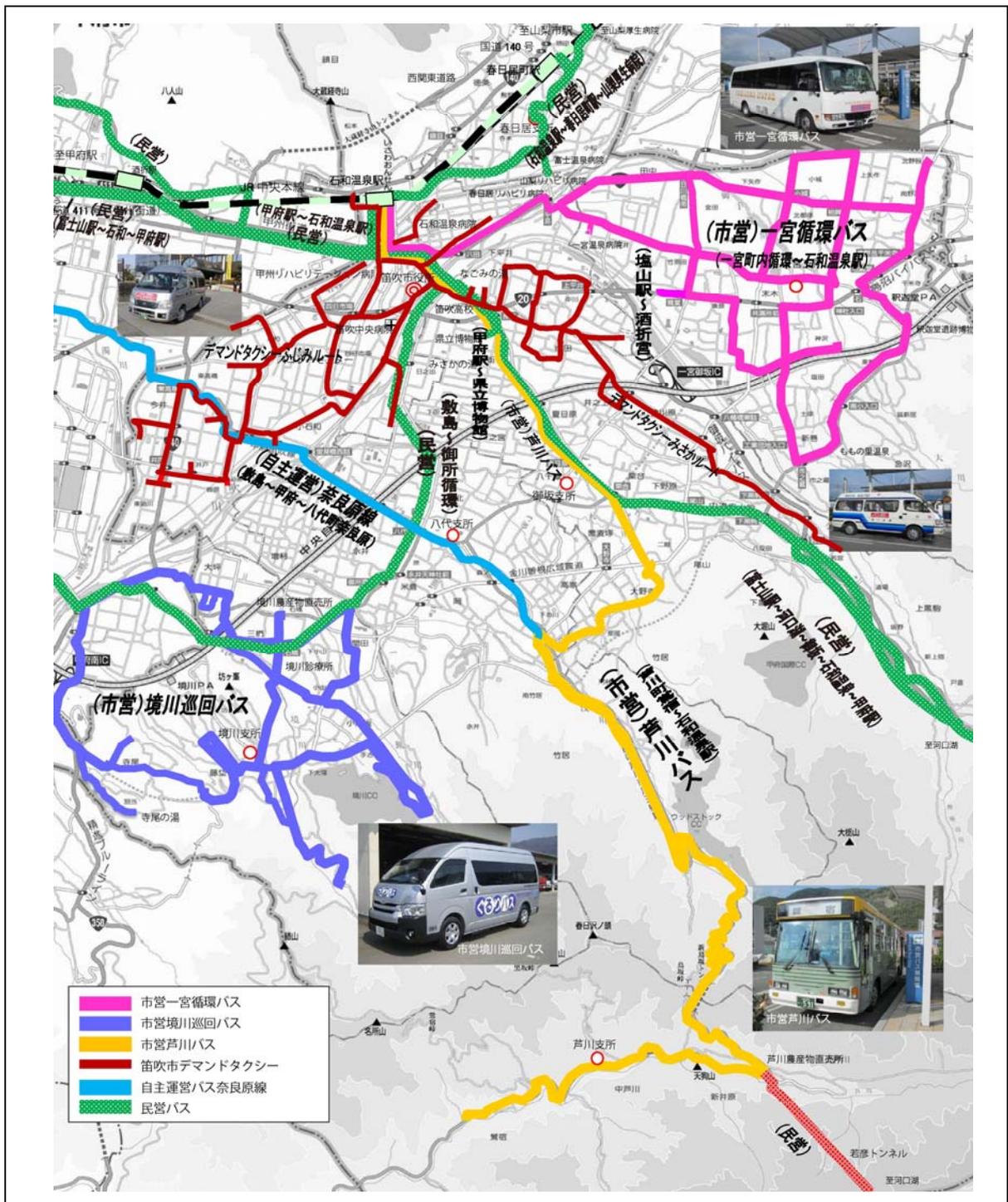
## ②鉄道・バス

鉄道では、JR 中央本線石和温泉駅と春日居町駅があり、東京と約 90 分で結んでいます。

市内のバス路線としては、市営の一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バス、笛吹市デマンドタクシーが運行し、民営では、「富士山駅～石和温泉駅～甲府駅」「石和温泉駅～春日居町駅～山梨厚生病院」「敷島～御所循環」などの路線が市内を運行しています。そのほかに甲府市と共同で自主運営バス奈良原線が運行しています。

高速バスについては、甲府駅と新宿駅を結ぶ路線が市内を運行しており、バス停が、中央自動車道区間内の釈迦堂、甲斐一宮、御坂、八代、境川に 5 か所、一般道区間には石和地区の市部通りと一宮地区の国道 20 号に 2 か所あります。

### ■主な市内バス路線図



〔資料：笛吹市企画課資料〕

## 7) 基盤施設の整備状況

### ①道路

本市の国道、主要地方道、一般県道、市道の整備状況は、次表の通りで、着々と整備が進められています。

#### ■道路の整備状況

[平成29年4月現在]

項目	一般国道指定区間 (m)	一般国道指定外 (m)	主要地方道 (m)	一般県道 (m)	市道 (m)
延長	8,850	35,025	36,644	74,016	909,219

[資料：道路現況表（平成29年4月、山梨県）]

また、都市計画道路は、現行用途地域周辺に計10路線が計画決定されており、平成28年3月現在、41.4%の整備率となっています。

#### ■都市計画道路の整備状況

[平成28年3月現在]

都市計画道路名称	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	都市計画道路名称	計画延長 (m)	整備済延長 (m)
西関東連絡道路	2,840	2,840	八田線	1,020	200
甲府バイパス	2,980	1,340	鵜飼橋松本線	1,350	164
甲府外郭環状道路 東区間	4,270	0	文化川中島線	680	0
石和市部通り線	950	950	石和温泉駅前松本線	250	250
石和温泉駅前線	1,500	1,500	計	17,470	7,244
石和本通り線	1,630	0			

[資料：笛吹市都市計画基礎調査（平成29年）]

### ②公園・緑地

本市の公園は、平成31年4月現在、都市公園が6か所（面積37.21ha）、その他の公園が20か所（面積30.62ha）設置されており、市民一人当たりの公園面積は9.76㎡/人となっています。

#### ■都市公園等の整備状況

[平成31年4月現在]

区分		か所数	面積(ha)	摘要
都市公園	街区公園	5	1.61	石和小林公園、石和温泉駅前公園など
	都市緑地	1	35.6	県立森林公園金川の森
	小計	6	37.21	
その他の公園		20	30.62	八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園など
計		26	67.83	
市民一人あたりの公園緑地面積		9.76㎡/人		67.83ha/69,463人≒9.76㎡/人

[資料：市まちづくり整備課資料]

### ③下水道

本市の下水道は、昭和 54 年の整備開始以来順調に進み、令和 2 年 3 月末で、供用開始区域は約 2,053ha で、整備率は 79.3%となっています。

#### ■下水道の整備状況

[令和2年3月現在]

区 分	項 目	計 画	供 用	整備率 (%)
笛吹市公共下水道	排水区域	2,589ha	2,053ha	79.3
	処理区域	2,589ha	2,053ha	79.3
	下水管渠	—	398,136m	
峡東流域下水道	排水区域	2,589ha	2,053ha	79.3
	処理区域	2,589ha	2,053ha	79.3
	ポンプ場	2 箇所 1,215 m <sup>2</sup>	2 箇所 1,215 m <sup>2</sup>	100.0
	処理場	1 箇所 136,000 m <sup>2</sup>	1 箇所 136,000 m <sup>2</sup>	100.0

[資料：笛吹市下水道課資料]

### ④上水道

本市の上水道は、上水道事業及び簡易水道事業により供給されており、平成 31 年 3 月現在、普及率は 99.2%となっています。

#### ■上水道の普及率

[平成31年3月現在]

種 別		人口・普及率
行政区域内総人口 (人)		69,436
給水人口 (人)	上水道	67,346
	簡易水道	1,534
	計	68,880
普及率 (%)		99.2

[資料：山梨県の水道 (令和 2 年 10 月、山梨県)]

### ⑤処理施設

本市の処理施設としては、笛吹市クリーンセンター (汚物処理場)、甲府・峡東クリーンセンター (ごみ処理場) が整備されています。

#### ■処理施設の整備状況

種 類	名 称	面積 (m <sup>2</sup> )	処理能力等
汚物処理場	笛吹市クリーンセンター	3,710	40KL/日
ごみ処理場	甲府・峡東クリーンセンター	53,100	焼却施設：369 t / 日 処理施設：67 t / 日

[資料：山梨県の都市計画 (平成 27 年 3 月、山梨県都市計画協会)]

### ⑥石和温泉駅の整備

石和温泉駅については、平成 26 年～平成 28 年にかけて橋上駅舎、南北自由通路、南口駅前広場、北口駅前広場が整備され、平成 27 年 3 月に橋上駅舎、平成 28 年 2 月に北口駅前広場の供用が開始されています。

## 8) 法適用の状況

### ①都市計画の指定状況

#### (ア) 都市計画区域

平成 23 年 4 月に都市計画区域の再編が行われ、本市は「笛吹川都市計画区域」に属しており、その総面積は 11,174ha で、そのうち笛吹市域が 8,820ha となっています。

#### ■笛吹川都市計画区域に属する地区

笛吹市：石和、御坂、一宮、八代、境川、春日居
甲府市：中道
中央市：豊富

#### ■笛吹川都市計画区域



#### (イ) 用途地域

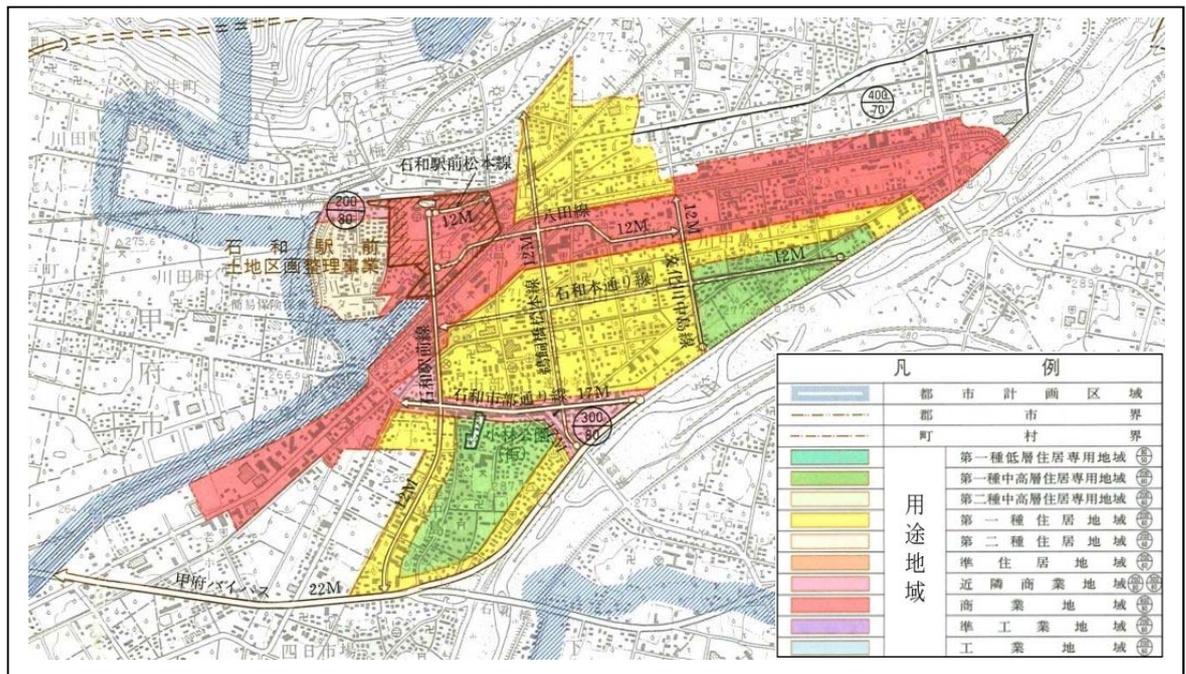
用途地域は、次図に示す石和地区に面積約 235ha の区域が指定されています。

#### ■用途地域の指定状況

用途地域区分	面積(ha)	比率 (%)	容積率/建ぺい率
第一種中高層住居専用地域	33.0	14.0	200/60
第一種住居地域	98.0	41.7	200/60
第二種住居地域	10.0	4.3	200/60
近隣商業地域	13.0	5.5	200/80,60
商業地域	81.0	34.5	400/80
計	235.0	100.0	

[資料：山梨県の都市計画（平成 27 年 3 月、山梨県都市計画協会）]

#### ■笛吹市都市計画総括図（用途地域指定部分）



## (ウ) 市街地整備

市街地整備では、石和温泉駅前土地区画整理事業が都市計画決定され、平成 25 年 3 月に整備が完了しています。

このほか、石和駅前地区と石和市部通り地区において地区計画を指定し、計画的な市街地整備を推進しています。

### ■市街地整備の実施状況

項目	地区名	面積 (ha)
土地区画整理事業	石和温泉駅前	13.1
地区計画	石和駅前地区	13.0
	石和市部通り地区	3.16

## (エ) 都市計画施設

都市計画施設は、次のとおり都市計画決定されています。

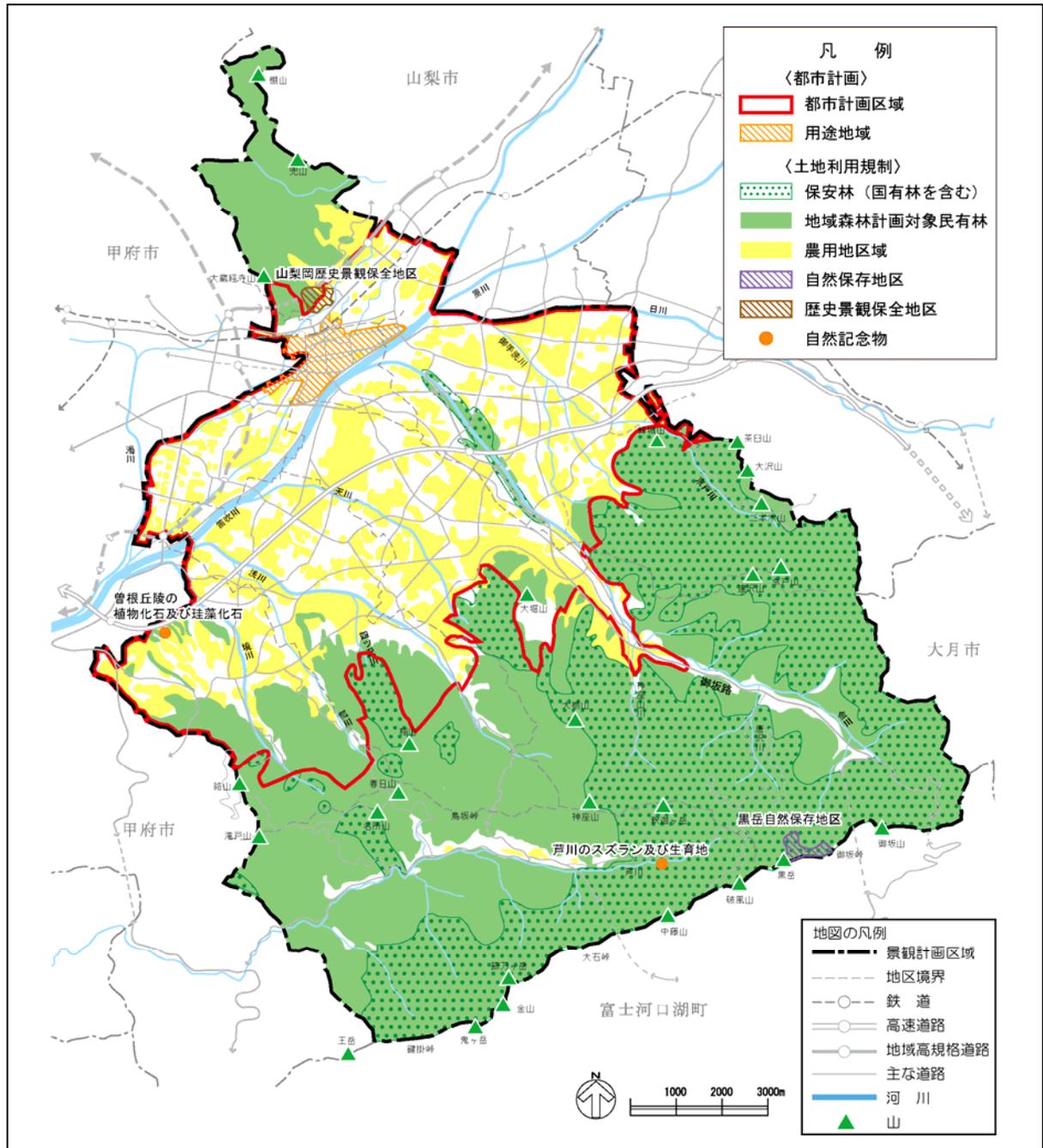
### ■都市計画施設の指定状況

●都市計画道路 10 路線	
・西関東連絡道路	3,190m (幅員 36m・27m・25m・18m)
・甲府バイパス	2,980m (幅員 22m)
・甲府外郭環状道路東区間	4,350m (幅員 18m)
・石和市部通り線	950m (幅員 17m)
・石和温泉駅前線	1,500m (幅員 12m)
・石和本通り線	1,630m (幅員 12m)
・八田線	1,020m (幅員 12m)
・鵜飼橋松本線	1,350m (幅員 17m・12m)
・文化川中島線	680m (幅員 12m)
・石和駅前松本線	250m (幅員 12m)
●都市計画公園 1 か所	
・石和小林公園 街区公園	0.48ha
●都市計画緑地 1 か所	
・境川寺尾緑地	4.0ha
●公共下水道	
・全体計画面積	2,589ha
●処理施設	
・笛吹市クリーンセンター	
・甲府・峡東地域クリーンセンター	

## ②その他の法適用の状況

その他の土地利用規制に関する法適用としては、森林法に基づく保安林及び地域森林計画対象民有林、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区\*が指定されています。

### ■土地利用規制に関する法適用の状況



注) \*本市における自然環境保全地区としては、山梨岡歴史景観保全地区(16.5ha)、芦川のニホンスズラン生育地(2.6ha)、黒岳自然保存地区(12ha)が指定されています。

## 9) 防災の状況

本市は、山梨県の多くの地域とともに南海トラフ地震の地震防災対策強化地域に指定されています。

このため、本市では、「笛吹市地域防災計画」や「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、総合的な防災対策を推進しています。

### ① 笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ

本市では、台風や集中豪雨などによる土石流やがけ崩れなどが発生した場合に被害の及ぶおそれがある「土砂災害警戒区域」及び、河川の氾濫による「浸水想定区域」並びに「指定避難所」等を示したハザードマップを作成し、防災意識の啓発に努めています。



・笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ

### ② 防災拠点・避難場所等

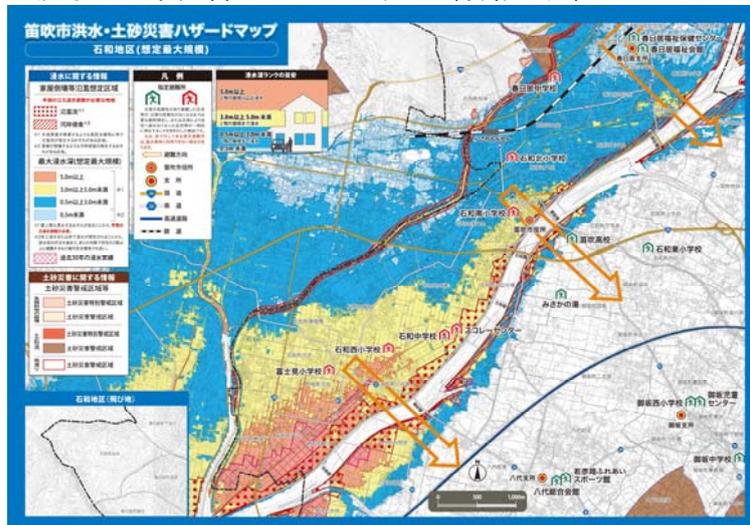
本市では、地域防災計画に基づき、次のとおり指定避難所 30 か所、指定緊急避難場所 22 か所、福祉避難所 8 か所が指定されています。

#### ■指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所

区分	指定施設
指定避難所 (30 か所)	石和南小学校、石和東小学校、石和北小学校、富士見小学校、石和西小学校、石和中学校、スコレーセンター、笛吹高校、御坂西小学校、御坂児童センター、御坂中学校、御坂東小学校、みさかの湯、一宮中学校、一宮西小学校、一宮南小学校、一宮北小学校、八代総合会館、若彦路ふれあいスポーツ館、浅川中学校、八代小学校、境川スポーツセンター体育館、境川小学校、境川坊ヶ峯ふれあいセンター、寺尾の湯、春日居小学校、春日居中学校、春日居福祉保健センター、春日居福祉会館、芦川小学校
指定緊急避難場所 (22 か所)	石和南小学校グラウンド、石和東小学校グラウンド、石和北小学校グラウンド、富士見小学校グラウンド、石和西小学校グラウンド、石和中学校グラウンド、石和農村スポーツ広場グラウンド、御坂西小学校グラウンド、御坂中学校グラウンド、御坂東小学校グラウンド、みさかの湯（グラウンド）、一宮中学校グラウンド、一宮西小学校グラウンド、一宮南小学校グラウンド、一宮北小学校グラウンド、浅川中学校グラウンド、八代小学校グラウンド、境川スポーツセンターグラウンド、境川小学校グラウンド、春日居小学校グラウンド、春日居中学校グラウンド、芦川小学校グラウンド
福祉避難所 (8 か所)	石和清流館、なごみの湯、御坂福祉センター、一宮児童館、八代福祉センター、境川坊ヶ峯ふれあいセンター、春日居福祉保健センター、芦川ふれあいプラザ

[資料：笛吹市地域防災計画]

#### ■洪水・土砂災害ハザードマップ（石和地区）



[出典：笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ]

## 10) 主な地域資源

### ①桃源郷の美しい景観と優れた眺望

本市は、日本有数の果実の生産地で、特に、桃・ぶどうは栽培面積、収穫量、出荷量いずれも全国市町村の中で一番を誇っています。この果樹園が広がる風景は、本市の大きな地域資源となっており、平成29年3月に農林水産省により、「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」として日本農業遺産に認定され、平成30年5月には文化庁により、「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」として日本遺産に認定されました。

#### ■日本遺産「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」の笛吹市に関わる構成遺産

構成遺産	文化財の指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ	文化財の所在地
ぶどう畑	未指定	江戸時代に考案された棚栽培を改良し、平地から急斜面まで見渡す限りぶどう畑が広がっています。明治時代までは甲府盆地東部の勝沼地区に限られていましたが、現在では峡東地域の各地に広がっています。	山梨市 笛吹市 甲州市
甲州式棚栽培	未指定	竹を使った棚栽培により、江戸時代中期には甲州は日本一のぶどう生産量を誇るようになり、後に甲州式と呼ばれました。また明治31年に丈夫な針金を導入することにより、平地から急斜面までぶどうを栽培できるようになりました。	山梨市 笛吹市 甲州市
ルミエール旧地下発酵槽	有形文化財登録(建造物)	本格的なワイン醸造が始まった頃の古い醸造施設で、明治34年に造られた石造りの発酵槽。現在もこの発酵槽が使用されてワインが作られています。	笛吹市
歴史的ワイナリー	未指定	日本のワイン産業の黎明期からワイン醸造を行っている創業100年以上の歴史をもつワイナリーや東京オリンピックを契機とするワインブーム以前に創業した50年以上の歴史をもつワイナリー。最新の設備などでワインづくりを行っています。	山梨市 笛吹市 甲州市
甲州ワイン	未指定	甲州ぶどうを使用しワインが醸造されています。	山梨市 笛吹市 甲州市
ぶどう酒	未指定	100年以上前に農家を主体としたワインづくりにより地域に根付いた地酒。一升瓶に詰められ、湯呑茶碗で飲むという飾らない飲み方で楽しまれています。	山梨市 笛吹市 甲州市
一宮浅間神社	未指定	御祭神の木花開耶姫は酒造の守護神でもあり、約半数の県内ワイナリーが、農作業が始まる時期になると、1升瓶ワインを奉納しています。	笛吹市

また、本市の盆地状の地形は、眺望に適しており、山麓の高台や稜線などには、優れた眺望場所がいくつも存在しています。

#### ■優れた眺望場所

- 山麓からの甲府盆地や周囲の山々の眺望（釈迦堂PA・釈迦堂遺跡博物館周辺、花見台・金沢憩いの森公園、御坂路さくら公園、みさか桃源郷公園、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園、八代ふるさと公園、坊ヶ峯、中央自動車道、御坂路、若彦路、みやさか道（東八中央農免道路）、東山広域農道（フルーツライン）、JR中央本線など）
- 山頂や稜線からの眺望（御坂山、御坂峠、新道峠、大石峠、節刀ヶ岳、鬼ヶ岳、鍵掛峠、鶯宿峠、大蔵経寺山、兜山など）

## ②豊かな自然

本市は、市域の約8割が森林をはじめとした自然的土地利用で占められ、山岳、河川や水辺は登山やトレッキング、自然とのふれあいの場として活用されています。

### ■主な自然資源

- 山岳
  - ・大蔵経寺山や兜山、御坂山系（達沢山、春日山、釈迦ヶ岳、黒岳など）の登山・トレッキングコース
- 自然とのふれあいの場
  - ・笛吹川の水辺、稲山ケヤキの森、四ツ沢川、八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園、森林公園 金川の森、御坂路さくら公園、藤笠の滝周辺
- 貴重な自然
  - ・ニホンスズランの群生地（「山梨県自然環境保全条例に基づく自然記念物」）
  - ・ブナの原生林が分布する黒岳周辺（「山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区（自然保存地区）」）

## ③歴史文化資源

本市の歴史は古く、古代では甲斐国の政治・文化の中心地、中世は武田家ゆかりの地、江戸時代は、甲州街道、若彦路、鎌倉街道、秩父路の往来の要衝として栄えてきた歴史があり、数多くの歴史文化資源が分布しています。

### ■主な歴史文化資源

- ・日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」釈迦堂遺跡・一の沢遺跡・桂野遺跡
- ・岡銚子塚古墳や竜塚古墳、姥塚古墳など古墳時代の遺跡など
- ・山梨県最古の寺である寺本廃寺跡
- ・甲斐国府、国衙、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、石禾御厨など

## ④温泉

市内には、全国屈指の温泉郷である石和・春日居温泉があります。温泉街には温泉入浴施設が多数立地しており、また足湯広場も整備されています。

## ⑤祭りやイベント

市内では一年を通じて各種の祭りやイベントが実施されています。代表的なものとして、次のものとなります。

### ■主な祭りやイベント

- |            |              |            |                  |
|------------|--------------|------------|------------------|
| ・2月中旬～3月中旬 | ハウス桃宴        | ・7月中旬～8月中旬 | 笛吹川石和鶺鴒          |
| ・3月下旬～4月上旬 | 桃源郷春まつり      | ・8月中旬      | 甲斐いちのみや大文字焼き     |
| ・4月上旬      | 桃源郷を歩こう      | ・8月下旬      | 石和温泉花火大会         |
| ・4月上旬      | 笛吹市桃の里マラソン大会 | ・10月下旬     | 川中島合戦戦国絵巻        |
| ・5月中旬      | すずらの里まつり     | ・11月上旬     | ヌーボーde乾杯!カウントダウン |

## ⑥特産品

本市では、桃・ぶどう・柿などの果実栽培が盛んであり、観光農園も数多く分布しています。また、ワインの産地としても高い人気を博しており、ワイナリーには観光客が多く訪れています。このほか、ほうとうなどの郷土料理も多くの人々に親しまれています。

## 2. 笛吹市をとりまく環境の変化と市民意向

### (1) 社会・経済的動向

笛吹市をとりまく社会・経済状況は大きく変化しつつあります。時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるために、次のような社会・経済的動向に留意していくことが必要です。

#### ① 人口減少、少子・高齢社会の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少期に入っており、令和 35 年（2053 年）には 1 億人を割ると推計されています。

また、少子化と高齢化が同時に進み、令和 32 年（2050 年）には年少人口の占める割合は、平成 27 年（2015 年）の 12.5%から 10.6%に低下し、老年人口（65 歳以上）の占める割合は 26.6%から 37.7%に上昇するものと見込まれています。

本市においても、人口減少や少子・高齢化は着実に進行しています。

将来的に人口減少、少子・高齢化が進む中、年金、医療、介護などの社会保障制度の維持、地域においては活力が低下するなどの問題が生じると懸念されており、これらに対応するまちづくりが求められています。

#### ② 市民の価値観やライフスタイルの多様化

社会や経済の成熟化、国際化や情報化が進む中で、人々の意識は、これまでの経済的、物質的な豊かさを重視する考え方から、自身の趣味や嗜好を重視するようになり、人々のライフスタイルや価値観は、更に多様化してきました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「新しい生活様式」に取り組んでいくことが求められています。

今後、このような傾向は、ますます進むと考えられ、暮らし方や働き方など、多様な市民ニーズに的確に答えるまちづくりが求められています。

#### ③ 情報化社会への対応

我が国では、情報化の進展に伴い、いつでもどこでも情報に触れ、情報を収集でき、インターネットを介したコミュニケーションを図る環境が急激に進んでいます。

政府は、潜在的な需要を獲得するため国内外の新たな市場を開拓し、健康産業、観光、農林水産業、エネルギー等の成長産業化など、ロボットや人工知能（AI）の活用等に積極的に取り組むこととしています。本格的な情報化社会の到来により、社会システムそのものが大きく変化しつつあります。

#### ④ 安全・安心に対する意識の高まり

我が国では、甚大な被害をもたらした東日本大震災や熊本地震をはじめ、集中豪雨による大規模な水害や土砂災害などの大規模自然災害が日本各地で発生しています。今後も大規模な災害の発生が危惧される中、防災に対する国民の意識が高まりを見せています。

また、身近な地域社会における交通事故や事件、犯罪に対する不安の高まりとともに、安全、安心に対する意識も強くなっています。

## ⑤ 環境への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中、我が国では、森林や水資源の保全、低炭素社会・循環型社会の構築など、環境への意識が高まっています。

また、東日本大震災時の原子力発電所の事故を契機に、太陽光、風力などの再生可能エネルギーへの関心も高まりました。

こうした環境意識の高まりを受け、再生可能エネルギーの推進やごみの減量化、資源化など環境への負荷が少ない社会の実現に向けた取組みが求められています。

## ⑥ 協働によるまちづくり

平成12年（2000年）に施行された地方分権一括法によって、国から地方へ権限や財源を移譲する地方分権改革が進められ、地方自治体は、住民に最も身近な行政主体として、これまで以上に自主性と自立性を高めていくことが求められています。

一方、多様化する市民ニーズへの的確な対応が求められる中、行政主導による従来型の行政運営では、市民が必要とする行政サービスの提供や個別の課題解決には限界が生じ始めています。

成長の時代が終えんを迎えた今日、限られた財源とスリム化する行政組織において、自主的・自立的なまちづくりを展開していくためには、行政のみならず、市民、事業者などあらゆる主体が協働していくことが重要になっていきます。

## (2) 山梨県都市計画マスタープランの位置付け

山梨県では、リニア中央新幹線の開業や、立地適正化計画制度の創設など、今後の都市づくりに大きな変化が生じることから、令和2年度に「山梨県都市計画マスタープラン」が改定され、現在「都市計画区域マスタープラン」(平成22年度)の改定作業が進められています。

計画では、笛吹市が属する中西部・南部広域圏域について、次のとおり広域圏域の都市づくりの基本理念や方向性、主要な都市拠点の配置等を位置づけています。

### <基本理念>

恵まれた地域資源やリニア開業を活かした交流の拡大と、快適で潤いのある暮らしが育まれる広域圏域

### <都市づくりの方向性>

- ①都市機能の集約と連携による活力ある拠点の整備  
(甲府盆地全体を一体の都市として、広域・地域・生活拠点等への機能分担を図った都市機能の誘導と公共交通ネットワークの形成)
- ②農業や自然と調和した魅力的な多自然居住地域の創造  
(農業環境と自然環境と調和、ゆとりある安全・安心な居住環境の形成)
- ③高規格道路や主要幹線道路の整備推進  
(中部横断自動車道や新山梨環状道路、都市計画道路などの主要幹線道路の整備推進)
- ④市街地の拡散抑制とコンパクトな市街地の形成  
(市街化調整区域や非線引き白地地域の無秩序な市街地の拡散の抑制、人口減少時代に対応したコンパクトで快適な市街地の形成)
- ⑤新たな高速交通体系の構築を活かした産業立地の推進  
(中部横断自動車道や新山梨環状道路等のIC周辺への産業立地の推進)
- ⑥広域交流拠点と観光・交流ネットワークの整備  
(リニア駅周辺整備の推進、リニア駅からのアクセス圏域の拡大、リニア駅と甲府駅を結ぶバス交通ネットワークの整備の推進)
- ⑦地震災害や風水害などに配慮した安全・安心な都市空間の実現  
(防災拠点や道路・交通・情報ネットワークの整備、安全・安心な都市空間の実現)

### <主な都市拠点の配置方針>

#### 【広域拠点】

- 広域拠点：甲府駅周辺
- 広域交流拠点：リニア山梨県駅周辺

#### 【笛吹市の主な都市拠点\*】

- 地域拠点：石和温泉駅周辺
- 地区拠点(候補地)：一宮支所周辺、御坂支所周辺、八代支所周辺、境川農産物直売所周辺、春日居支所周辺
- 産業拠点：石橋工業団地周辺

[出典：山梨県都市計画マスタープラン(令和2年10月)]

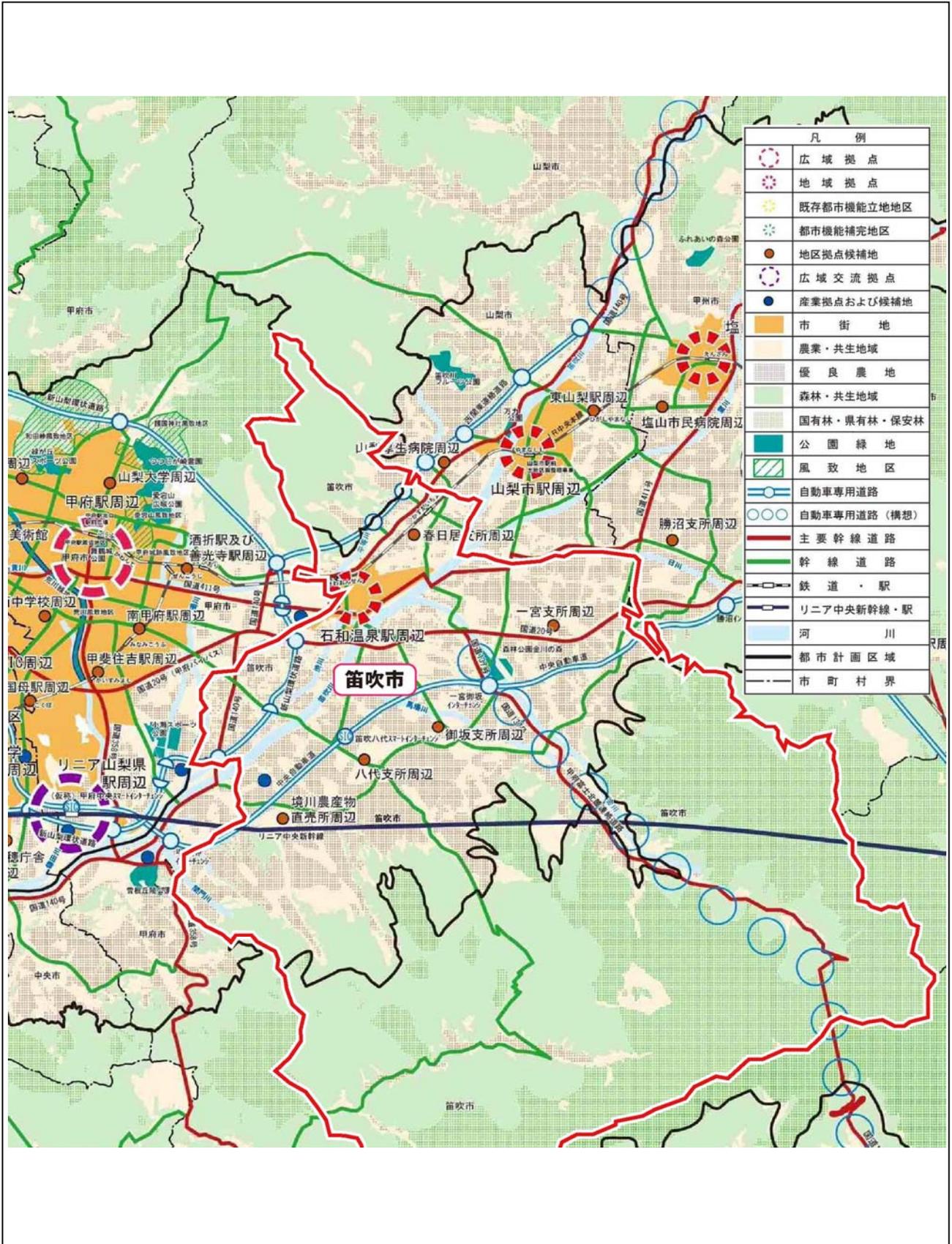
注) \* 山梨県都市計画マスタープランにおいて各都市拠点は以下のような位置付けとなっています。

地域拠点：都市圏域の自立を支え、牽引する拠点として、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、生活圈や経済活動の広がりに応じ複数の都市機能を有し、不足する機能は地域拠点間同士もしくは広域拠点との連携によりお互いに補完する。

地区拠点：身近な生活に密着した活動を支える拠点として、公共公益施設、日用品を扱う商業施設等の日常サービスを提供する。

産業拠点：新たに製造業または物流業の集積に取組む地区、若しくは既に一定の規模を有する地区を中心にインターチェンジ等からのアクセス性、従業者の居住環境や通勤環境等、都市構造面の分析も踏まえ、立地条件に優れ、周辺環境との調和を図りながら秩序ある土地利用の実現を目指す。

■山梨県都市計画マスタープランにおける将来都市構造図（笛吹市周辺）



〔出典：山梨県都市計画マスタープラン（令和2年10月）〕

### (3) まちづくりに対する市民意向 ～「第二次笛吹市総合計画アンケート調査」より

「第二次笛吹市総合計画」の策定にあたり実施した市民アンケート調査では、本市のまちづくり分野に関して次のとおり意向を示しています。

#### <市民アンケート調査の実施概要>

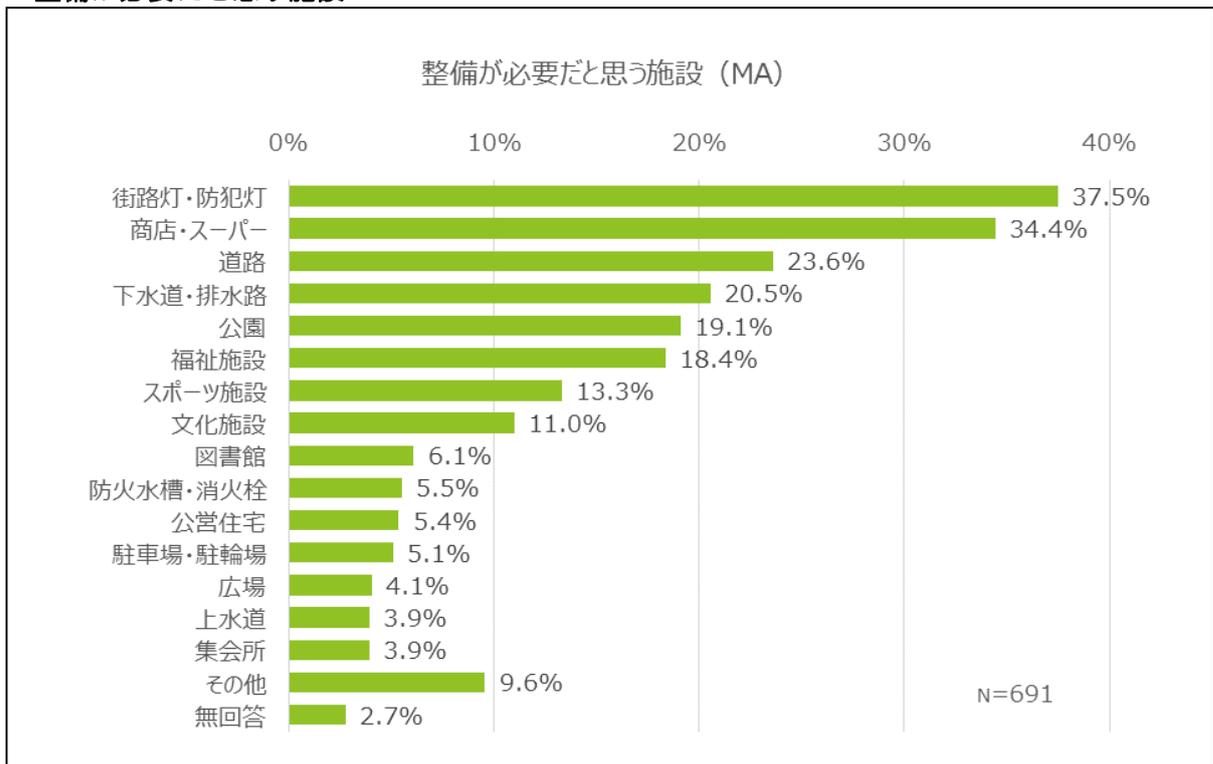
- 調査期間：平成 29 年 7 月 31 日～平成 29 年 8 月 21 日
- 調査対象：18 歳以上の市民 1,508 人
- 有効回収数：691 通、有効回収率：45.8%

#### <まちづくり分野に関する調査結果の概要>

##### ①整備が必要だと思う施設

身近な住環境のなかで、どのような施設の整備充実が必要かについては、「街路灯・防犯灯」が 37.5%と最も多く、ついで「商店・スーパー」「道路」「下水道・排水路」「公園」「福祉施設」の順となっています。

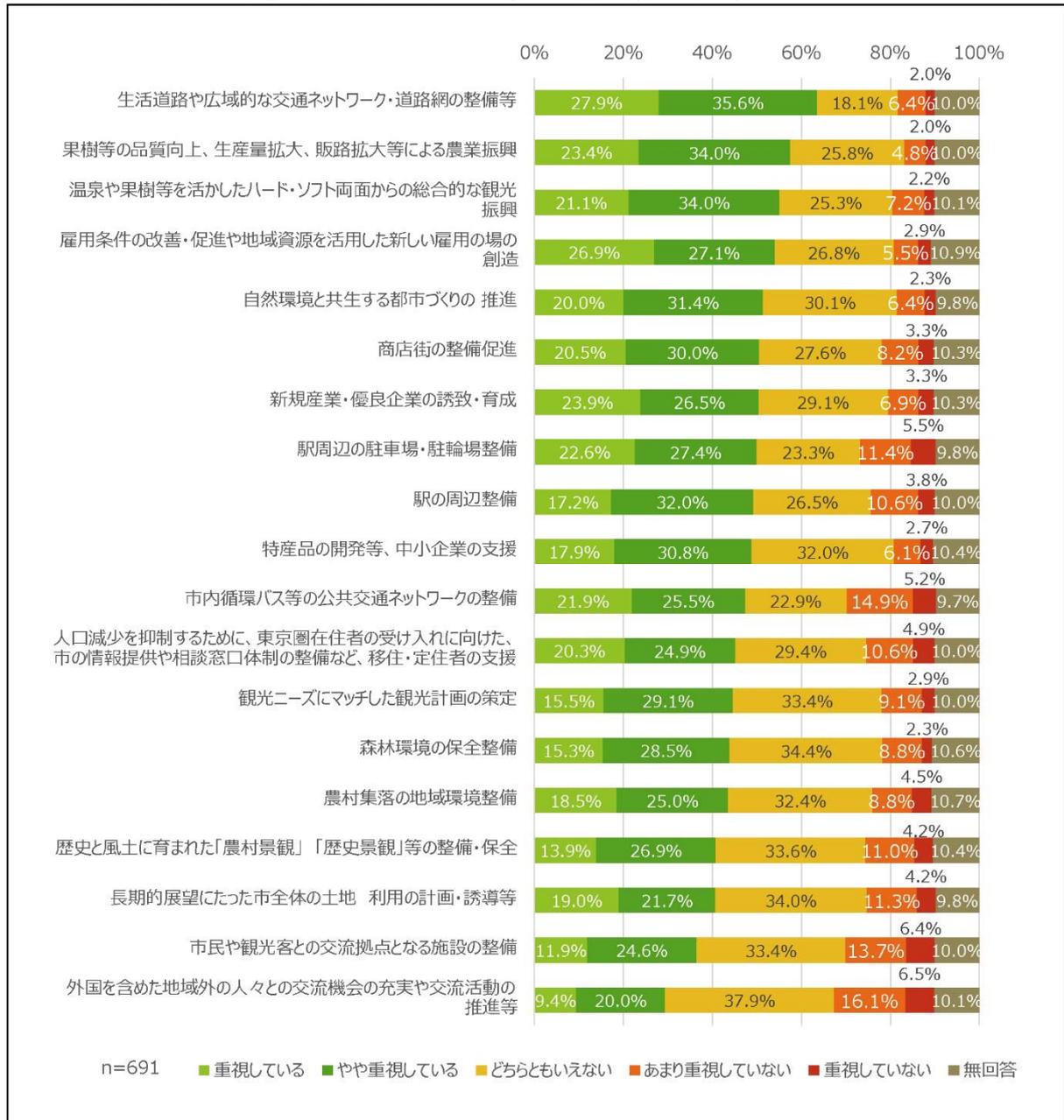
##### ■整備が必要だと思う施設



## ②施策の重要度

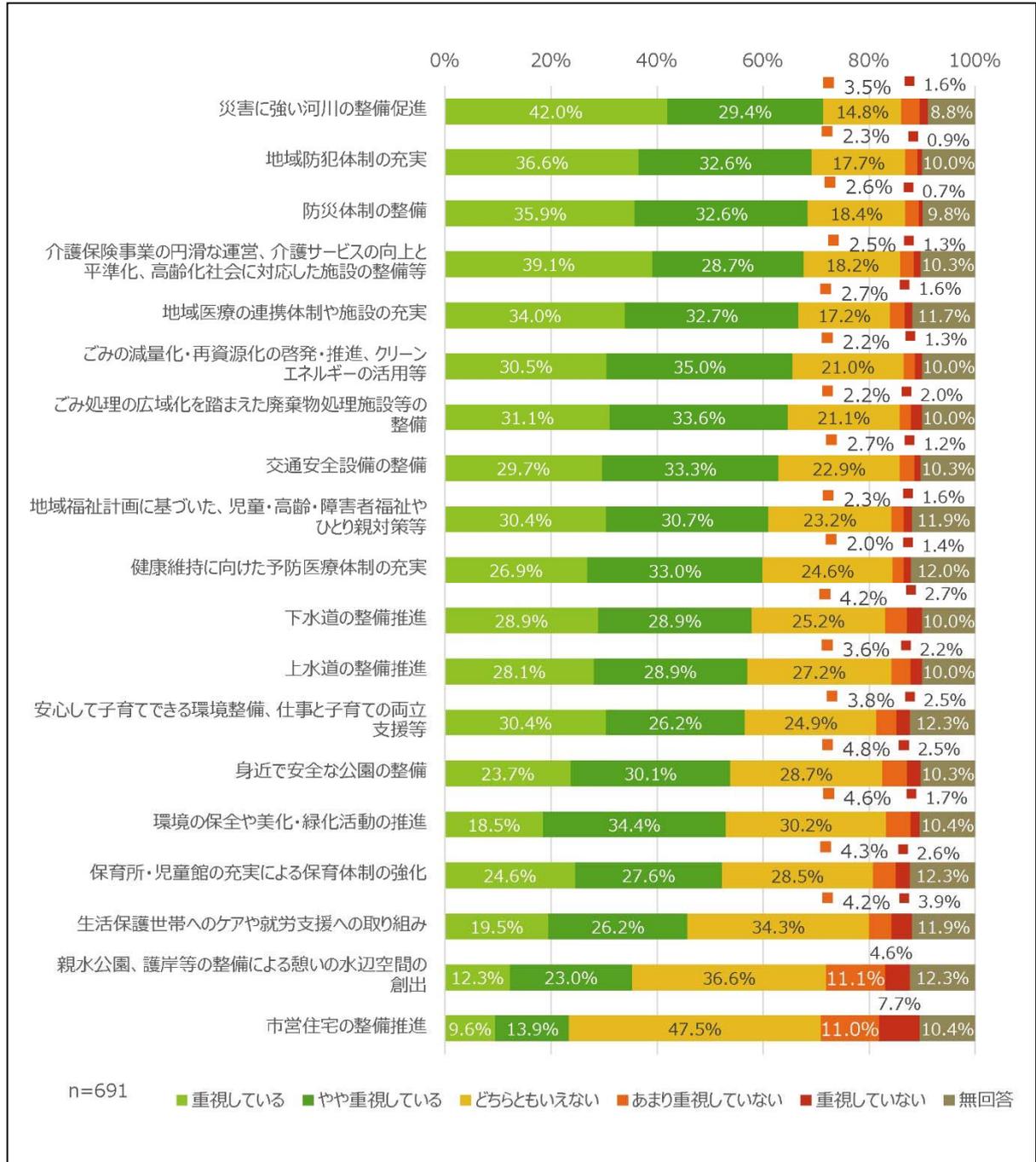
市街地整備、道路、交通、観光、農林業、商工業等に関わる施策で重要度が高いものとしては、「生活道路や広域的な交通ネットワーク・道路網の整備等」が最も多く、次いで「果樹等の品質向上、生産量拡大、販路拡大等による農業振興」「温泉や果樹等を活かしたハード・ソフトの両面から総合的な観光振興」の順となっています。

### ■施策の重要度（市街地整備、道路、交通、観光、農林業、商工業等）



防犯・防災、生活環境、自然環境、児童福祉、高齢者福祉、健康づくり等に関わる施策で重要度が高いものとしては、「災害に強い河川の整備促進」が最も多く、次いで「地域防犯体制の充実」「防災体制の整備」の順となっています。

■施策の重要度（防犯・防災、生活環境、自然環境、児童福祉、高齢者福祉、健康づくり等）



### 3. まちづくりに向けた主要な課題

本市の現状、上位計画の位置づけ、本市をとりまく社会・経済動向、まちづくりに対する市民意向等を踏まえ、今後のまちづくりに向けた課題を次のとおり整理しました。

#### 【都市構造からみた課題】

##### ① 人口減少、少子・高齢社会に対応した都市機能集約型の都市づくり

#### 【本市の現状等】

- ・市の中央部を流れる笛吹川等の河川をはじめ、南部の山岳・森林地域、平地部から山麓一帯の農業集落地域、平地部の石和・春日居の市街地を中心とした中心市街地といったわかりやすい地形構造と地形に即した階層性のある都市構造を形成

#### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・本市の都市構造の特性を生かした人口減少社会、少子・高齢社会に対応した効率的な都市機能の集約化
- ・多様な都市の拠点が相互に連携し、魅力を高めあう、コンパクトで一体感のある多核ネットワークの都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の構築

#### 【土地利用からみた課題】

##### ② コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりに向けた、地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進

#### 【本市の現状等】

- ・周辺を森林や丘陵地に囲まれ、石和・春日居の笛吹川周辺の低地部に中心市街地が形成され、そのまわりを取り巻くように樹園地と集落地が展開する、地方都市としての強みを生かした緑豊かな樹園都市を形成
- ・時代の変化や都市化の進展とともに、土地利用が変化し、特に郊外地域の無秩序な宅地化等（スプロール化）の進行とそれに伴う樹園地の減少

#### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・本市の大きな魅力である美しい自然と郷（果樹園・農村）と都市との調和
- ・良好な環境を維持・向上するための、地域の特性にあった計画的な土地利用の推進

#### 【道路・交通からみた課題】

##### ③ 広域的、地域間の交流を促す体系的な道路・交通ネットワークや、公共交通の連携と安全・安心な道路・交通環境づくり

#### 【本市の現状等】

- ・JR 中央本線や中央自動車道（一宮御坂 IC、笛吹八代スマート IC）、新山梨環状道路、西関東連絡道路をはじめ、国道 20 号、国道 140 号、国道 137 号などの広域幹線道路が通る、広域交通の要衝
- ・本市西方に近接してリニア中央新幹線山梨県駅の設置が予定されており、広域的な交通アクセスの向上に伴う地域の発展が期待される

#### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成を図るための、地域間、拠点間を連携する体系的な幹線道路ネットワークやバス等の公共交通の連携
- ・長期間未着手となっている都市計画道路の適切な見直しをはじめ、主要な幹線道路の交通渋滞の緩和、主要な交差点や通学路等の交通安全対策の強化

#### 【自然、景観、歴史文化等からみた課題】

#### ④ 豊かな自然や個性的で美しい景観、特色ある歴史文化といった本市固有の地域資源の保全と、まちづくりへの活用

##### 【本市の現状等】

- ・桃・ぶどう日本一の郷、豊かな歴史資源（古代ロマンあふれる郷「甲斐国・千年の都」）、温泉と季節を彩る祭りやイベント、桃源郷の美しい風景と優れた眺望、豊かな自然など、豊富な地域資源を有する
- ・縄文時代の釈迦堂遺跡や一の沢遺跡、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、山梨岡神社など、山梨県を代表する史跡や歴史的建造物をはじめ、社寺、古道（御坂路や若彦路）、芦川地域の兜造り民家群、名木や古木、塚・祠・道祖神といった身近な歴史資源も多く分布
- ・平成30年に文化庁により、「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」のストーリーが、日本遺産に認定

##### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・本市の特色ある歴史性や豊かな歴史資源の保全とまちづくりへの活用
- ・豊かな自然と桃源郷の美しい景観の保全とまちづくりへの活用
- ・温泉と季節を彩る祭りやイベント等の多彩な地域資源の活用
- ・「日本遺産」等の効果的な活用

#### 【観光振興からみた課題】

#### ⑤ 果実と温泉をはじめ、地域の魅力や観光資源を最大限に生かした観光の振興など、都市全体の活力の向上

##### 【本市の現状等】

- ・県下最大の温泉観光地、桃とぶどう日本一を誇る観光都市として発展
- ・多彩な祭りやイベントが行われているが、冬期の観光が脆弱
- ・本市に近接するリニア中央新幹線山梨県駅周辺は、広域交流拠点（交通結節機能、観光交流機能や産業振興機能など）としての位置づけ

##### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・今後とも活気ある都市として発展していくための、多様化する観光のニーズに応える都市としての活力の向上、訪れてみたいと思える魅力づくり
- ・温泉街など本市の顔となる中心市街地や地域拠点の魅力づくり、観光都市としての活力の向上
- ・本市の基幹産業である農業と連携した観光の活性化
- ・多彩な祭りやイベント、健康やスポーツ振興にも資する新たな地域資源の創出

## 【防災面からみた課題】

### ⑥ 水害や地震等の災害に強いまちづくり

#### 【本市の現状等】

- ・東日本大震災やその後続いた大規模な豪雨・土砂災害により、改めて自然災害の怖さと災害に対する備えの必要性・重要性を認識
- ・本市は、過去に笛吹川の氾濫など、大きな水害に見舞われた歴史があり、近年も平成26年の記録的な大雪、令和元年の台風19号による記録的な大雨などに見舞われた
- ・南海トラフ地震が発生した場合の危険性も指摘される
- ・「第二次笛吹市総合計画」の策定に当たり実施した市民アンケート調査では「災害に強い河川の整備」「防災体制の充実」など、防災に関する施策の重要度が高い結果
- ・防災力の向上を図るため「笛吹市地域防災計画」や「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成し、総合的な防災対策を推進

#### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・水害や雪害、地震等の災害に強いまちづくりの推進
- ・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の市民への周知徹底
- ・浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災対策の強化
- ・水害時の避難所の確保、機能強化

## 【生活環境からみた課題】

### ⑦ 誰もが安心・快適に住み続けられる住環境づくり

#### 【本市の現状等】

- ・「第二次笛吹市総合計画」の策定に当たり実施した市民アンケート調査では、身近な生活環境について防災・防犯対策に次いで、「介護・医療サービスの充実」「ゴミの減量化、再資源化の啓発、クリーンエネルギーの活用」などが、重要度が高い施策という結果
- ・これらに続いて「交通安全設備の整備」「上水道・下水道の整備」「子育て環境の充実」「身近で安全な公園の整備」などが挙げられる

#### 【まちづくりに向けた主要な課題】

- ・高齢者や子どもをはじめ人にやさしいまちづくりの推進（公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など）
- ・環境に配慮したまちづくりの推進（自然環境に配慮したまちづくり、再生エネルギー・省エネ・省資源の促進など）
- ・安心・快適な生活環境づくりの推進（身近な生活基盤施設や公園の整備、子育てしやすい環境づくりなど）



・甲斐国分寺跡

## 第2章 まちづくりの将来像



## 第2章 まちづくりの将来像

### 1. まちづくりの将来像と目標

市民から提出された「地域まちづくりプラン」を基調に、まちづくりの課題、第二次笛吹市総合計画における笛吹市の将来像を踏まえ、まちづくりの理念と目標を次のとおり設定します。

#### ■ 笛吹市の将来像

「第二次笛吹市総合計画」より

<笛吹市の将来像>

## ハートフルタウン笛吹 ～優しさあふれるまち～

<基本目標>

- 基本目標 1 幸せ実感 　　こころ豊かに暮らせるまち
- 基本目標 2 幸せ実感 　　にぎわいあふれるまち
- 基本目標 3 幸せ実感 　　100年続くまち

#### ■ まちづくりの理念と目標

<まちづくりの理念>

### 桃源郷の地に抱かれて、ふるさとに愛着と誇りを感じ、 いつまでも住み続けられるまちづくりを目指します。

本市は、古代の甲斐国の中心地、江戸時代の宿場町として古くから栄え、今日では、全国有数の桃やぶどうの産地、県内有数の温泉観光地として発展してきました。豊かな自然と美しい景観に恵まれ、数多くの観光資源や歴史文化資源が分布しており、市域全体が、さながら風景博物館・桃源郷としての魅力をもっています。

こうした魅力は、本市の誇れる大きな財産です。長い歴史と営みの中で育まれてきた財産を大切に育み、次代に継承していくことは、今を生きる私たちにとって大切なことです。

一方、近年、人口減少や少子・高齢化、情報化、地方分権などが進行し、人々のライフスタイルや価値観も多様化するなど、本市をとりまく環境はめまぐるしく変化を続けています。

また、リニア中央新幹線や新山梨環状道路の整備が進められており、新たな発展が期待されています。

これらの動向を的確に見据え、本市が誇る魅力を再認識し、積極的に活かしていくことにより、「桃源郷の地に抱かれて、ふるさとに愛着と誇りを感じ、いつまでも住み続けられるまちづくり」を目指します。

<まちづくりの目標>

美しい自然と歴史・文化  
を慈しみ継承するまち

交流とふれあいを  
高めるまち

心豊かな暮らしを  
大切にするまち

地域の絆を深め  
学びささえあうまち

## 2. 笛吹市の将来都市構造

### (1) 将来都市構造の考え方

「まちづくりの理念と目標」に基づき、将来都市構造については、次のとおり形成方針を設定します。

#### ■ 基本的な考え方

##### 豊かな自然と大地の構造を土台に、コンパクトな都市構造の形成を図ります。

本市の地形は、大きく南部の御坂山地と北部の大蔵経寺山、兜山等の山地にはさまれる形で、御坂山地から北側に緩やかに傾斜する山麓台地と笛吹川周辺の低地部で構成されています。

本市の都市構造は、この大地の構造と地形に即した農地・農村集落を土台に、長い歴史と営みの中で形成されてきたもので、広大な自然や樹園地の中にコンパクトな集落地や里山が分散立地している特色ある構造となっています。

まちづくりの理念である「桃源郷の地に抱かれて、ふるさとに愛着と誇りを感じ、いつまでも住み続けられるまちづくり」を目指すため、本市の特色ある大地の構造を生かし、多様な都市機能や拠点が相互に連携し、魅力を高め、コンパクトで一体感のあるネットワーク型の都市構造の形成を目指します。

#### ■ 将来都市構造の形成方針

##### 【拠点】

##### 中心市街地をはじめ、個性と活力ある多彩な拠点づくりを進めます

石和地区の市街地については、観光の中心としての魅力を高めるとともに、本市の中心市街地として、都市機能の強化と魅力の向上を図ります。

また、産業導入地区等の産業拠点、地域資源を活かした歴史・文化、観光レクリエーションなどの多様な拠点の育成と相互の連携（ネットワーク）を図り、まち全体の活力を高めていきます。

そのほか、地域の日常生活の中心となっているゾーンについては、生活サービス機能の強化や地域の特色を活かした魅力づくりを進め、個性と活力ある生活ゾーンの形成を図ります。

##### 【骨格道路網と主要な交流軸】

##### 周辺都市や地域間、拠点間を結ぶ骨格道路網の強化と、交流軸を形成します

リニア中央新幹線山梨県駅の開業を見据えるとともに、周辺都市や地域間の連携・交流を強化するため、新山梨環状道路（東側区間・北部区間）の建設促進、都市環状道路や都市連携道路、地域外郭道路などの骨格道路網の再編・強化を図ります。

また、骨格道路網整備とあわせ、主要な都市軸を結ぶ「都市軸」、主要な観光交流拠点等を結ぶ「ふるさと交流軸」、笛吹川や金川等の主要な河川を骨格とした「水と緑の軸」など、多様な交流の軸の形成を図ります。

##### 【土地利用エリア】

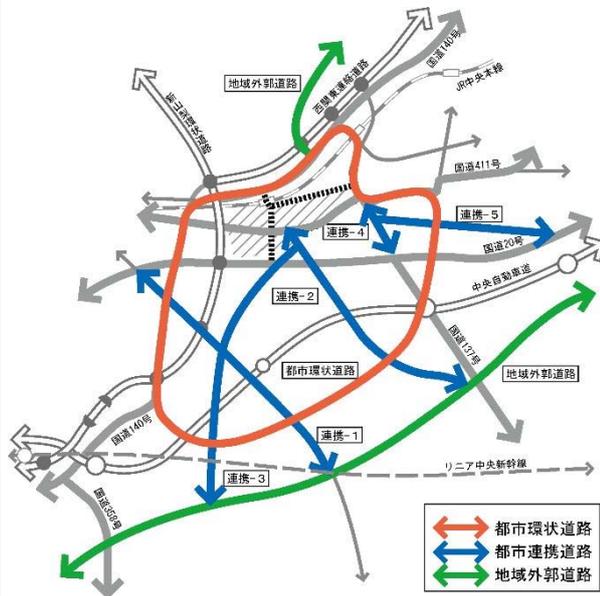
##### コンパクトな市街地と地域の特性に応じたバランスのとれた土地利用エリアの形成を図ります

本市の特徴的な地形構造や現況の土地利用を踏まえ、「市街地エリア」をはじめ、樹園と共生し良好な居住環境の誘導を図る「樹園居住エリア（都市型）」「樹園居住エリア（農村型）」、良好な農業環境の維持・保全を図る「里山交流エリア」、豊かな自然環境を保全する「森林エリア」の5つのエリアに区分し、各々の特性に応じた計画的な土地利用の推進とバランスのとれた土地利用エリアの形成を図ります。

## ■骨格道路網と交流軸

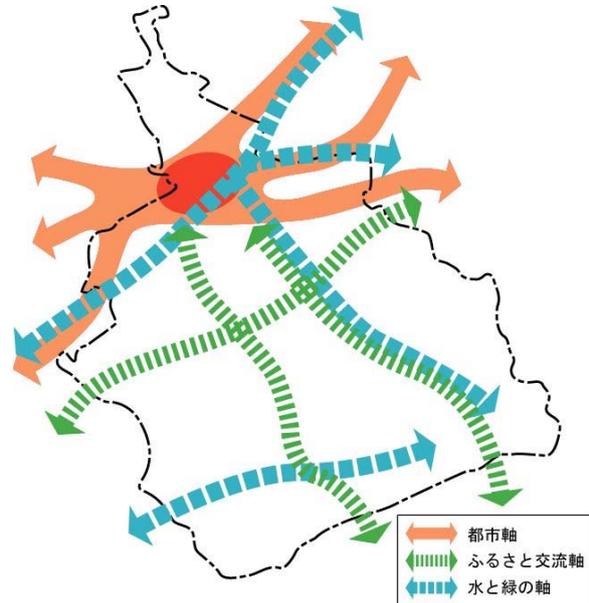
### 【骨格道路網】

広域幹線道路を中心に、「都市環状道路」と5つの「都市連携道路」、山麓地域を連絡する「地域外郭道路」で、骨格づくりを目指します。

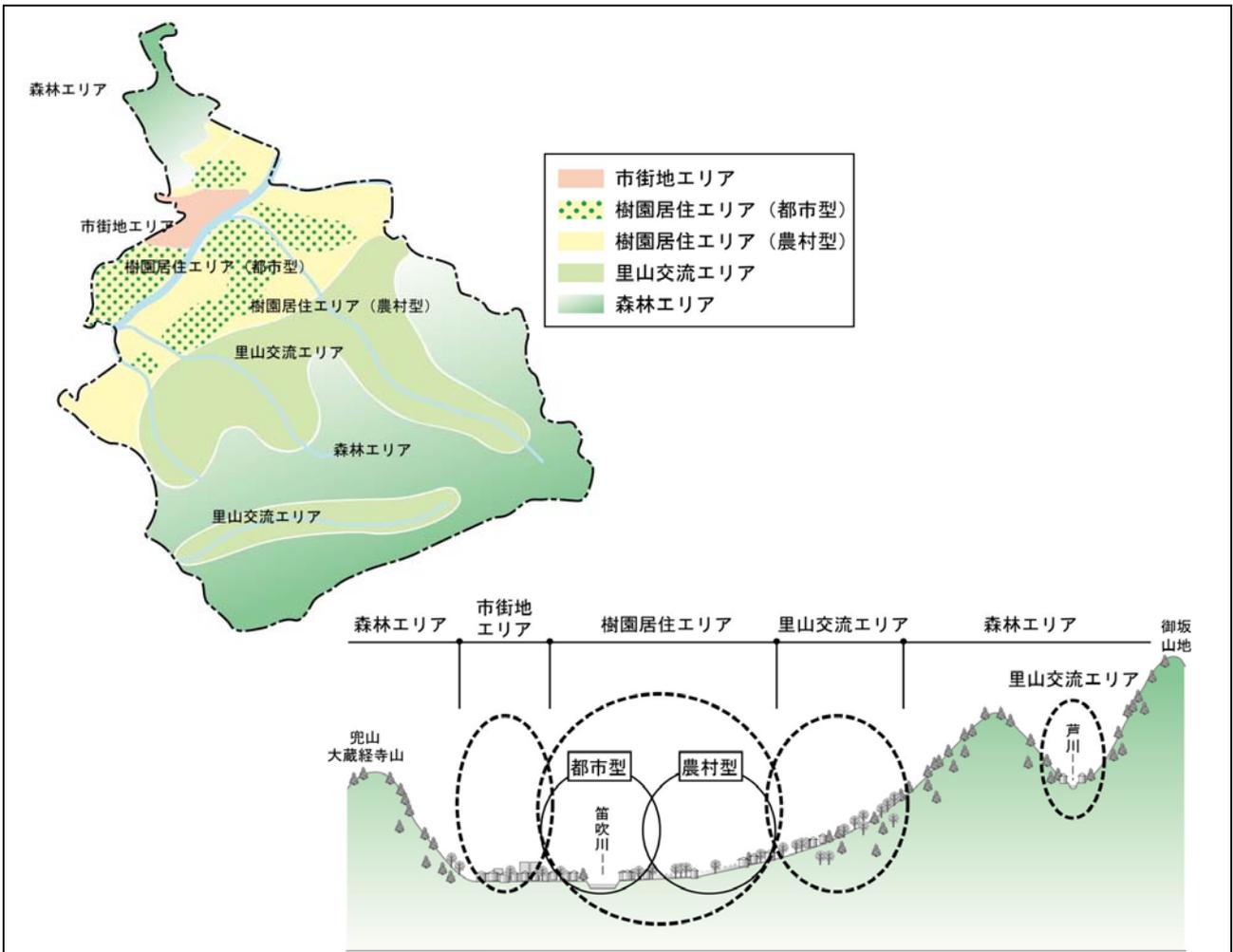


### 【主な交流軸】

主要な「都市軸」「ふるさと交流軸」「水と緑の軸」の3つの軸の強化・育成を目指します。



## ■土地利用エリア



## (2) 将来都市構造の設定

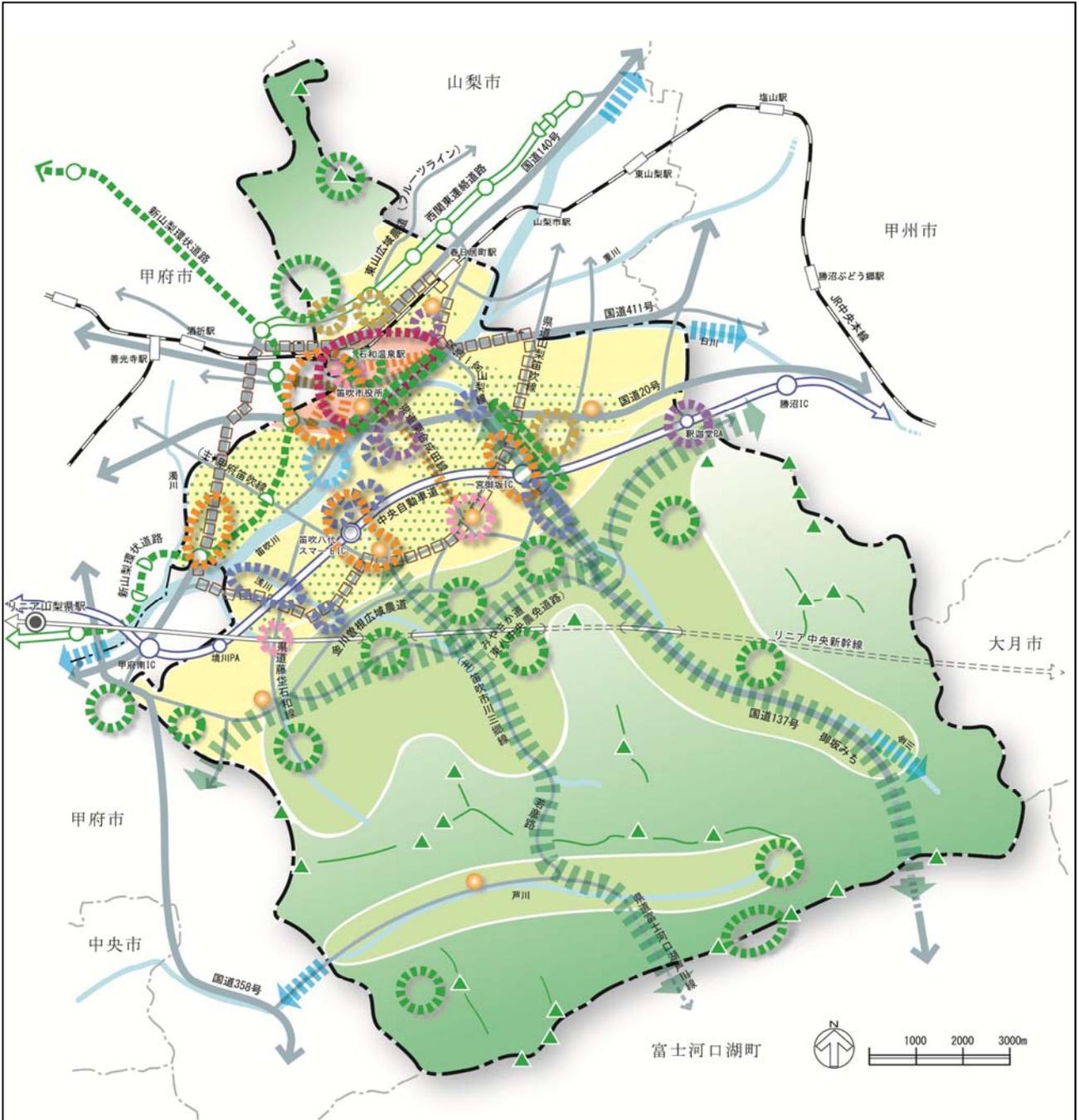
将来都市構造の形成方針を踏まえ、将来都市構造を次のとおり設定します。

### ■将来都市構造の設定

拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>中心市街地(地域拠点)*</b>: 主要な都市機能が集積する本市の中心的な市街地拠点 (石和温泉駅周辺の用途地域)</li> <li>■ <b>観光レクリエーション拠点</b>: 多くの市民に利用されている公園や観光レクリエーション拠点 (笛吹川水辺ゾーン、大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺、リニアの見える丘(花鳥山展望台、ふるさと公園展望台)、笛吹みんなの広場、花見台・金沢憩いの森公園、花鳥の里スポーツ広場、御坂路さくら公園、みさか桃源郷公園、ほたるの郷・八代ふるさと公園、藤笠の滝周辺、新道峠周辺、すずらん群生地周辺、芦川グリーンロッジ周辺など)</li> <li>■ <b>文化拠点(スコレーセンター周辺)</b>: 本市の文化活動の拠点</li> <li>■ <b>歴史文化拠点</b>: 本市の代表的な歴史文化の交流拠点 (県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡など)</li> <li>■ <b>歴史景観拠点</b>: 本市のシンボリックな歴史景観の拠点 (山梨岡神社周辺、大蔵経寺周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺など)</li> <li>■ <b>産業拠点</b>: 工業団地等の産業が集積する拠点 (既存の産業導入地区など)</li> <li>■ <b>生活ゾーン</b>: 地域の日常生活の中心となっているゾーン (御坂支所周辺、境川農産物直売所周辺)</li> <li>■ <b>新たな都市機能誘導ゾーン</b>: IC 設置等により、新たな都市機能の誘導が望まれるゾーン (一宮御坂 IC 周辺、笛吹八代スマート IC 周辺、新山梨環状道路 IC 周辺など)</li> </ul>
主要な交流軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>広域都市軸(広域幹線道路)～広域的な都市間交流を担う軸</b> (国道 20 号、国道 140 号、国道 137 号、国道 411 号、国道 358 号など)</li> <li>■ <b>にぎわい軸(都市軸)</b> ・ 中心市街地 ((都)石和温泉駅前線、石和温泉街、(都)石和市部通り線)、国道 20 号、県道栗合成田線など)</li> <li>■ <b>ふるさと交流軸</b> ・ 御坂みち交流軸 (国道 137 号を骨格に富士北麓地域を結ぶ軸) ・ 若彦路交流軸 ((主)笛吹市川三郷線・県道富士河口湖芦川線を骨格に芦川～富士北麓地域を結ぶ軸) ・ 山麓交流軸 (みやさか道(東八中央農免道路)を骨格に甲府盆地の東部山麓地域を結ぶ軸)</li> <li>■ <b>水と緑の軸</b> (笛吹川、日川、金川、芦川など)</li> </ul>
骨格道路網	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>高規格道路</b> (中央自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路)</li> <li>■ <b>広域幹線道路</b> (国道 20 号、国道 140 号、国道 411 号、国道 137 号、国道 358 号)</li> <li>■ <b>都市幹線道路</b> (都市環状道路、都市連携道路、その他の都市計画道路など)</li> <li>■ <b>地域幹線道路</b> ・ 地域外郭道路 (金川曾根広域農道(市道 1-20 号線)、みやさか道(東八中央農免道路)) ・ その他 ((主)笛吹市川三郷線)</li> <li>■ <b>交通拠点</b> (石和温泉駅、春日居町駅、高速バス停など)</li> </ul>
土地利用エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>市街地エリア～計画的な市街地の形成を図るべきエリア</b> (用途地域周辺)</li> <li>■ <b>樹園居住エリア(都市型)～市街地近郊の樹園と住宅地が混在するエリア</b> (市街地近郊の市街化が進む樹園集落地)</li> <li>■ <b>樹園居住エリア(農村型)～山麓の森林や樹園、集落地が混在するエリア</b> (山麓から低地に広がる樹園地を主体とした農業集落地)</li> <li>■ <b>里山交流エリア</b> (山麓や芦川の山間に広がる里山と農業集落地)</li> <li>■ <b>森林エリア～豊かな自然環境の保全と活用を促進すべきエリア</b> (市域北部の大蔵経寺山・兜山周辺の山地、市域南部に広がる御坂山地)</li> </ul>

注) \*中心市街地は、山梨県都市計画マスタープランにおいて、地域拠点に位置付けられています。

■ 将来都市構造



凡例			
<b>拠点</b>	<b>交流軸</b>	<b>骨格となる道路網</b>	<b>土地利用エリア</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li> 中心市街地</li> <li> 市役所・支所</li> <li> 観光レクリエーション拠点</li> <li> 文化拠点</li> <li> 歴史文化拠点</li> <li> 歴史景観拠点</li> <li> 産業拠点</li> <li> 生活ゾーン</li> <li> 新たな都市機能誘導ゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> 水と緑の軸</li> <li> にぎわい軸</li> <li> ふるさと交流軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> 高規格道路</li> <li> 地域高規格道路</li> <li> リニア中央新幹線</li> <li> 広域幹線道路</li> <li> 主な幹線道路</li> <li> 環状道路</li> <li> 山地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> 市街地エリア</li> <li> 樹園居住エリア (都市型)</li> <li> 樹園居住エリア (農村型)</li> <li> 里山交流エリア</li> <li> 森林エリア</li> </ul>

## 第3章 分野別まちづくり方針

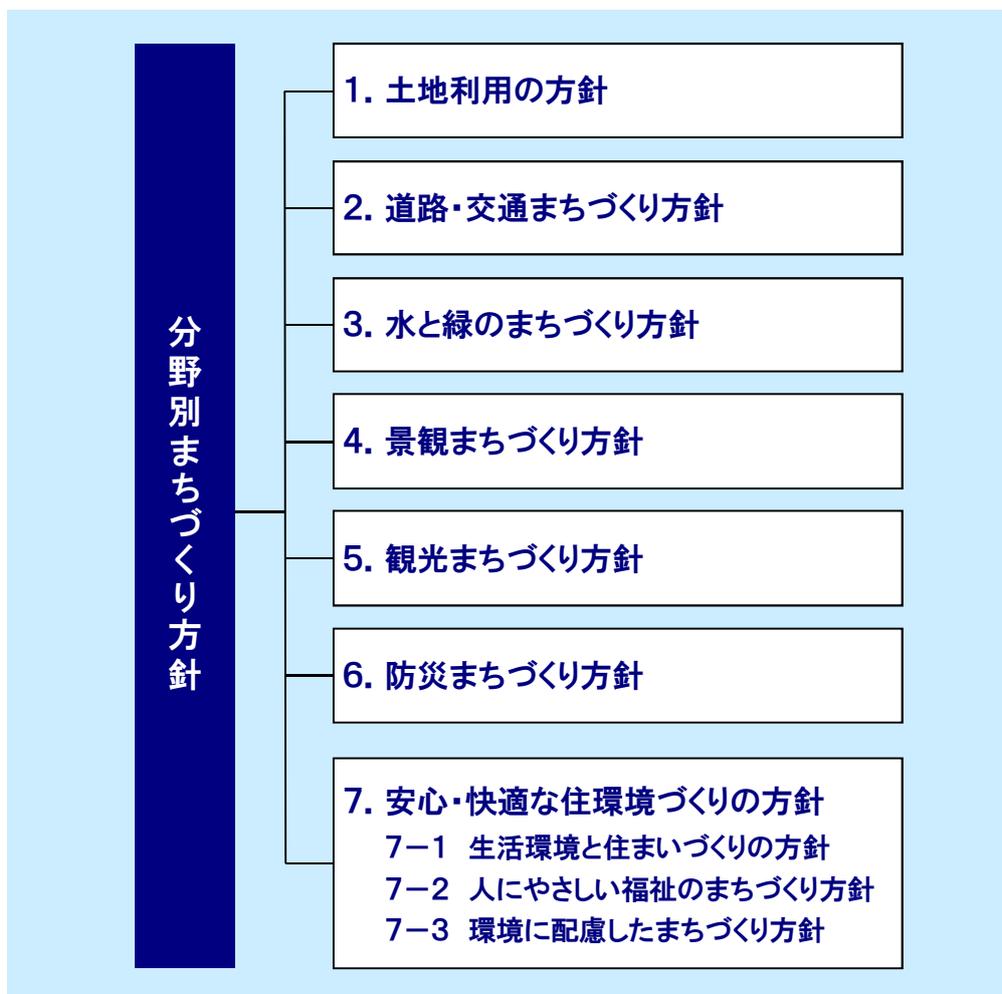


## 第3章 分野別まちづくり方針

### ■ 分野別まちづくり方針について

分野別まちづくり方針では、笛吹市の将来像やまちづくりの目標を実現するため、まちづくりを構成する主な分野を次の7つの分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示します。

### ■ 分野別まちづくり方針の構成



### ■ 分野別まちづくり方針の内容

分野別まちづくり方針は、それぞれ大きく次の3つの内容を示しています。

#### ■基本方針

まちづくりの基本的な考え方を示します。

#### ■まちづくり方針

個々のまちづくり方針・施策を示します。

#### ■まちづくり方針図

まちづくり方針を図面で示します。

# 1. 土地利用の方針

## (1) 基本方針

笛吹市の地形構造に沿ったコンパクトな都市づくりと、自然、農村、都市が共生し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

## (2) 土地利用の方針

### 1) 活気ある中心市街地の形成と多様な拠点の育成（主に用途地域及び拠点）

笛吹市の玄関口である石和温泉駅周辺は、長期にわたり、土地区画整理事業をはじめ駅周辺の基盤整備等を行い、一連の整備が完了しました。

今後は、「笛吹みんなの広場」の有効活用、良好なまちなみ景観の誘導等、ソフトな視点からまちづくりに取組み、本市の顔、玄関口にふさわしい活気ある中心市街地の形成を図ります。

また、笛吹市全体の活力を高めるため、地域の個性を活かした拠点の育成を図るとともに、相互の連携と交流の促進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①活気ある中心市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>■中心市街地（地域拠点）の魅力の向上<ul style="list-style-type: none"><li>・「笛吹市観光振興計画」に基づく中心市街地の活性化</li></ul></li><li>■コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりの推進<ul style="list-style-type: none"><li>・立地適正化計画の策定検討</li></ul></li><li>■地域の現状に即した用途地域の見直し、特別用途地区、地区計画の指定（用途地域内住工混在地など）</li><li>■空き店舗の有効活用<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗のリノベーション支援 など</li></ul></li><li>■地区計画等による良好なまちなみ景観の誘導</li><li>■観光関連ソフト事業の充実</li></ul>
②多様な拠点の強化育成	<ul style="list-style-type: none"><li>■観光レクリエーション拠点の強化育成<ul style="list-style-type: none"><li>・観光レクリエーション拠点の機能強化と魅力づくり</li></ul></li><li>■文化拠点及び歴史文化拠点の強化育成<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習の拠点となっているスコレーセンターの適切な維持管理</li><li>・主要な歴史文化拠点の魅力の向上</li></ul></li><li>■歴史景観拠点の強化育成<ul style="list-style-type: none"><li>・景観資源の保存や歴史的まちなみ等の良好な景観形成</li></ul></li><li>■産業拠点の強化育成<ul style="list-style-type: none"><li>・主要工業地ゾーン（既存の産業導入地区）の機能充実</li></ul></li><li>■生活ゾーンの強化・育成<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;生活ゾーン&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>○一宮・御坂生活ゾーン（御坂支所周辺）</li><li>○八代・境川生活ゾーン（境川農産物直売所周辺）</li></ul></li></ul></li></ul>

（次ページに続く）

区 分	施 策 の 方 針
(前ページの続き)	<b>■新たな都市機能誘導ゾーンの強化育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな都市機能誘導ゾーンへの新たな企業誘致の検討、機能強化と魅力づくり</li> <li>(一宮御坂 IC 周辺、新山梨環状道路国道 20 号 IC 周辺・国道 140 号 IC 周辺、笛吹八代スマート IC 周辺など)</li> </ul>

## 2) 宅地化が進む郊外地域の計画的な土地利用の推進（主に白地地域）

本市の郊外地域では農地の転用による店舗や住宅の立地など、広範囲にわたり宅地化が進行しています。このため、市街化が進んでいる現在の用途地域縁辺部は、用途地域の指定などにより良好な市街地形成を図るとともに、宅地化が進んでいる郊外地域では、優良農地の保全と一定のルールに基づく計画的な宅地化の誘導を図り、樹園地と共生する、コンパクトで緑豊かな住宅地の形成を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①用途地域等の指定	<b>■用途地域・特定用途制限地域の指定による適切な土地利用の誘導</b> (用途地域縁辺部、石和温泉駅北口周辺、新山梨環状道路 IC 周辺など)
②宅地化が進む郊外地域の計画的な土地利用の推進	<b>■「樹園住宅地ゾーン」における一定のルールに基づいた優良農地の保全と計画的な土地利用の推進</b> <b>■幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導</b>
③新たな機能誘導ゾーンの形成	<b>■中央自動車道 IC、新山梨環状道路 IC 周辺の新たな都市機能誘導ゾーンの形成</b>

## 3) 農地の保全・活用と良好な集落環境の維持・向上

本市は、市街地周辺から中山間地域まで広く樹園地が分布しています。このぶどう畑が織りなす風景は、平成 30 年に文化庁により、日本遺産に認定されました。

果実生産は本市の重要な基幹産業としての役割を果たすだけでなく、美しい郷土景観を形成し、本市のイメージや観光的魅力の形成にも大きく寄与しています。

このため、農地の計画的な保全と農業基盤整備の促進、耕作放棄地の有効活用、集落地の住環境の改善向上により、「桃・ぶどう日本一の郷」を支える良好な集落環境の維持・向上を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①農地の保全と活用	<b>■優良農地の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地の計画的な維持・保全</li> <li>・「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進</li> <li>・農産物のブランド化、付加価値の高い特産品の開発</li> </ul> <b>■耕作放棄地の有効活用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会による耕作放棄地の利用調査</li> <li>・農業後継者や担い手の育成</li> <li>・「中間管理機構」等による営農希望者への斡旋</li> <li>・市民農園の充実（民間運営への移行）</li> </ul>
②集落環境の維持・向上	<b>■必要に応じた生活基盤施設の改善</b> (生活道路、排水施設など)

#### 4) 豊かな自然環境の保全と自然とのふれあいの場としての利用促進

豊かな自然環境に恵まれた御坂山地や市北部の大蔵経寺山・兜山周辺、笛吹川などの水辺は、貴重な自然・景観資源として保全を図るとともに、レクリエーション、自然とのふれあいの場として積極的な活用を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①良好な森林資源の保全とレクリエーション利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■森林資源の適切な保全と自然とのふれあいの場としての利用促進 (御坂山地、大蔵経寺山・兜山周辺など)</li> <li>■景観上重要な斜面林の保全 (都市計画区域縁辺部や市街地周辺の斜面林など)</li> </ul>
②水辺の保全とレクリエーション利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■笛吹川、金川、芦川等の水辺環境の保全</li> <li>■笛吹川水辺ゾーンの整備、レクリエーション利用の促進</li> </ul>
③身近な自然の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■身近な自然の保全</li> <li>■その他の取組み ・自然観察会の開催、保存樹の指定 など</li> </ul>

### (3) 土地利用の配置方針

#### 1) コンパクトな市街地形成

市街地の拡散を防止し、コンパクトにまとまった市街地や郊外の樹園居住エリアの形成を目指します。

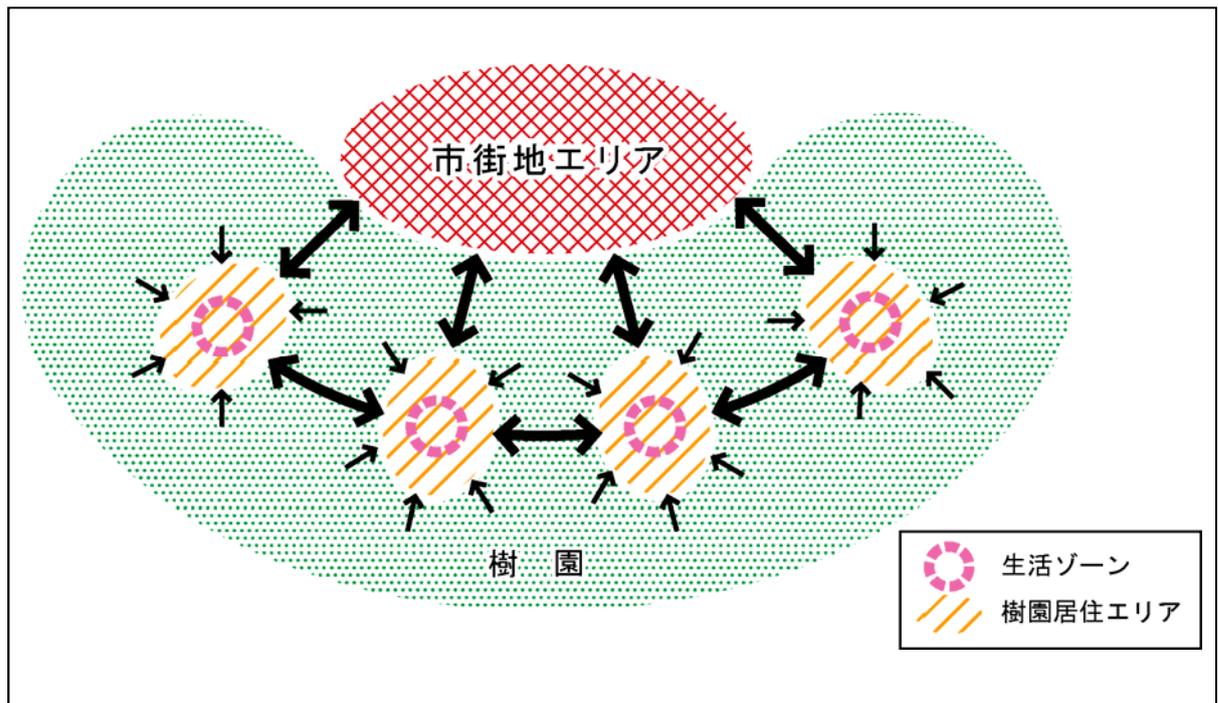
本市では郊外地域を中心に宅地化が進み、虫食いの的に市街地が拡大しています。

このまま放置しておくと、非常に入り組んだ形で農地と宅地の混在化が進み、住環境の悪化が懸念されるだけでなく、郷土景観や営農環境への影響も深刻化していくことが予想されます。

このような形で市街地が拡散していくことは、公共施設の整備や維持管理など非効率であり、今後、市に大きな財政負担を強いることとなります。

このため、「宅地化を誘導すべき」ところと、優良農地などの「農地を保全すべき」ところをあらかじめ区分し、「宅地化を誘導すべきところ」については、一定のルールに基づく計画的な宅地化の誘導や、道路、公園、下水道などの基盤施設の整備を図り、コンパクトにまとまった市街地と郊外の樹園と住宅地が共生する「樹園居住エリア」の形成を目指します。

#### ■コンパクトな市街地形成のイメージ

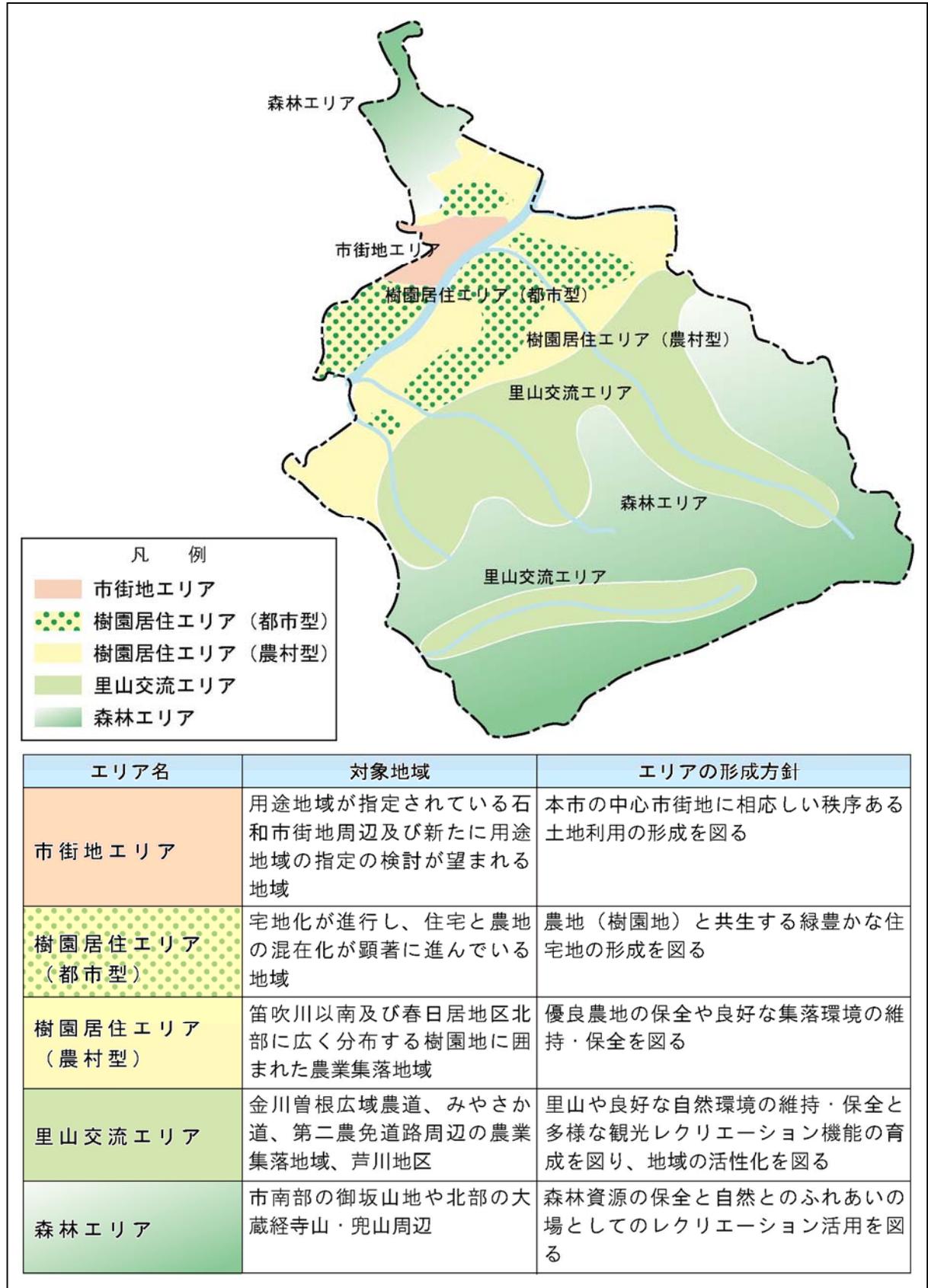


注) コンパクトな市街地形成のイメージを本市において具現化したものは、46 ページの「都市構造図」に示しています。

## 2) 土地利用エリア区分

本市の土地利用については、次の5つのエリア区分とし、各々のエリアの特性に応じ、「住居系」「商業・産業系」「自然系」といったゾーン区分や拠点配置を適切に配置することにより、計画的な土地利用を図ります。

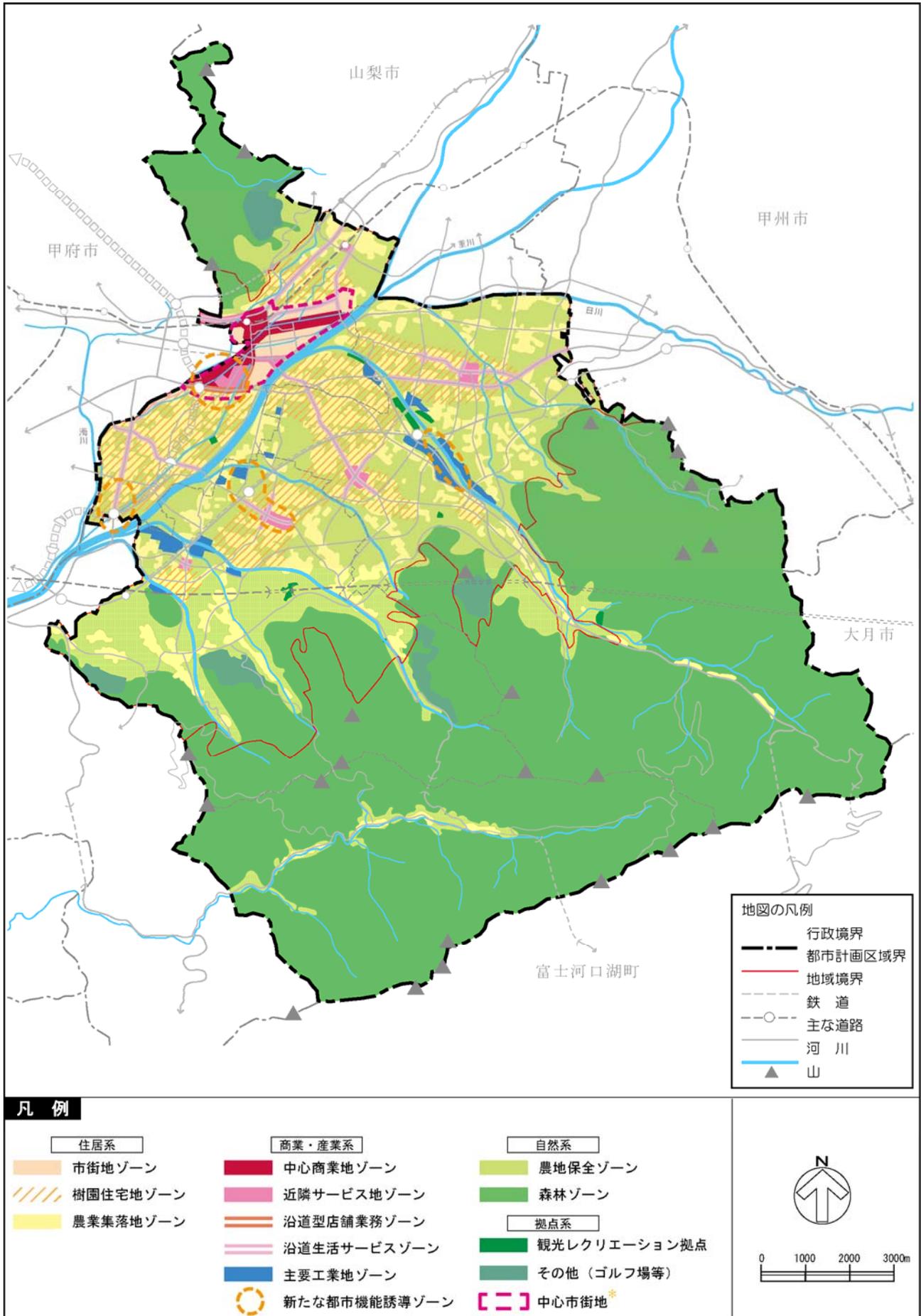
■土地利用エリア区分図



■土地利用の配置方針（エリア・ゾーン区分）

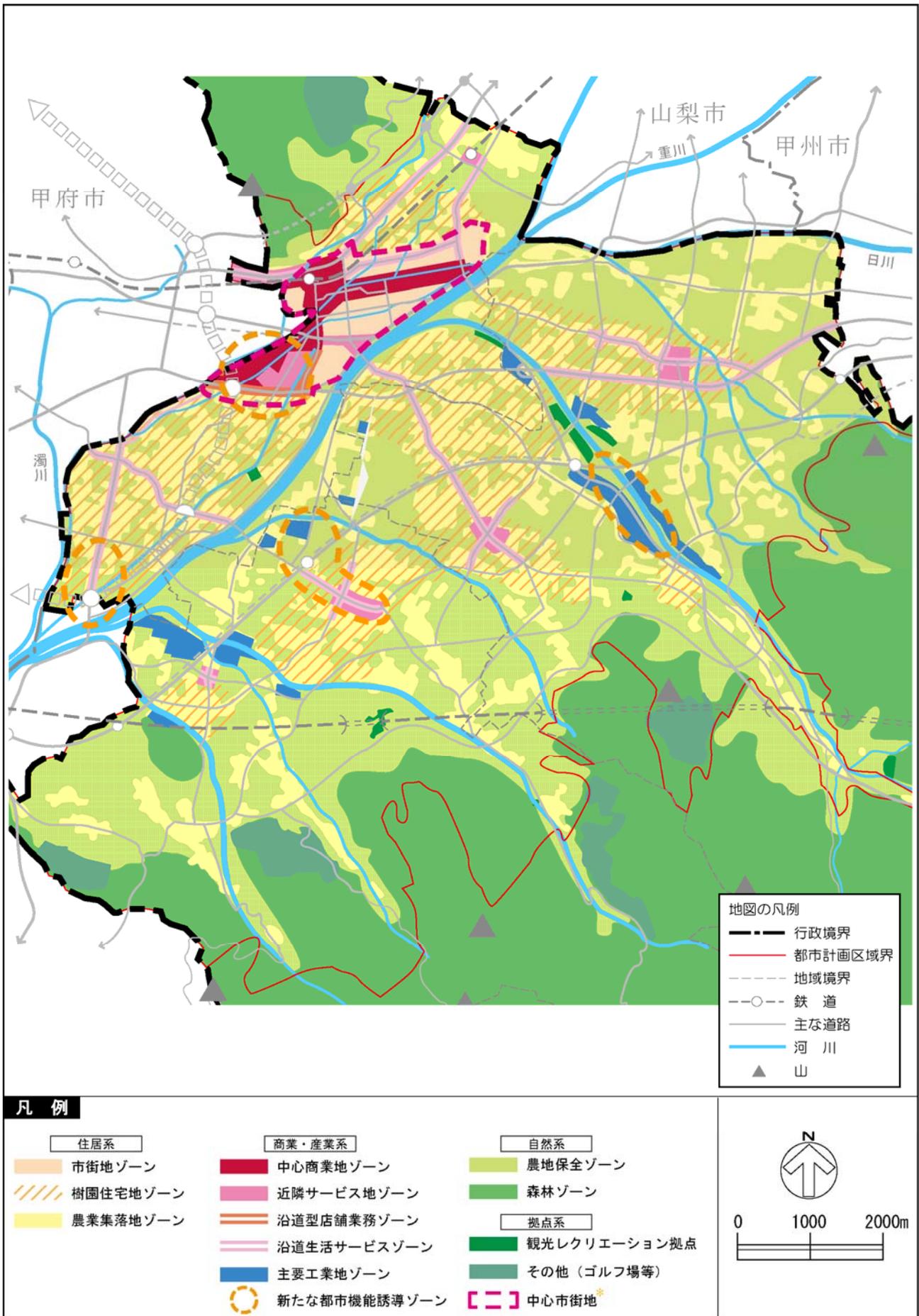
ゾーン区分		エリア区分					土地利用方針	対象地域
		市街地	都市型	農村型	里山	森林		
住居系	市街地ゾーン	○					計画的な市街地整備の促進により、地域の特性に応じた良好な住宅市街地の形成を図ります。	用途地域、用途地域縁辺
	樹園住宅地ゾーン		○				宅地化が進む市街地郊外の農業集落地域で、優良農地の保全と計画的な宅地化により、樹園地と住宅の調和を図りつつ良好な住宅地の形成を図ります。	石和南部・東部、春日居町駅周辺、一宮西部、御坂錦生・英・花鳥と下黒駒北部、八代（主）白井甲州線周辺、境川石橋周辺
	農業集落地ゾーン			○			笛吹川以南及び春日居地区北部に広く分布する果樹園を中心とした農業集落地で、周辺の優良農地の保全と併せて集落環境の改善整備、農村景観の維持向上により、地域の特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。	笛吹川以南及び春日居地区に広く分布する果樹園を中心とした農業集落地ゾーン
商業・産業系	中心商業地ゾーン	○					本市の中核的な都市機能が集積する中心商業ゾーンで、交通拠点機能の強化、観光・商業業務機能の集積、都市空間の魅力の向上等により、本市の顔にふさわしい中心商業地の形成を図ります。	石和温泉駅周辺から国道20号甲府バイパス沿道周辺の商業地ゾーン
	近隣サービス地ゾーン	○	○				計画的な市街地整備と身近な店舗や生活サービス機能の充実により、利便性の高い地域の形成を図ります。	広瀬周辺、春日居町駅周辺、一宮支所周辺、御坂支所周辺、八代支所周辺、境川石橋周辺ゾーン
	沿道型店舗業務ゾーン	○	○				広域幹線道路沿道で、ショッピングセンターなど、大型の店舗、業務施設の受け皿として、周辺環境に配慮しながら計画的な立地を誘導します。	国道20号甲府バイパス沿道、（都）石和温泉駅前線の（都）石和市部通り線以南周辺
	沿道生活サービスゾーン	○	○				地域の主要道路沿道で、既存の店舗・サービス施設、交流施設、観光農園などの機能を維持し、良好な集落環境の維持と生活利便性の向上に向けた生活サービスゾーンの形成を図ります。	店舗、生活サービス施設が立地する国道20号勝沼バイパス、国道140号及び主要道路沿道のゾーン
	主要工業地ゾーン			○	○	○	既存の産業導入地区で、地域産業の育成を図るため、企業誘致の促進と必要に応じて規模の拡大を図ります。	既存の産業導入地区（成田、二之宮、金川、坪井、浅川、天川、米倉、前間田、石橋周辺等）
	新たな都市機能誘導ゾーン			○			高速交通体系へのアクセス条件に恵まれた新山梨環状道路のIC周辺、中央自動車道IC周辺に産業、観光・交流・文化等の新たな都市機能の誘導に向けた取り組みを進めます。	一宮御坂IC周辺、新山梨環状道路の国道20号IC周辺・国道140号IC周辺、笛吹八代スマートIC周辺
自然系	農地保全ゾーン			○	○	○	市街地郊外から中山間地域まで、広く分布する農用地で、農地の保全を図るとともに、農業基盤整備、耕作放棄地の有効活用などを促進します。	一団の農用地区域
	森林ゾーン					○	本市の南北に広がる山地・森林エリアで、良好な自然環境と景観の維持・保全を図るため、森林資源の保全と積極的な観光レクリエーション利用を図ります。	御坂山地一帯、大蔵経寺山周辺、兜山周辺
拠点系	観光レクリエーション拠点	○	○	○	○	○	既存機能の充実と新たな観光レクリエーション拠点の形成を図ります。	金川の森、みさか桃源郷公園などの主要な公園、その他観光レクリエーション施設等
	文化拠点及び歴史文化拠点	○	○	○			既存施設の機能の充実や魅力の向上を図ります。	スコレーセンター周辺、県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡周辺
	歴史景観拠点				○	○	本市の歴史景観を代表する景観拠点として、景観資源の保全や周辺を含めた良好な景観形成を図ります。	山梨岡神社・御室山周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺、寺本廃寺跡周辺

■土地利用方針図（市全体）



注) \*中心市街地は、山梨県都市計画マスタープランにおいて、地域拠点に位置付けられています。

■土地利用方針図（都市計画区域）



注) \*中心市街地は、山梨県都市計画マスタープランにおいて、地域拠点に位置付けられています。

## 2. 道路・交通まちづくり方針

### (1) 基本方針

体系的な道路交通ネットワークの構築や公共交通の強化を図るとともに、安全で快適な暮らしのみちづくりを進めます。

### (2) 道路・交通まちづくり方針

#### 1) 広域からのアクセス向上と周辺都市や拠点間を結ぶ幹線道路網の強化

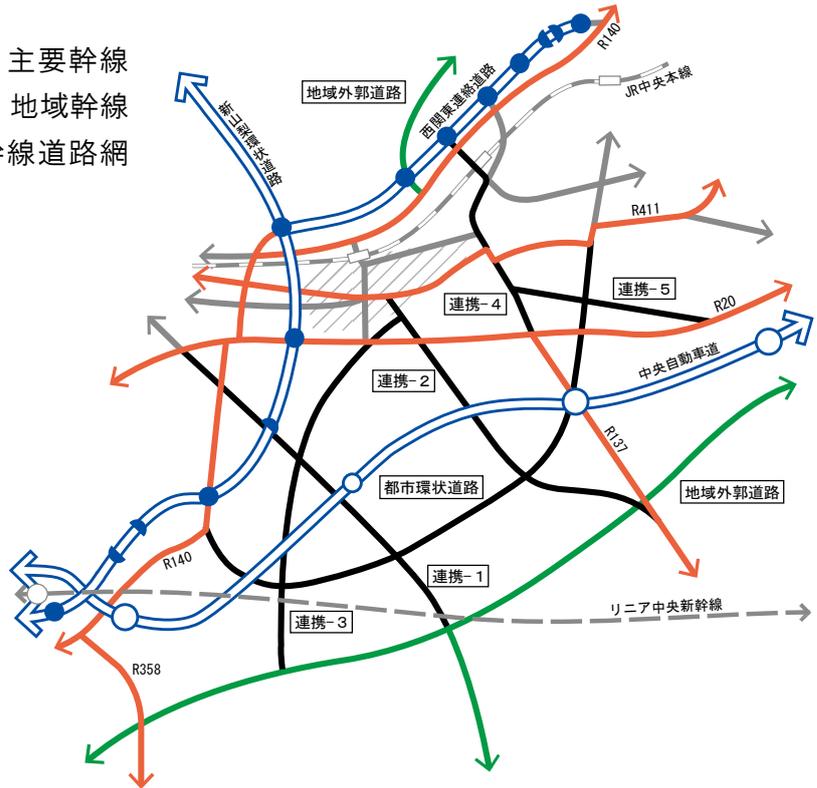
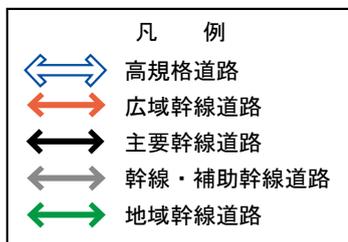
本市の骨格を形成する幹線道路については、高規格道路、広域幹線道路、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、地域幹線道路に区分し、それぞれの役割に応じて適切な配置と機能強化を図ることによって、系統性のある幹線道路網の形成を図ります。

これらの骨格的な幹線道路網の機能強化により、都市内交通の円滑化、中心市街地や生活拠点等との連絡強化、中央自動車道 IC や新山梨環状道路 IC へのアクセス強化、周辺都市との連絡を強化します。

区 分	施策の方針
①新山梨環状道路の建設促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新山梨環状道路（東部区間、北部区間）の整備促進</li> <li>■IC の設置に併せたアクセス道路の整備</li> </ul>
②広域幹線道路の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国道 140 号の改良促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道整備（石和地区今井、井戸）</li> </ul> </li> <li>■国道 137 号の改良促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな御坂トンネルの整備促進（富士北麓地域との連携強化）</li> </ul> </li> </ul>
③市街地周辺の骨格道路網の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中心市街地や生活拠点を環状に結ぶ都市環状道路形成と機能強化</li> <li>■中心市街地と生活拠点を放射状に結ぶ都市連携道路の機能強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携道路 1（（主）甲府笛吹線～（主）笛吹市川三郷線）</li> <li>・連携道路 2（県道栗合成田線）</li> <li>・連携道路 3（県道小石和市部線～県道藤壘石和線）</li> <li>・連携道路 4（県道一宮山梨線）</li> <li>・連携道路 5（市道 1-16 号線、1-18 号線）</li> </ul> </li> <li>■都市計画道路の見直しと整備推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の見直しと新たな計画に基づく整備推進</li> <li>・計画道路関連路線の拡幅整備 など</li> </ul> </li> <li>■その他新たな構想路線の検討（長期的な構想路線）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）笛吹川左岸道路（鵜飼橋～白井河原橋区間）の検討</li> <li>・中央自動車道側道（一宮御坂 IC～境川区間）の検討</li> </ul> </li> <li>■橋梁、道路構造物の健全性の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した橋梁などの道路構造物の改修・長寿命化</li> </ul> </li> </ul>
④地域幹線道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域外郭道路（広域農道）の機能強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・みやさか道（東八中央農免道路）の一部未整備区間の整備促進</li> <li>・金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道（東八中央農免道路）の機能強化</li> </ul> </li> <li>■南北の地域幹線道路の機能強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・（主）笛吹市川三郷線の機能強化</li> <li>・新たな鳥坂トンネルの整備促進</li> </ul> </li> </ul>
⑤道路網整備計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「（仮称）笛吹市長期道路網整備計画」の策定検討</li> </ul>

## ■幹線道路網の考え方

広域幹線道路を基本に、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、地域幹線道路で、本市の骨格的な幹線道路網の形成を目指します。



## ■幹線道路網の区分と機能

区分	道路の役割・機能	対象路線
高規格道路	高速道路、自動車専用道路等、都市間を連絡する規格の高い広域的な幹線道路	中央自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路
広域幹線道路	都市間を連絡する広域的な幹線道路	国道20号、国道140号、国道411号、国道137号、国道358号
市街地周辺	主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市環状道路 国道140号、国道411号、(主)白井甲州線、県道山梨笛吹線、県道一宮山梨線、市道1-1号線</li> <li>●都市連携道路 (主)甲府笛吹線、(主)笛吹市川三郷線、県道栗合成田線、県道小石和市部線、県道藤壱石和線、県道一宮山梨線、市道1-16号線、1-18号線など</li> </ul>
	幹線・補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石和市街地の都市計画道路</li> <li>●その他の県道など</li> </ul>
	主要生活道路	●主な1級・2級市道
中山間地域	地域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域外郭道路(広域農道) 金川曾根広域農道(市道1-20号線)、みやさか道(東八中央農免道路)</li> <li>●南北道路 (主)笛吹市川三郷線</li> </ul>
	その他の主要道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他の県道、1級市道</li> <li>●主要な農道、林道</li> </ul>

## 2) 駅などの主要な交通拠点の機能強化や公共交通の利用促進

本市の鉄道玄関口である石和温泉駅は、近年駅舎の改修、自由通路、駅前広場などが整備され、玄関口としての交通拠点機能が強化されました。

今後は、これらの駅の交通拠点機能の適正な維持管理を図り、笛吹八代スマート IC へのアクセス道路の整備などを進め、交通拠点としての機能の向上を図ります。

その他、路線バス網と移動支援サービスとの連携やリニア中央新幹線の建設促進と新駅へのアクセス強化など、効率的な運行体制を構築し、公共交通の利用を促進します。

区 分	施策の方針
①主な交通拠点の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鉄道駅の交通拠点機能の適正な維持・管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備が完了した石和温泉駅及び春日居町駅の交通拠点機能の適正な維持管理</li> </ul> </li> <li>■笛吹八代スマート IC へのアクセス強化</li> </ul>
②公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■路線バス網と移動支援サービスとの連携の検討</li> <li>■リニア中央新幹線の建設促進と（仮称）山梨県駅へのアクセス強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の建設促進、新駅への交通アクセス強化</li> </ul> </li> </ul>

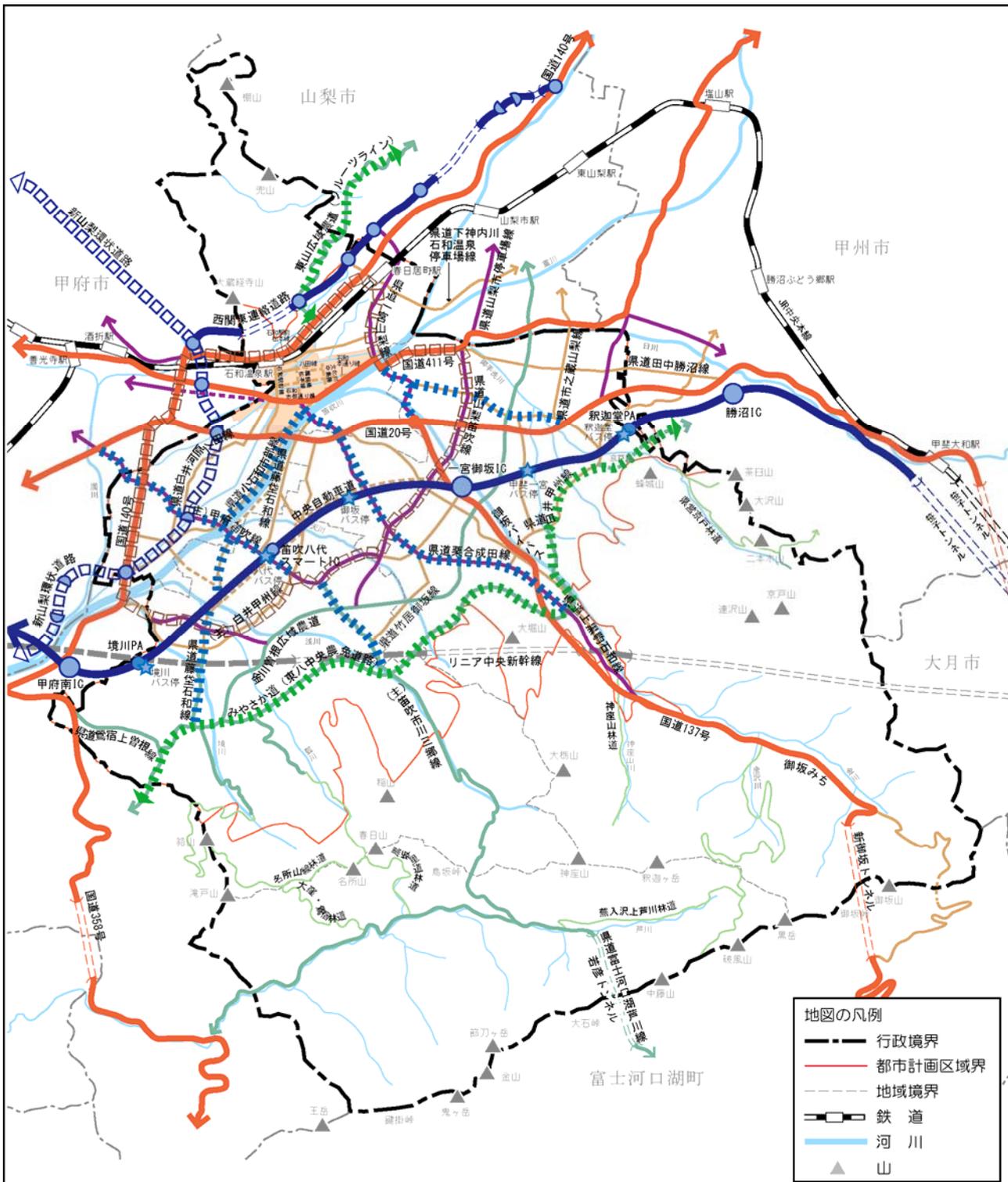
## 3) 誰もが安全・安心、快適に利用できる暮らしの道づくりの推進

「第二次笛吹市総合計画」策定時のアンケート結果にみるように、多くの市民は、身近な生活道路の改善や交通安全性の向上などを望んでいます。このため、交通安全性や防災上問題のある道路については、緊急性の高いものから改善を図ります。

このほか、安全で快適に利用できる歩行者ルートの確保、歩行者優先の道づくり、「ふるさとの散歩道」づくり、通学路等の交通安全対策など、誰もが安全・安心、快適に利用できる暮らしの道づくりを進めます。

区 分	施策の方針
①生活道路の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要性・緊急性に応じた改善・整備の実施 (見通しの悪い交差点、幅員の狭い道路や行止まり道路、交通安全や防災上問題のある生活道路など)</li> </ul>
②安全快適な歩行者・自転車ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中心市街地の賑わいの軸となっている道路の歩道整備 (市道 1-5 号線、市道 1-8 号線)</li> <li>■通勤・通学のルートの安全確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良に併せた歩道整備や路側帯の整備 など</li> </ul> </li> <li>■歴史や文化等の資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」の検討</li> <li>■笛吹川や金川の既存サイクリングロードの維持管理の推進</li> </ul>
③交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歩道の整備促進 (交通量が多く歩道未整備の路線)</li> <li>■交通安全施設整備事業の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーブミラーの新設及び維持管理、通学路整備（グリーンベルト） など</li> </ul> </li> </ul>
④道路環境の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活道の維持管理、街路樹等の維持管理</li> <li>■住民参加による緑化活動の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加による道路の花植え など</li> </ul> </li> </ul>

■道路・交通まちづくり方針図（市全体）



地図の凡例

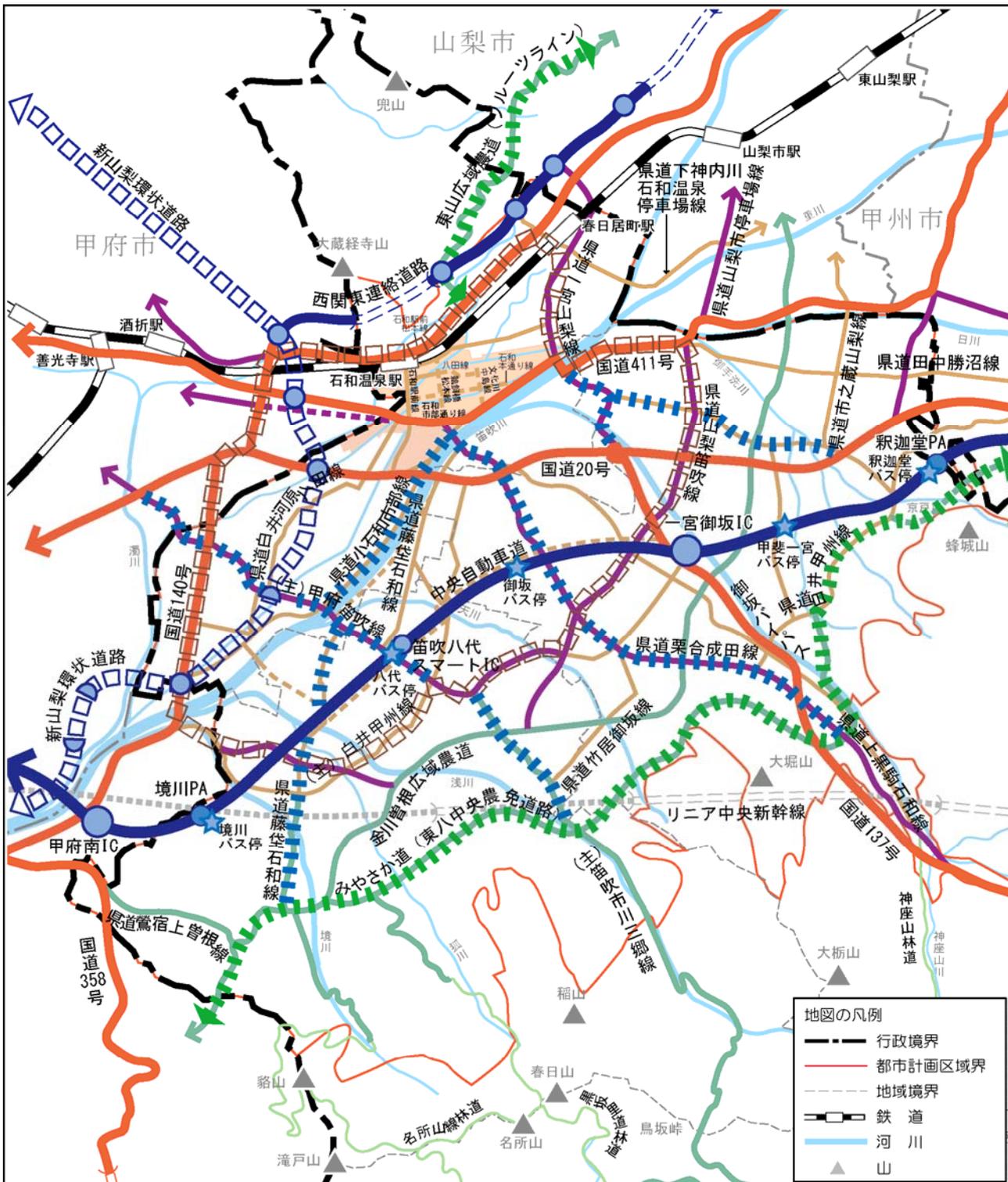
- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 河川
- ▲ 山

凡例

<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格道路（整備済）</li> <li>高規格道路（計画・構想）</li> <li>ランプ計画位置</li> <li>広域幹線道路</li> <li>主要幹線道路（整備済）</li> <li>主要幹線道路（計画・構想）</li> <li>地域幹線道路（整備済）</li> <li>地域幹線道路（計画・構想）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幹線・補助幹線道路（整備済）</li> <li>幹線・補助幹線道路（計画・構想）</li> <li>その他の主要な道路（林道等）</li> <li>リニア中央新幹線</li> <li>高速バス停</li> <li>都市環状道路</li> <li>都市連携道路</li> <li>地域外郭道路</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

0 1000 2000 3000m

■道路・交通まちづくり方針図（都市計画区域）



地図の凡例

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 河川
- ▲ 山

凡例

<ul style="list-style-type: none"> <li>↔ 高規格道路（整備済）</li> <li>↔ 高規格道路（計画・構想）</li> <li>○ ランプ計画位置</li> <li>↔ 広域幹線道路</li> <li>↔ 主要幹線道路（整備済）</li> <li>↔ 主要幹線道路（計画・構想）</li> <li>↔ 地域幹線道路（整備済）</li> <li>↔ 地域幹線道路（計画・構想）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>↔ 幹線・補助幹線道路（整備済）</li> <li>↔ 幹線・補助幹線道路（計画・構想）</li> <li>↔ その他の主要な道路（林道等）</li> <li>↔ リニア中央新幹線</li> <li>★ 高速バス停</li> <li>↔ 都市環状道路</li> <li>↔ 都市連携道路</li> <li>↔ 地域外郭道路</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

0 1000 2000m

### 3. 水と緑のまちづくり方針

#### (1) 基本方針

郷土の豊かな自然を大切に守り・育み、  
果実と花とみどりによる彩りあるまちづくりを進めます。

#### (2) 水と緑のまちづくり方針

##### 1) 豊かな自然の保全と自然とのふれあいの場づくり

本市は、南部に連なる御坂山地や北部の大蔵経寺山、兜山の豊かな森、笛吹川などの市内を流れる大小の河川、山麓一帯に広がる樹園など、豊かな自然に恵まれています。

特に、ぶどう畑が織りなす風景は、平成 30 年に文化庁により、日本遺産に認定されました。ふるさとの自然は、永い歴史と営みのなかで、守り・育まれてきた本市のかけがえのない財産であり、積極的な保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として有効利用を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①骨格となる水と緑の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>■森林資源の保全と活用<ul style="list-style-type: none"><li>・「笛吹市森林整備計画書」に基づく山地の保全と森林の適正な維持管理の推進</li><li>・貴重な森林環境の保全 (大蔵経寺山・兜山周辺、黒岳自然保存地区、滝戸山など)</li></ul></li><li>■河川など水辺環境の維持・保全<ul style="list-style-type: none"><li>・主要河川の水辺環境や、沢、渓谷等の水質の維持・保全</li><li>・自然環境に配慮した護岸整備</li><li>・多面的機能支払交付金事業の推進</li></ul></li><li>■動植物の生息環境の保全と自然に配慮した施設整備<ul style="list-style-type: none"><li>・貴重な動植物の生息環境の維持・保全</li><li>・自然に配慮した施設整備の促進</li></ul></li></ul>
②暮らしに身近な水と緑の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>■景観を支える市街地や集落地後背の緑の保全<ul style="list-style-type: none"><li>・「笛吹市緑の基本計画」に基づく緑地の保全 (大蔵経寺山・兜山周辺の森林や山麓集落地後背の森林など)</li></ul></li><li>■里山の保全<ul style="list-style-type: none"><li>・地域ぐるみの保全や環境学習や自然とのふれあいの場としての活用</li></ul></li><li>■果樹園等、農地の緑の保全<ul style="list-style-type: none"><li>・優良農地の計画的な保全、耕作放棄地の有効活用</li></ul></li><li>■その他の身近な緑の保全と活用</li></ul>

## 2) 多彩な水と緑の拠点とネットワークづくり

本市は豊かな自然に恵まれており、都市の活性化を図る上でも、市民や観光客が自然に親しみ、憩い・ふれあう場の充実が求められています。このため、緑の拠点、観光レクリエーション拠点となっている八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園などの既存の公園については適正な維持管理と市民ニーズに応じた魅力の向上に努めます。また、市民の身近な公園や広場の充実を望む声も多いことから、市街地や集落地内の身近な公園整備や既存の公園・広場の適正な維持管理、魅力の向上に努めます。

そのほか、歩行者・自転車ルート、登山道やトレッキングコースの整備など、多様な緑の拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①水と緑の拠点づくり	<p>■既存の緑の拠点の適切な維持管理と魅力づくり (水と緑のまちづくり方針図に示す各拠点)</p> <p>■新たな緑の拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笛吹みんなの広場の活用推進</li> <li>・ 新道峠周辺の整備推進</li> <li>・ 新たなレクリエーション施設の整備 (多目的芝生グラウンドの整備)</li> <li>・ 大蔵経寺山・兜山周辺ゾーンの魅力づくり</li> <li>・ 藤笠の滝周辺など複合型文化交流公園の適切な維持管理</li> <li>・ 甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡ほか史跡等の文化財を活用した公園づくり</li> <li>・ すずらん群生地地の保全と周辺整備の推進</li> </ul> <p>■身近な公園・広場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な公園・広場の整備と適切な維持管理</li> </ul>
②水と緑のネットワークづくり	<p>■水と緑の骨格軸の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の主要河川の水辺環境の保全とレクリエーション利用の促進</li> </ul> <p>■水と緑のネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笛吹川、金川サイクリングロードの適切な維持管理</li> <li>・ 登山・トレッキングコースの整備と適切な維持管理</li> </ul> <p>■自然とのふれあいの場としての活用 (トレッキング、環境学習、森林セラピーなど)</p>

### 3) 花と緑に抱かれたうるおいあるまちづくり

「笛吹市緑の基本計画」に基づき、主要な道路や多くの市民が利用する学校や公共施設の緑化を推進するとともに、「緑化推進地区」などを中心に民有地の緑化を促進し、花と緑に抱かれたうるおいあるまちなみの形成を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域に相応しい道路緑化の推進</li> <li>■主要な公共施設の適切な緑の維持管理</li> <li>■児童・生徒の参加による学校緑化の推進</li> </ul>
②民有地の緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市緑の基本計画」に基づく民有地の緑化促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落地、商店街等の緑化促進</li> <li>・工場・事業所等の緑化促進</li> <li>・里山の緑化促進（企業の森等）</li> </ul> </li> </ul>
③「緑化推進地区」の取組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「緑化推進地区」の取組みの検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市緑の基本計画」に位置づけられた「緑化推進地区」の具体的な取組みの検討</li> </ul> </li> </ul>

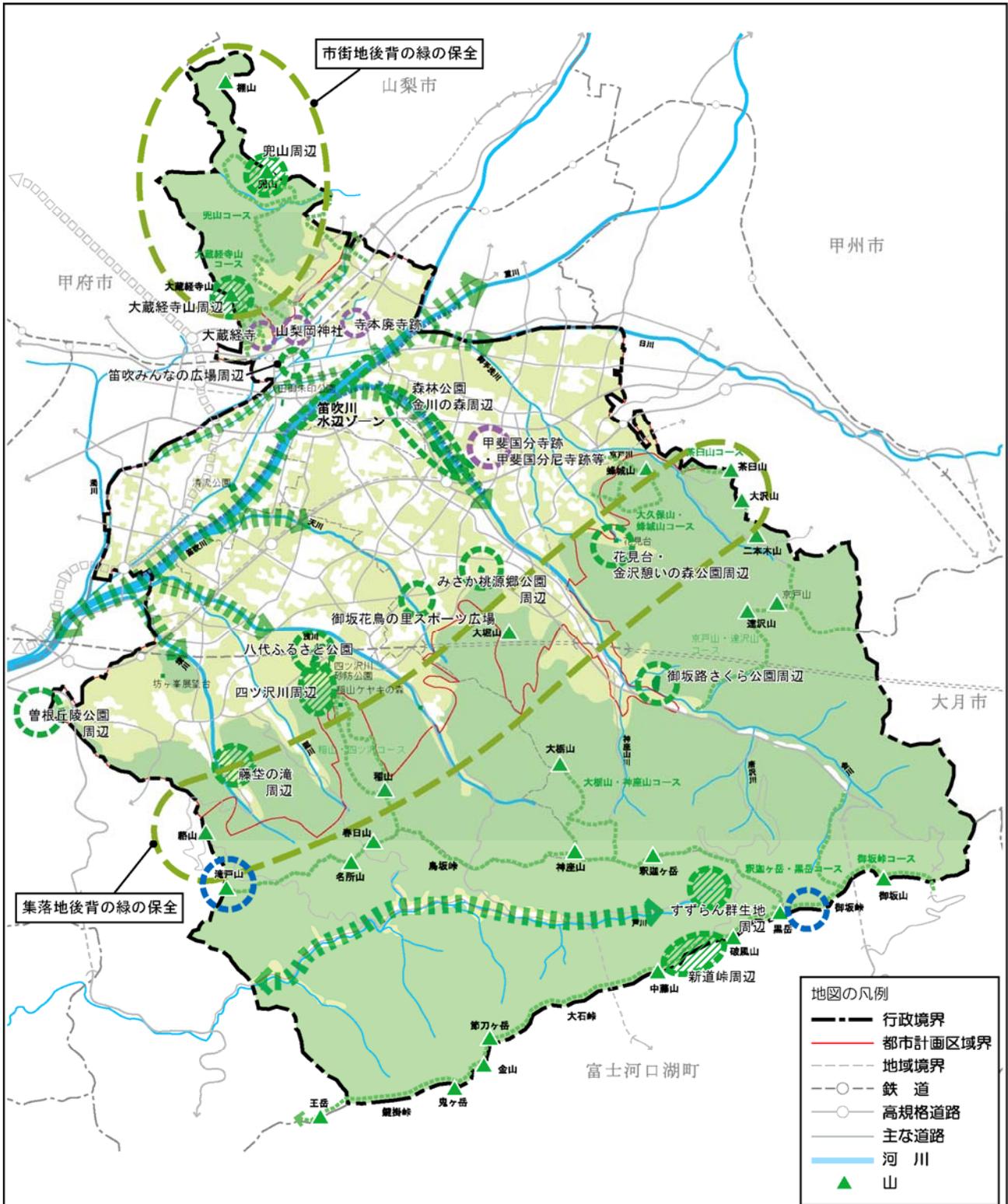
### 4) 協働による水と緑のまちづくり

緑豊かなうるおいあるまちづくりを進めるためには、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。市内では、「花と緑のまちづくり整備事業」を活用した市民の自主的な緑化活動が行われています。

協働による花と緑のまちづくりを進めていくため、今後も「笛吹市緑の基本計画」に基づき、市民参加による緑の保全・緑化活動の促進、緑に関する普及・啓発活動の推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①緑に関する指針や仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市緑の基本計画」に基づく緑の保全・育成に関する仕組みづくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化推進団体の育成</li> <li>・市民の緑化活動への助成・支援策の検討</li> <li>・緑地の保全、整備に関する各種補助事業の活用 など</li> </ul> </li> </ul>
②市民参加等による緑地の保全・緑化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「花と緑のまちづくり整備事業」を活用した市民活動の促進</li> <li>■緑地協定等緑に関するルールづくりの検討</li> <li>■公園管理における民間活力の活用</li> <li>■市民参加による公園・広場づくり</li> </ul>
③緑の普及・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■植樹祭等緑化イベントの開催</li> <li>■緑の募金等PR活動の推進</li> <li>■緑の少年隊の活動支援</li> </ul>

■水と緑のまちづくり方針図

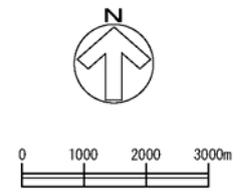


地図の凡例

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 高規格道路
- 主な道路
- 河川
- ▲ 山

凡例

骨格となる水と緑	水と緑の拠点	水と緑のネットワーク
■ 森林資源の保全と活用	● 水と緑の拠点 (公園系)	◀▶ 水と緑の骨格軸
■ 果樹園等、農地の緑の保全	● 水と緑の拠点 (自然レクリエーション系)	— サイクリングロード
■ 水辺の緑の保全	● 水と緑の拠点 (歴史文化系)	— 登山道・トレッキングコース
● 良好な森林 (植生) の保全	● 主な公園・緑地 (既存)	
○ 市街地及び集落地後背の緑の保全		



## 4. 景観まちづくり方針

### (1) 基本方針

桃源郷の美しい風景を守り、愛着と誇りのもてる景観まちづくりを進めます。

### (2) 景観まちづくり方針

#### 1) 桃源郷の美しい風景の保全とまちづくりへの活用

本市は、豊かな森、山と渓谷、河川の水辺などの優れた自然に囲まれ、低地や山麓の丘陵地では果樹園や里山に抱かれた美しい景観が広がり、南アルプス、ハヶ岳、秩父山地や甲府盆地を望む眺望にも恵まれています。

また、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、山梨岡神社など、山梨県を代表する文化財をはじめとした史跡や古墳、社寺、古道（御坂路や若彦路）、兜造り民家群のある芦川地域の農村景観、名木や古木、社寺、塚・祠・道祖神といった身近な資源も多く分布し、市全体がさながら自然や歴史の風景博物館となっています。

平成 29 年 3 月に農林水産省により、果実栽培の技術（盆地に適応した山梨の複合的果樹システム）が「日本農業遺産」の認定を受け、平成 30 年 5 月に文化庁により、「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」と「星降る中部高地の縄文世界～数千年を遡る黒曜石鉾山と縄文人に出会う旅～」が日本遺産に認定されました。

これら本市の貴重な財産である地域資源を守り育てていくとともに、本市の大きな魅力「笛吹ブランド」として観光や地域活性化などへの積極的な活用を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①日本遺産・日本農業遺産の保全と活用	<b>■日本遺産・日本農業遺産の保全</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・風景遺産、縄文遺産の保全、果実栽培技術の継承</li></ul> <b>■日本遺産・日本農業遺産のまちづくりへの活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・観光PR、観光ルートづくり、観光スポットの整備 など</li></ul>
②自然景観の保全	<b>■山地・森林景観の保全と活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・山地や森林の保全と適切な森林維持</li><li>・自然とのふれあいの場としての活用</li></ul> <b>■河川美化など水辺景観の保全と活用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自然とのふれあいの場としての活用</li></ul>
③眺望景観の保全  (次ページに続く)	<b>■優れた眺望場所の眺望確保と魅力づくり</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・富士山、南アルプスを一望する御坂山地稜線からの眺望確保</li><li>・良好な眺望場所（公園・道路等）の保全 （八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園、花見台・金沢憩いの森公園、坊ヶ峯、新道峠、金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道、フルーツラインなど）</li></ul>

区 分	施 策 の 方 針
④農村景観の保全とまちづくりへの活用	<p>■果樹園景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な土地利用の推進による農地の保全、農業施策の推進</li> </ul> <p>■特色ある農村景観の保全</p> <p>（兜造り民家群や古い石垣が残る芦川地域の山里集落）</p> <p>■身近な景観資源の保全</p> <p>（社寺、保存樹、名木や古木、雑木林、水路や小川など）</p> <p>■伝統文化の保全と継承</p> <p>（神楽、おみゆきさん、笛吹川の鶉飼、甲斐いちのみや大文字焼き、笈形焼き等の祭りや伝統行事）</p>
⑤歴史・文化的景観の保全とまちづくりへの活用	<p>■代表的な歴史的景観資源の保全とまちづくりへの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物等の保全と活用 （甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、山梨岡神社、寺本廃寺跡、金剛山慈眼寺、甲斐一宮浅間神社、美和神社、八田家書院・御朱印屋敷など）</li> <li>・旧街道・古道の保全と活用 （御坂路（旧鎌倉街道－歴史の道100選）、若彦路）</li> </ul> <p>■文化的景観の保全とまちづくりへの活用</p> <p>（兜造りの民家や古い石垣が残る芦川地域の山里集落）</p> <p>■身近な歴史的景観資源の保全とまちづくりへの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的な歴史資源の顕在化 （市内に点在する史跡・遺跡、天然記念物などの文化財や社寺、塚・祠・道祖神等の小さな歴史資源）</li> <li>・歴史資源の保全とまちづくりへの活用</li> </ul>

## 2) “笛吹市らしさ”を感じさせる特色ある景観まちづくり

優れた景観は、まちのイメージを向上し、それだけで観光や地域活性化の重要な資源となります。

日本遺産に認定された優れた地域資源をはじめ、本市の風景博物館としての魅力を再認識し、良好な景観形成を促進していくために、平成25年度に策定された「笛吹市景観計画」に基づき、ふるさとの顔づくりや優れた景観を守るための適切な景観コントロールなど、「笛吹市らしさ」を感じさせる特色ある景観まちづくりを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①ふるさとの顔づくりの推進  (次ページに続く)	<p>■本市を代表する景観形成拠点の景観保全と魅力づくり</p> <p>＜景観形成拠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ランドマークとなる大蔵経寺山・兜山周辺など</li> <li>・歴史のシンボルとなる甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺、山梨岡神社周辺（歴史景観保全地区）、寺本廃寺跡周辺など</li> <li>・文化的景観を呈する芦川地域の山里集落</li> <li>・良好な自然景観を呈する芦川すずらん群生地、四ツ沢川・八代ふるさと公園周辺など</li> <li>・御坂路（旧鎌倉街道）や若彦路の歴史的景観など</li> </ul>

区 分	施 策 の 方 針
(前ページの続き)	<p>■石和温泉駅周辺ほか中心市街地の顔づくり</p> <p>■拠点の魅力づくり</p> <p>＜観光レクリエーション拠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笛吹川水辺ゾーン、大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺</li> <li>・ リニアの見える丘（花鳥山展望台、八代ふるさと公園展望台）</li> <li>・ 笛吹みんなの広場</li> <li>・ 花見台・金沢憩いの森公園、御坂花鳥の里スポーツ広場、御坂路さくら公園、みさか桃源郷公園、ほたるの郷・八代ふるさと公園、藤笠の滝周辺、新道峠周辺、すずらん群生地周辺、芦川グリーンロッジ周辺など</li> </ul> <p>＜文化拠点及び歴史文化拠点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スコレーセンター周辺</li> <li>・ 県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺など</li> </ul> <p>■生活ゾーンの魅力づくり</p> <p>（御坂支所周辺、境川農産物直売所周辺）</p> <p>■身近な景観スポットの魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な景観資源、潜在的な地域資源の顕在化</li> <li>・ 休憩場所やサインの設置などの魅力づくり</li> </ul> <p>■観光道路の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路景観の向上</li> </ul> <p>■魅力ある景観ネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水と緑の景観軸の維持 （笛吹川、金川、日川、浅川、境川、芦川等の主要河川）</li> <li>・ 温泉街や生活ゾーンなどの賑わい軸の景観形成</li> <li>・ ふるさと交流軸からの眺望景観の向上（御坂みち、若彦路、広域農道）</li> <li>・ 主要な景観資源を結ぶ散策ルートの検討</li> <li>・ 既設サイクリングロードの適切な維持管理 （笛吹川、金川など）</li> <li>・ 登山道・トレッキングコースの適切な維持管理 （大蔵経寺山・兜山周辺、達沢山周辺、釈迦ヶ岳周辺、新道峠周辺、稲山・四ツ沢川周辺、芦川溪谷周辺など）</li> </ul>
②「笛吹市景観計画」等に基づく適切な景観コントロールの推進	<p>■「笛吹市景観計画」「笛吹市景観条例」「笛吹市サイン計画」に基づく適切な景観コントロールの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観を妨げている要因の改善 （太陽光発電施設、看板、自販機、ごみの不法投棄、標識など）</li> <li>・ 土地利用の方針や地域特性に応じた良好なまちなみ景観の誘導</li> </ul>

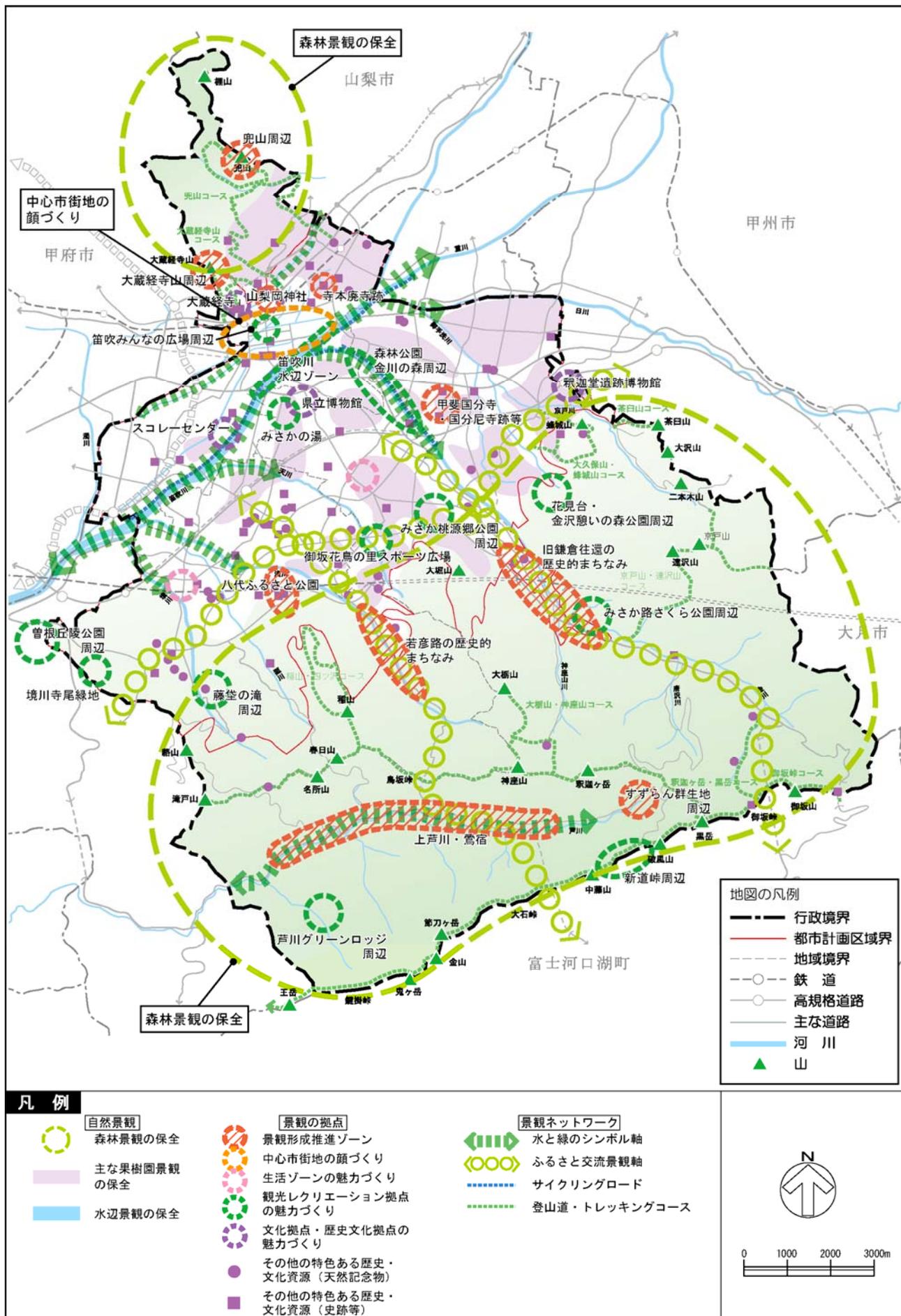
### 3) 協働による景観まちづくり

本市の風景博物館としての美しい景観を守り、良好な景観まちづくりを進めていくためには行政をはじめ、市民や企業、笛吹市を訪れる観光客など、お互いの理解と協力が不可欠です。

このため、「笛吹市景観計画」や「笛吹市景観条例」に基づき、市民等との協働による景観まちづくりの積極的な取組みを進めます。

区 分	施 策 の 方 針
①景観行政の取組み推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市景観計画」等の効果的な運用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市景観計画」「笛吹市景観条例」「笛吹市サイン計画」の効果的な運用</li> </ul> </li> <li>■「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成重点地区の指定や景観形成重点地区計画の策定検討</li> </ul> </li> </ul>
②市民参加による景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■景観まちづくりに関するルールの検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観協定」「まちなみ協定」「地区計画」「建築協定」「緑地協定」などを活用した地域ルールづくりの促進</li> </ul> </li> <li>■市民参加による景観形成活動の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加による景観形成活動への支援 (自然・歴史資源の保護活動、緑化、美化活動等)</li> <li>・景観アドバイザー制度の導入検討</li> <li>・市民参加による景観資源マップ、景観パンフレットの作成</li> </ul> </li> <li>■景観PR・啓発活動の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観表彰制度の創設や景観コンクール、景観百選などの実施</li> <li>・まち歩きイベントなどの実施</li> <li>・フィルムコミッションの促進 (山梨県フィルムコミッションなど)</li> </ul> </li> </ul>

■ 景観まちづくり方針図



凡例

自然景観

- 森林景観の保全
- 主な果樹園景観の保全
- 水辺景観の保全

景観の拠点

- 景観形成推進ゾーン
- 中心市街地の顔づくり
- 生活ゾーンの魅力づくり
- 観光レクリエーション拠点の魅力づくり
- 文化拠点・歴史文化拠点の魅力づくり
- その他の特色ある歴史・文化資源（天然記念物）
- その他の特色ある歴史・文化資源（史跡等）

景観ネットワーク

- 水と緑のシンボル軸
- ふるさと交流景観軸
- サイクリングロード
- 登山道・トレッキングコース

地図の凡例

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 高規格道路
- 主な道路
- 河川
- 山

0 1000 2000 3000m

## 5. 観光まちづくり方針

### (1) 基本方針

“温泉と果実のまちづくり”をテーマに、都市全体が個性と魅力を発揮する観光まちづくりを進めます。

- 「温泉」：「温泉と果実のまち」の核となる温泉市街地の魅力の向上と活性化を図ります。
- 「果実」：「桃・ぶどう日本一」を誇る、美しく活気あるまちづくりを進めます。
- 「まち」：都市そのものが観光資源（博物館）となる魅力あるまちづくりを進めます。

### (2) 観光まちづくり方針

#### 1) “温泉と果実のまち”の核となる温泉市街地の魅力の向上と活性化

温泉街の環境整備と魅力づくりを進めるとともに、温泉利用の促進と温泉街の活性化に向けたソフト事業を推進し、従来の慰安を目的とした温泉観光地から多様な観光ニーズに応える体験型観光地への脱皮を目指します。

区 分	施 策 の 方 針
①温泉街の環境整備と魅力づくり	<p>■石和温泉駅の玄関口としての魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅関連施設の適正な維持管理 (橋上駅舎、南北自由通路、南口及び北口駅前広場など)</li> <li>・ バス等の案内サービスや観光インフォメーション機能の充実</li> <li>・ Wi-Fiの整備 など</li> </ul> <p>■歩いて楽しい回遊性のある歩行者空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笛吹みんなの広場の活用策検討</li> <li>・ 足湯広場周辺やさくら温泉通りの魅力の向上</li> <li>・ 温泉街の夜の魅力づくり、活性化イベントの実施</li> <li>・ 温泉街のマップづくり</li> </ul> <p>■温泉街等のまちなみ景観の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魅力資源の保全と活用(宿場の名残、商家の建物など)</li> <li>・ サイン整備等によるまちなみ景観の向上</li> </ul> <p>■空き店舗等の観光利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会等と連携した空店舗の実態調査と有効利用の検討</li> </ul>
②温泉街の活性化に向けたソフトな取組みの推進	<p>■四季を通じた観光イベントの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「笛吹物語」の推進</li> </ul> <p>■観光プロモーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「笛吹市観光大使」の活用</li> <li>・ 「山梨フィルムコミッション」の活用</li> </ul> <p>■地元活性化組織の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さくら温泉通り会、旅館組合などの地元市民組織による取組みに対する支援 など</li> </ul>

## 2) 「桃・ぶどう日本一」を誇る、美しく活気のあるまちづくり

本市の、果樹園に囲まれたまちの風景や桃やブドウ等の農産物、ワインなどの特産品、観光農園（ブドウ狩り等）、ワイナリーなどの施設は、日本農業遺産や日本遺産の認定を受けるなど、本市にとって重要な観光資源です。

こうした優れた観光資源を効果的に活かしながら、農産物の「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化、農業生産を支える人づくり・基盤づくり、農山村地域との交流促進を図り、「桃・ぶどう日本一」を誇る、美しく活気のあるまちづくりを進めます。

区 分	施 策 の 方 針
①「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日本農業遺産・日本遺産のまちづくりへの活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブドウ畑の景観、果実栽培技術の継承 など</li> <li>・Web を活用したPR、観光ルートづくり、観光スポットの整備</li> </ul> </li> <li>■「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外における地元農産物消費拡大宣伝事業 など</li> </ul> </li> <li>■高校や大学と連携した高付加価値の特産品の開発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワインの開発・製造・販売の促進</li> <li>・ワイナリーの観光利用の促進</li> <li>・各種農産物を活かした特産品の開発促進 など</li> </ul> </li> <li>■流通・直販ルートの開発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の地産地消の促進</li> <li>・観光農園や農産物直売所等の活用</li> <li>・地元農産物消費拡大宣伝事業による流通直販ルート拡大 など</li> </ul> </li> </ul>
②農業生産を支える人づくり・基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「農業塾」を活用した後継者・担い手づくり</li> <li>■農業基盤整備の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進</li> </ul> </li> <li>■耕作放棄地の有効利用の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作放棄地の「中間管理機構」による営農希望者への斡旋</li> <li>・市民農園・観光農園などの有効利用</li> </ul> </li> </ul>

### 3) 都市そのものが観光資源（博物館）となる魅力あるまちづくり

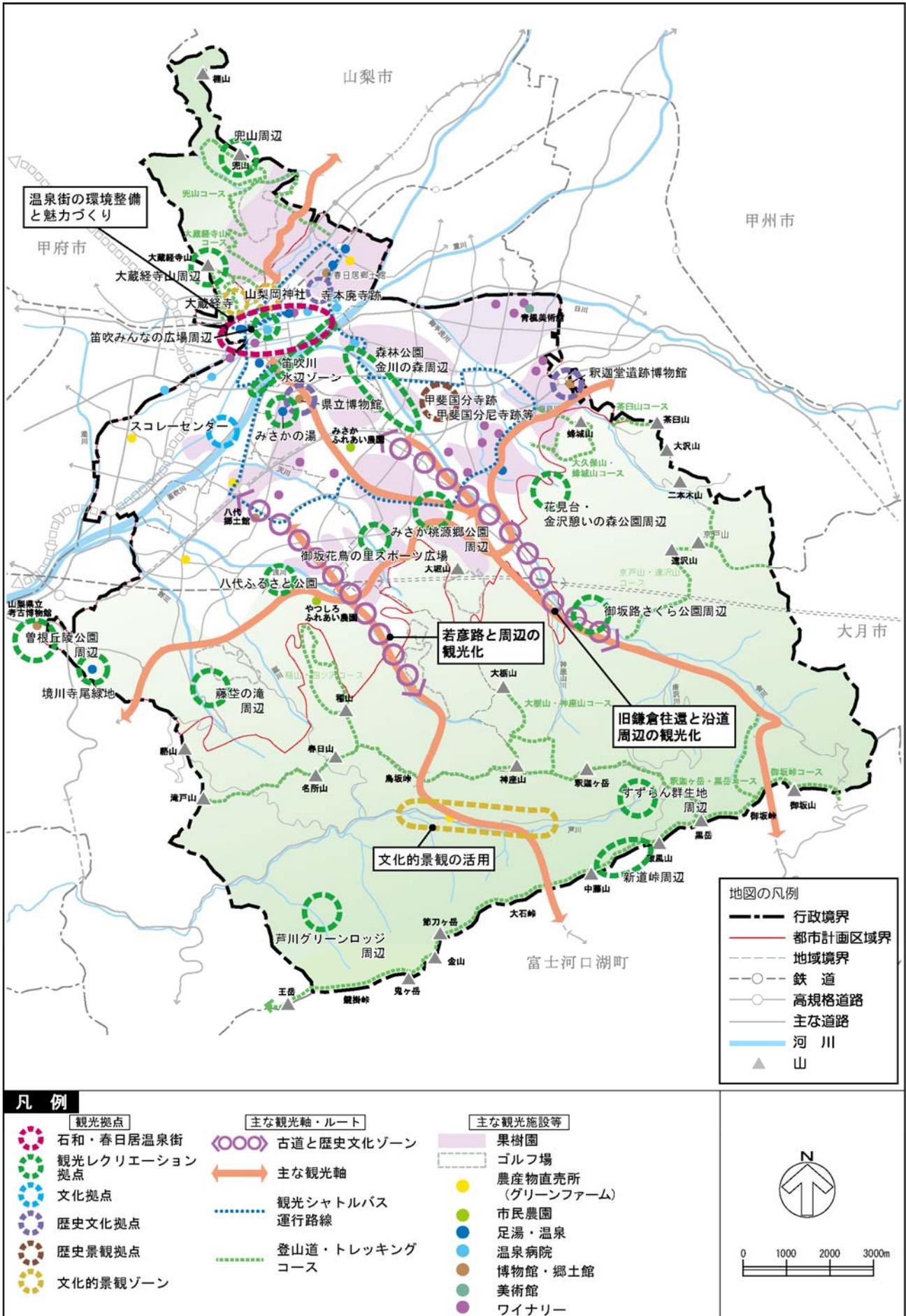
市内には、大規模な公園、温泉施設、登山やトレッキングコース、博物館、ワイナリーなどの観光レクリエーション施設が数多く分布しています。また、これら以外にも、貴重な植物群落、古代の遺跡群や社寺、旧鎌倉往還や若彦路等の古道、文学碑、古民家や特徴のある農村景観、甲府盆地を一望する優れた眺望など、潜在的な観光資源が数多く分布しています。

こうした観光資源を掘り起こし、その価値を再認識し、観光や地域活性化に活かしながら、都市そのものが観光資源となる魅力を備えたまちづくりを目指します。

区 分	施 策 の 方 針
<p>①個性と魅力にあふれる多様な観光拠点の創出</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>■地域資源を活かした観光地としての魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客が気軽に立ち寄れる魅力づくり</li> <li>＜地域資源を活かした観光拠点＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・春日居地区（春の桃源郷ウォーキング会場）</li> <li>・一宮地区（甲斐の国一宮浅間神社、ワインや神社・仏閣をつなぐ散策ルート）</li> <li>・御坂地区、八代地区（峡東ワインリゾート協議会による散策ルート）</li> <li>・境川地区（飯田蛇笏・龍太旧居（山廬）、俳諧堂）</li> <li>・芦川地区（新道峠整備事業との連携）</li> </ul> </li> <li>＜その他の観光拠点＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・各農産物直売所</li> </ul> </li> </ul> <p>■観光レクリエーション拠点の魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜主な観光レクリエーション拠点＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・笛吹川水辺ゾーン</li> <li>・大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺、リニアの見える丘（花鳥山展望台、八代ふるさと公園展望台）</li> <li>・花見台・金沢憩いの森公園周辺、御坂路さくら公園周辺、みさか桃源郷公園周辺、藤壘の滝周辺、すすらん群生地周辺、新道峠周辺、芦川グリーンロッジ周辺</li> </ul> </li> </ul> <p>■歴史文化を活かした観光拠点の魅力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜歴史文化拠点＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡周辺</li> </ul> </li> <li>＜歴史景観拠点＞ <ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨岡神社・御室山周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺、寺本廃寺跡周辺</li> </ul> </li> </ul>

区 分	施 策 の 方 針
②豊かな地域資源の観光利用の促進	<p>■潜在的な地域資源の掘り起こしと観光利用の促進</p> <p>＜観光利用が望まれる地域資源＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然（貴重な植物群落、芦川等の清流、山梨百名山等をめぐるトレッキングコース）</li> <li>・果樹（果樹畑とワイナリー）</li> <li>・農村（特徴のある農村景観（奈良原地区等）、兜造り民家、石垣が残る山里集落、条理の耕作地など）</li> <li>・眺望景観（リニアの見える丘（花鳥山展望台、八代ふるさと公園展望台）、みさか桃源郷公園など）</li> <li>・歴史文化（旧石器時代～古代の遺跡群、古道とその周辺に分布する文化財群（旧鎌倉往還、若彦路）、市内に数多く分布する文学碑等、芦川地域の兜造り民家群や石垣などの歴史的建造物、伝統芸能等（神楽、おみゆきさん、笛吹川鶉飼い、甲斐いちのみや大文字焼き、笈形焼きなど））</li> <li>・身近な資源（社寺、名木や古木、雑木林、塚・祠・道祖神など）</li> </ul> <p>■森林資源の観光利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな森林資源と森林の持つ多面的な機能に着目した森林セラピーや森林環境学習の推進（新道峠周辺）</li> </ul>
③観光基盤の整備	<p>■周辺都市と連携した観光ルートの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府市、峡東3市、富士河口湖町の4市1町の「富士山フルーツ観光推進協議会」による周遊観光の取組みの推進</li> <li>・若彦トンネルを活かした富士北麓地域との連携軸の形成</li> </ul> <p>■主要な観光道路の機能強化</p> <p>（国道137号、金川曾根広域農道（市道1-20号線）、みやさか道（東八中央農免道路）の一部未整備区間、（主）笛吹市川三郷線など）</p> <p>■新道峠へのアクセス向上に向けた道路整備の推進</p> <p>■観光拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な観光拠点における駐車場やトイレの整備、サイン類の整序</li> <li>・トレッキングコースの整備や適正な維持管理</li> </ul>
④活性化に向けたソフト事業の推進	<p>■「笛吹市観光振興計画」に基づく取組みの推進と観光PRの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市観光振興計画」に基づく取組みの推進</li> <li>・メディアを活用した観光PRの促進</li> </ul> <p>■観光イベントの充実、新たなイベントの開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季を通じた観光地域づくりとして「笛吹物語」の推進（桃源郷ウォークなど）</li> <li>・眺望に優れた金川曾根広域農道を活用した自転車イベントの開催など（峡東3市の連携事業であるフルーツライドなど）</li> </ul> <p>■観光ガイドの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ボランティアガイド笛吹」等の市民団体による活動への支援など</li> </ul> <p>■観光・地域活性化に資する地域産業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の農産物加工所を拠点とした農産物加工等の地域産業の育成</li> </ul>

■観光まちづくり方針図



## 6. 防災まちづくり方針

### (1) 基本方針

水害や地震などの災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

### (2) 防災まちづくり方針

#### 1) 水害や土砂崩れなどに対する安全対策の強化

本市を流れる笛吹川やその支流は、地形上、周辺の山々から流れる多くの河川が合流しているため、豪雨時には、水害の危険性が高く、また、山間地域では土砂崩れなどの自然災害の危険性のある箇所が点在しています。

このため、笛吹川や水害の危険性のある河川の治水安全対策を促進するとともに、山間地域の土砂崩れの危険性が高い箇所の安全対策を強化します。

また、山間部にある芦川地区では、災害時の交通遮断による集落の孤立化を防ぐため、主要道路の機能強化、新たなヘリポートの整備を推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①河川の治水安全性の強化	<b>■河川の治水安全対策の強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 笛吹川などの重要水防区域の堤防強化の要請</li><li>・ 流域治水による安全対策強化</li><li>・ 富士川流域自治体による治水協議会等広域連携の推進</li><li>・ 水害の危険性のある河川の改修促進</li><li>・ 水害の危険性のある水路等の改修推進 など</li></ul> <b>■雨水流出量の抑制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然のダムとなっている森林や農地の保全</li><li>・ 開発等に伴う雨水流出量の抑制</li><li>・ 流域全体での土地利用調整</li><li>・ 調節池や雨水貯留施設の設置</li><li>・ リスクの低いエリアへの居住促進 など</li></ul>
②土砂崩れ等の安全対策の強化	<b>■危険区域に対する安全対策の強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所、土地の埋め立て等による危険箇所の安全対策の強化</li><li>・ 芦川地区などの山間地域における危険区域の調査と、適切な安全対策の実施</li></ul>
③中山間地域の災害時の孤立化を回避する防災機能の強化	<b>■主要道路の防災安全性の強化</b> ( (主) 笛吹市川三郷線など、主に芦川地域の主要道路) <b>■緊急時の迂回路となる林道の維持管理</b> (大窪鶯宿林道、黒坂里道林道) <b>■災害時における主要道路の機能強化</b> <b>■新たなヘリポートの整備</b>

## 2) 水害、地震・火災など、災害に強いまちづくり

市街地や集落地の防災性の向上を図るため、災害時の避難・救援活動の中心となる防災拠点や避難場所等の強化を図るとともに、水道、電気などのライフライン、消火栓等の防災関連施設、「笛吹市地域防災計画」で指定されている緊急輸送道路や避難路など、被災時にその機能が発揮できる防災機能の充実・強化を推進します。

地震時に倒壊や延焼の危険性のある木造密集住宅地については、環境改善による防災性の向上を図ります。また、新たな制度が制定された場合、積極的に新たな制度を活用した防災対策に取組みます。

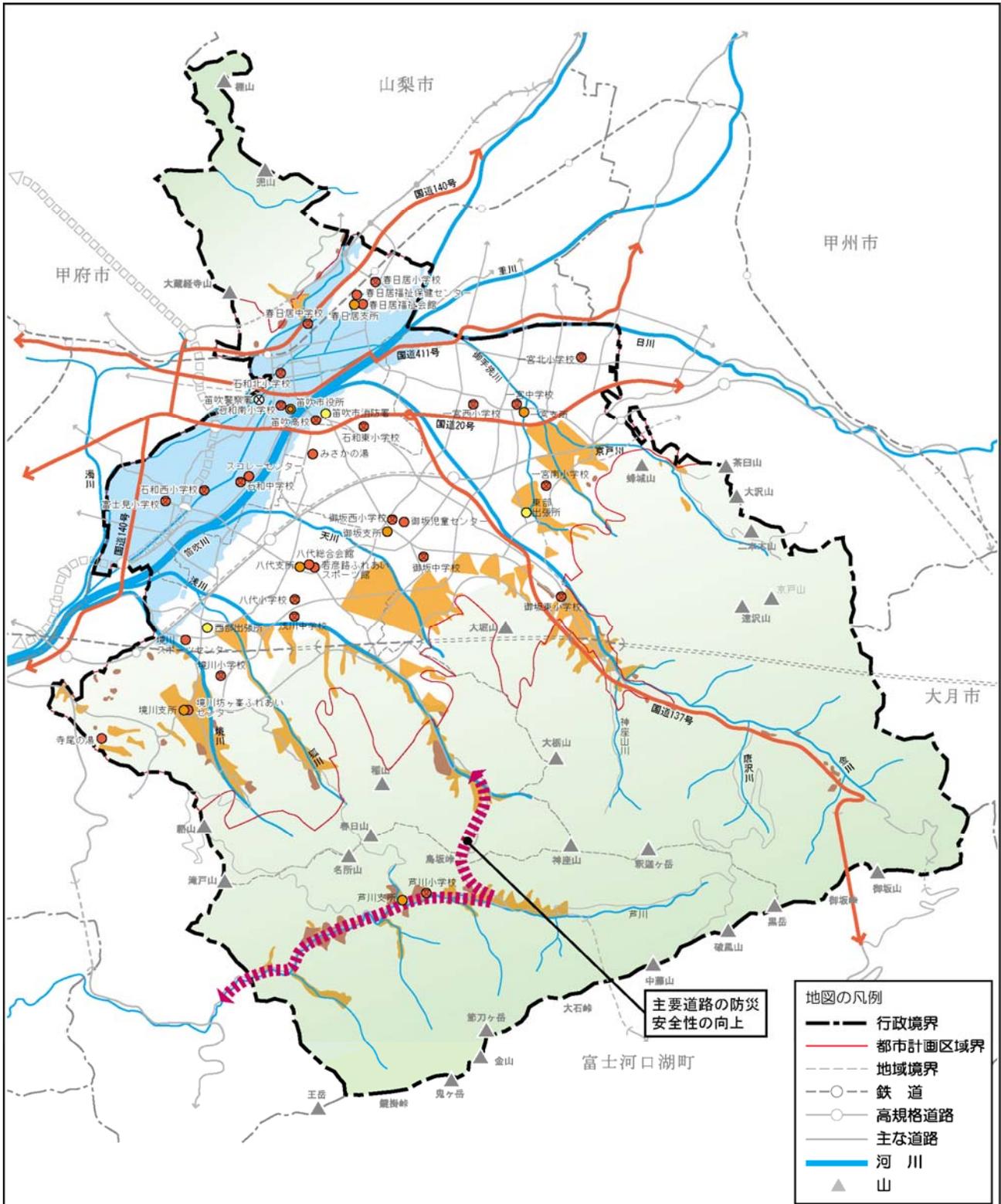
区 分	施 策 の 方 針
①災害時の避難・救援活動等の中心となる防災拠点の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主要な防災拠点の機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の防災拠点となる市役所、各支所等の機能強化の推進</li> </ul> </li> <li>■指定避難所の機能充実</li> <li>■新たな防災拠点の整備・充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ステーションの整備促進</li> <li>・既存の公園・広場等を活用した地域の身近な防災活動の場づくり</li> </ul> </li> </ul>
②防災関連施設の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■老朽化した橋梁及び道路構造物の改修・長寿命化の推進</li> <li>■ライフラインの維持管理と防災関連施設の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道の耐震化</li> <li>・防災行政無線の維持管理</li> <li>・消防施設の維持管理、建替え</li> <li>・指定避難所への防災備蓄倉庫の設置 など</li> </ul> </li> </ul>
③緊急輸送道路、避難路等の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急輸送道路、避難路等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に機能が発揮できるような機能強化 (「笛吹市地域防災計画」で指定されている指定緊急輸送路(国道20号、国道140号、国道411号、国道137号など)、避難路、延焼遮断帯としての機能を有する道路、主要な幹線道路など)</li> <li>・沿道の危険性の高い建物やブロック塀の改修促進</li> </ul> </li> </ul>
④木造密集住宅地や集落地の環境改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・火災時に災害の危険性のある木造密集住宅地や集落地の環境改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進計画の推進</li> <li>・耐震化等の助成制度の活用</li> <li>・幅員の狭い道路や行き止まり道路の改善</li> <li>・避難ルートの確保</li> <li>・消防活動困難区域の解消</li> <li>・老朽住宅の建替え、耐震改修の促進</li> <li>・危険性の高いブロック塀の改修促進 など</li> </ul> </li> </ul>

### 3) 市全体、地域ぐるみによる防災まちづくりの推進

防災力の向上を図るため、「笛吹市地域防災計画」に基づき、被災時の消防署、警察署、医療機関などの連携体制の強化、救急医療体制の充実、防災拠点や指定避難所の機能充実、「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」等の周知・普及、防災訓練の普及・強化による市民の防災意識の向上、地域単位の自主防災組織の育成強化など、地域ぐるみによる防災まちづくりの推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害時の連携体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県と連携した治水・治山・砂防対策の一層の促進</li> <li>・災害時における消防署や、警察署、医療機関などとの連携体制の強化</li> <li>・関係団体との災害協定による連携体制の強化</li> </ul> </li> <li>■救急医療体制の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の救急体制の強化</li> <li>・関係医療機関との連携強化 など</li> </ul> </li> <li>■災害時行動マニュアル等の周知               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の行動を示したマニュアルの作成・周知</li> <li>・「避難所運営マニュアル」の作成・周知</li> </ul> </li> <li>■広域避難の検討、避難方法の検討と周知</li> </ul>
②防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災マップの充実と周知・普及               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及</li> <li>・「地区防災計画」の策定</li> <li>・「わが家の防災時行動計画」の作成支援</li> </ul> </li> <li>■防災意識の向上を図るための防災訓練の普及・強化</li> </ul>
③自主防災組織の育成強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の自主防災力の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の機能及びネットワークの強化</li> </ul> </li> </ul>

■防災まちづくり方針図



地図の凡例

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 高規格道路
- 主な道路
- 河川
- ▲ 山

【凡 例】

- 河川の治水安全性の強化
- 浸水想定区域 (0.5m以上)
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険箇所
- 主要道路の防災安全性の向上
- 緊急輸送道路
- ⊗ 指定避難所の機能充実
- ● 市役所・支所
- ⊗ 警察署
- 消防署

主要道路の防災安全性の向上

## 7. 安心・快適な住環境づくりの方針

### 7-1 生活環境と住まいづくりの方針

#### (1) 基本方針

心豊かな暮らしを大切にし、いつまでも住み続けられる  
安心・快適な住まいと住環境づくりを進めます。

#### (2) 生活環境と住まいづくりの方針

##### 1) 暮らしに身近な住環境の改善整備と充実

生活道路や交通安全対策、上水道、下水道、身近な公園・広場などの身近な生活基盤施設については、緊急性、必要性の高いものから順次、段階的に改善整備を図ります。

また、市全体の交流やコミュニティ活動の活性化を図るため、既存施設の統合や機能の集約、新たな施設整備を推進し、安心して暮らせるよう、防犯に配慮したまちづくりを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①身近な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>■生活道路の整備や交通安全対策の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・交通安全や防災上問題のある生活道路の改善</li><li>・通学路等の安全性の確保</li></ul></li><li>■上水道の維持管理</li><li>■生活排水クリーン処理率の向上<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道計画区域内の整備推進、合併処理浄化槽の普及</li></ul></li><li>■身近な公園・広場の維持管理<ul style="list-style-type: none"><li>・身近な既存の公園・緑地・広場の適切な維持管理</li></ul></li><li>■既存施設の統合や機能集約の推進<ul style="list-style-type: none"><li>・個別施設計画等の策定と計画の推進</li></ul></li><li>■空き家対策の促進<ul style="list-style-type: none"><li>・「笛吹市空家等対策計画」の推進</li></ul></li></ul>
②身近な文化・交流・コミュニティ施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>■施設整備の検討<ul style="list-style-type: none"><li>・市民ニーズに応える施設整備の検討</li></ul></li></ul>
③防犯まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>■防犯まちづくりの推進<ul style="list-style-type: none"><li>・防犯灯設置維持管理事業による防犯灯の新設と維持管理</li><li>・防犯パトロールなど地域ぐるみの防犯体制の強化</li></ul></li></ul>

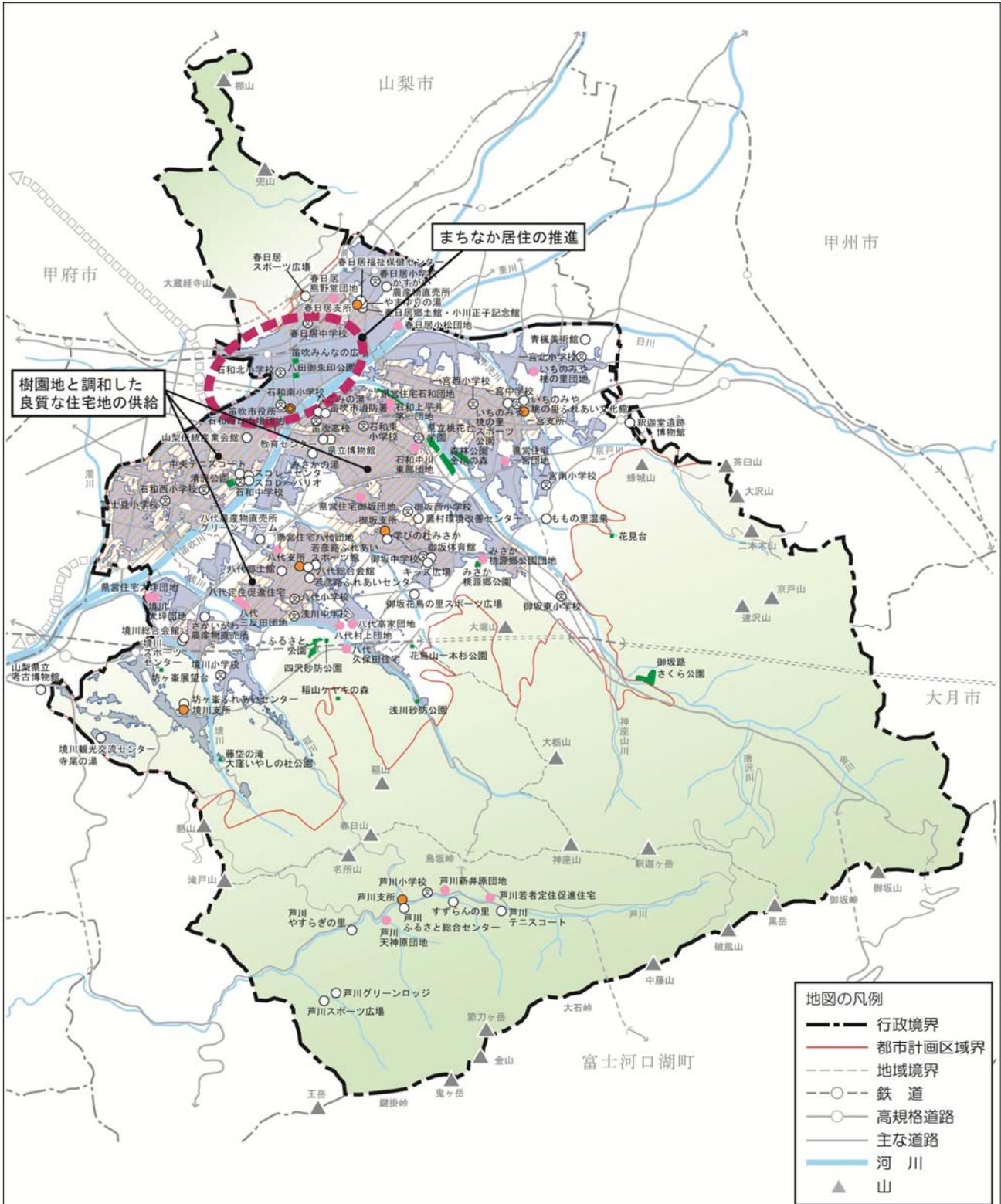
## 2) 定住・移住を促進する良質な住まいづくり

良質な住まいづくりに向けて、空き家など既存ストックの活用などによるまちなか居住の推進と、樹園地と調和した郊外ゾーンの適切な宅地化を図ります。公営住宅については、建て替え・改修を推進します。

また、民間による低廉かつ魅力ある住まいづくりを促進するとともに、住まいづくりに関する支援策の充実を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①まちなか居住の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■用途地域内への住宅建設の誘導</li> <li>■既存ストックの有効活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家対策、空き家の斡旋、公営住宅の活用など</li> </ul> </li> </ul>
②郊外ゾーンの適切な宅地化の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■樹園地と調和した良質な住宅地の供給               <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹園住宅地ゾーンの計画的な宅地化の誘導</li> </ul> </li> </ul>
③公営住宅の建て替え・改修の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市営住宅の建て替え・改修の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市住宅マスタープラン」「笛吹市市営住宅長寿命化計画」に基づく公営住宅の統廃合、建て替え、改修の推進</li> </ul> </li> <li>■県営住宅の改修の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「山梨県公営住宅長寿命化計画」に基づく県営住宅の改修の促進</li> </ul> </li> </ul>
④民間による良質な住宅の供給促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間による良質な住宅の供給促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 取組みの例 &gt;                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期借地権を活用した民間分譲・賃貸住宅の供給促進</li> <li>・新しいタイプの民間共同住宅の供給促進（コーポラティブハウス、コレクティブハウスなど）</li> <li>・高齢者対応住宅の普及促進（シルバーハウジング、ケア付き住宅、シニア住宅など）</li> <li>・個性的な住宅の供給促進（アトリエ付住宅、SOHO 対応住宅、ウッディハウス、菜園付住宅など）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
⑤住まいづくりに関する支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■空き家の斡旋による移住・定住の促進</li> <li>■空き家の利活用に関する情報提供・相談体制の充実</li> <li>■公的支援の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>（「木造住宅の耐震化に対する補助制度」など）</li> </ul> </li> </ul>

■住まいと住環境づくりの方針図

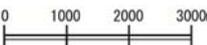


**【凡 例】**

	まちなか居住の推進 (中心市街地)		下水道計画区域
	樹園地と調和した良質な住宅地の供給 (樹園住宅地ゾーン)		公園等
			市役所・支所
			主な公共施設
			学校
			公営住宅

**地図の凡例**

	行政境界
	都市計画区域界
	地域境界
	鉄道
	高規格道路
	主な道路
	河川
	山

## 7-2 人にやさしい福祉のまちづくり方針

### (1) 基本方針

**高齢者も障がい者も  
誰もが安心して暮らせる人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。**

### (2) 人にやさしい福祉のまちづくり方針

#### 1) 公共施設等のユニバーサルデザインの導入

本市では、石和温泉駅の整備が完了し、鉄道利用に対するバリアフリー化が図られました。

子供や高齢者、障がい者など、誰もが安心してまちを歩き、施設が利用できるよう、公共交通機関、歩道や交差点、公園や駅など公共的な施設、銀行や大型店舗などの民間建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を促進します。

区 分	施 策 の 方 針
① 主要な歩行者空間のバリアフリー化	<b>■ 必要性・緊急性に応じたバリアフリー整備の促進</b> ・歩道段差の解消、視覚障がい者誘導ブロックや音声式信号機の設置 など
② 主な公共公益施設のバリアフリー化	<b>■ 市民が利用する主要な公共施設等のバリアフリー化の推進</b> ・必要性、緊急性に応じたバリアフリー整備の検討 ・公共施設整備におけるユニバーサルデザインの導入 <b>■ 主要な民間建築物のバリアフリー化の促進</b> ・「バリアフリー新法」や「山梨県障害者幸住条例」等に基づいた整備の促進
③ 重点的なバリアフリー整備の推進	<b>■ 石和温泉駅周辺のバリアフリー施設の適切な維持管理</b> （駅舎、南北自由通路、南口駅前広場、北口駅前広場など） <b>■ その他の重点整備ゾーンの検討</b> （石和・春日居温泉街や県立博物館周辺など）

#### 2) 安心して暮らせる福祉の環境づくり

高齢者・障がい者や子育て家庭など、誰もが地域社会で安心して暮らしていけるようにするためには、ハード面での施設整備だけではなく、ソフト面の環境も整えておくことが必要です。

このため、高齢者に配慮した住まいづくり、福祉施設や福祉サービスの充実、高齢者の社会参加、障がい者の自立支援、子育て環境の充実などを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
① 高齢者・障がい者等の生活環境の充実  (次ページに続く)	<b>■ 高齢者に配慮した住まいづくりの推進</b> ・リフォーム、新築時のバリアフリー化に対する支援 （国や県の助成制度の情報提供など） <b>■ 福祉施設や福祉サービスの充実</b> ・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」などに基づく福祉サービスの充実 ・保健福祉センターの適正な維持管理 ・介護保険サービス、総合事業サービス、在宅生活支援サービスの充実

区 分	施 策 の 方 針
(前ページの続き)	<p>■高齢者の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者自身の健康増進や介護予防・生きがいづくりを支援する「いきいきサポーター」や「フレイルサポーター」への参加促進、「シルバー体操指導員」の活躍の場づくり</li> <li>・地域活動への参加促進、高齢者の外出促進</li> <li>・シルバー人材センターの活用等の高齢者の就労支援</li> <li>・生活支援や介護予防の担い手としての活躍の場づくり</li> </ul> <p>■障がい者の社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出手段の確保、誰もが暮らしやすい環境づくり、就労及び雇用の支援、社会参加・交流の場の充実</li> </ul>
②子育て環境の充実	<p>■「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や学童保育クラブの充実</li> <li>・児童館、児童センターの充実</li> <li>・子育て支援施設の充実 (ファミリーサポートセンター、子育て支援センターなど)</li> <li>・グリーンベルトの設置やボランティアの見守り隊による通学路の安全確保</li> </ul>

### 3) 協働による福祉のまちづくり

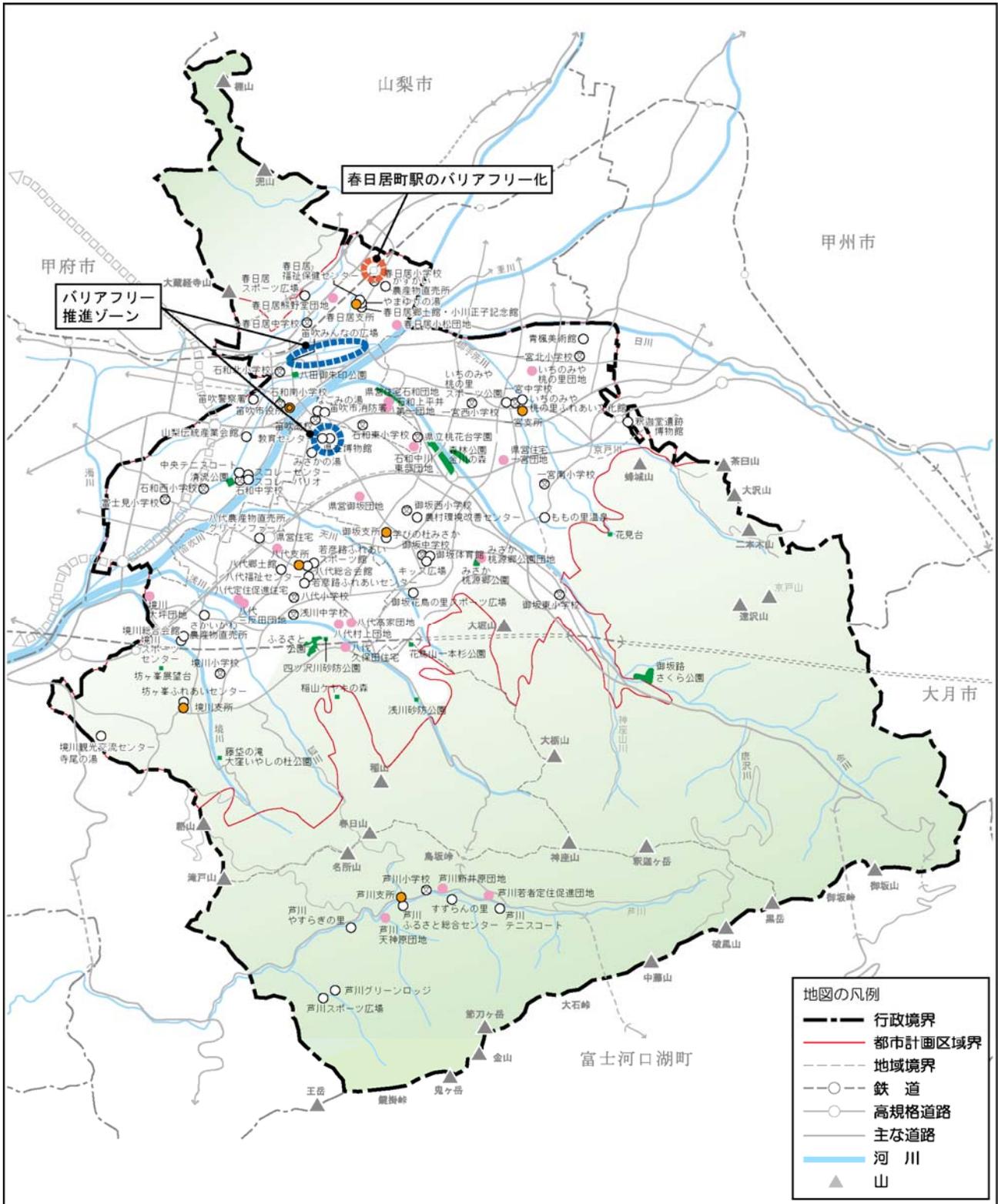
福祉のまちづくりを推進していくためには、鉄道事業者、バス事業者などの関係機関をはじめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員、市民ボランティア、地域の理解と協力がが必要です。

また、市内においても、都市整備、福祉、住宅など横断的な事業の推進が不可欠です。

このため、福祉のまちづくりに対する市内推進体制の強化を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による福祉のまちづくりの推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①福祉のまちづくりの推進体制の強化	<p>■福祉のまちづくりに関する市の指針づくりの検討</p> <p>■市内の推進体制の強化</p>
②協働による福祉のまちづくりの推進	<p>■生活支援体制整備事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 地域資源マップの作成とホームページでの公表・周知</li> </ul> <p>■社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等の活動促進</p>

■人にやさしい福祉のまちづくり方針図



凡例

<p><b>重点的なバリアフリー整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> バリアフリー推進ゾーン</li> <li> 鉄道駅のバリアフリー化</li> </ul>	<p><b>主要な公共施設のバリアフリー化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 市役所・支所</li> <li> 公園・緑地</li> <li> 公共施設</li> <li> 学校</li> <li> 公営住宅</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

North arrow and scale bar (0, 1000, 2000, 3000m).

## 7-3 環境に配慮したまちづくり方針

### (1) 基本方針

限りある資源を大切にす循環型社会の構築を目指し、  
環境に配慮したまちづくりを進めます。

### (2) 環境に配慮したまちづくり方針

#### 1) 自然環境に配慮したまちづくり

森林の荒廃、ごみの不法投棄、家庭の雑排水などによる河川の汚濁、宅地と農地が混在する地域における農薬散布の問題など、身近な環境問題が顕在化しています。

本市が誇る豊かな自然環境を維持・保全するため、森林資源や水環境の保全、自然環境に配慮した施設整備の推進、環境に配慮した交通環境対策の推進、環境保全型農業の促進など、環境に配慮したまちづくりを進めます。

区分	施策の方針
①自然環境の保全	■「笛吹市森林整備計画」に基づく森林資源の保全 ■下水道の接続促進、合併浄化槽普及促進による河川の水環境の保全 ■ごみの不法投棄の防止
②自然環境に配慮した施設整備の推進	■エコロードの検討 ■多自然工法の導入検討
③環境に配慮した交通環境対策の推進	■市のコミュニティバスの利用促進 ■道路整備による交通渋滞の緩和 ・大気汚染等の原因となっている交通渋滞の緩和
④環境保全型農業の促進	■環境保全型農業の促進 ・有機農業や減化学農薬農業の促進、家畜排泄物や農業廃棄物等の適正な処理、リサイクルの促進 など ■環境保全型農業への支援策の充実 ・GAP認証制度の活用

#### 2) 省エネルギー・リサイクル・再生可能エネルギー活用の推進

本市では、市民の協力を得ながら積極的にごみの減量化とリサイクルに取り組んでおり、ここ数年のごみの排出量をみると、緩やかに減少している状況です。

快適な生活環境を維持・向上していくため、ごみの減量化と資源リサイクルの一層の推進を図ります。また、太陽光や小水力等の自然を生かした再生可能エネルギー（クリーンエネルギー等）の活用を推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①省エネルギーの推進	■省エネルギーの一層の推進
②ごみの減量化と資源リサイクルの推進	■ごみの減量化・ごみの分別・収集体制の一層の強化 ・「可燃ごみ減量」の推進 ■資源ごみのリサイクルの推進 ・分別収集の意識啓発 ・農業廃棄物の有効利用 など
③再生可能エネルギーの活用促進	■クリーンエネルギーの活用促進 ・公共施設への太陽光発電施設の設置 ・公用車への電気自動車の導入 など

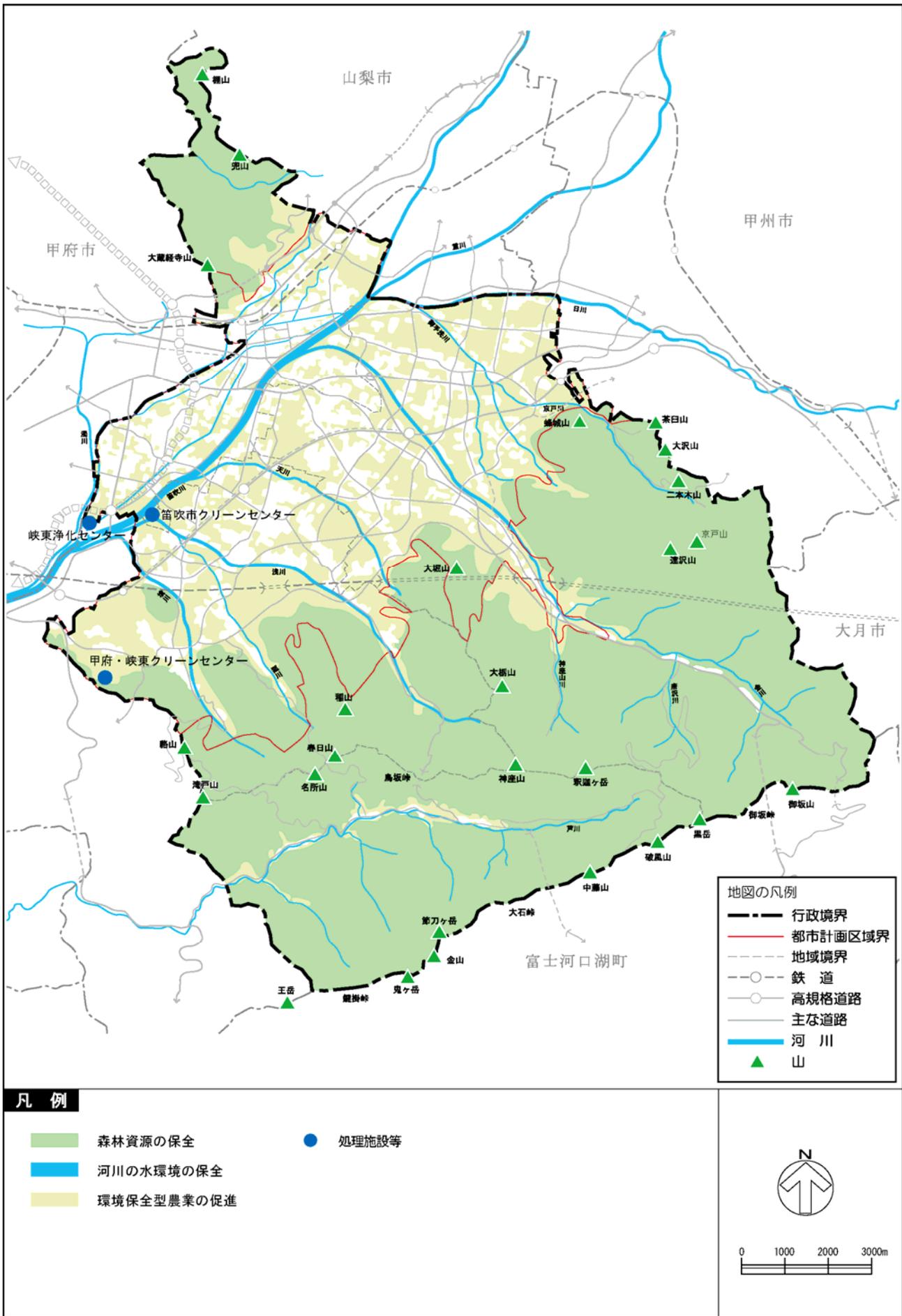
### 3) 協働による環境に配慮したまちづくり

限りある資源を大切に作る循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持・向上していくためには、市民、事業者など、一人一人の環境問題に対する理解と協力が必要です。

このため、本市の環境問題に対する総合的な指針である「笛吹市環境基本計画」に基づき、循環型社会の構築に向けた仕組みづくり、市民参加による環境保全活動の促進、地域ぐるみの5R運動の推進、環境教育や活動の推進、環境問題に関わる情報の提供や意識啓発の推進など、協働による環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①環境に関する指針づくりと仕組みの充実	■「笛吹市環境基本計画」の推進 ■循環型社会の構築に向けた仕組みづくり ・庁内推進体制の強化 ・エコアクション21に基づく取組みの推進 ・環境保全活動推進団体への支援（アダプトプログラムなど）
②協働による環境保全・省エネ・リサイクル活動の推進	■市民参加による環境保全活動の促進 ・里山の保全・回復 ・耕作放棄地の再利用 ・森林荒廃地における植樹活動 ・街路樹等の維持管理 など ■地域ぐるみの5R運動の普及 ■環境問題に関する意識啓発 ・県のエコティーチャー派遣事業を活用した小学校の環境学習やイベント活動 など

■環境に配慮したまちづくり方針図



## 第4章 地域別まちづくり方針



## 第4章 地域別まちづくり方針

### ■ 地域別まちづくり方針について

#### 地域別まちづくり方針の考え方

「地域別まちづくり方針」は、今後、地域ごとのまちづくりの指針となるもので、全体構想で示したまちづくり方針を踏まえるとともに、地域の特性や市民の声を反映し、生活者の視点に立ったきめ細かい「まちづくり方針」を示しています。

地域別まちづくり方針の作成にあたっては、既往のアンケート調査結果や、計画策定時に開催した「まちづくり市民会議」において出された市民の意見、提案などを積極的に盛り込んでいます。

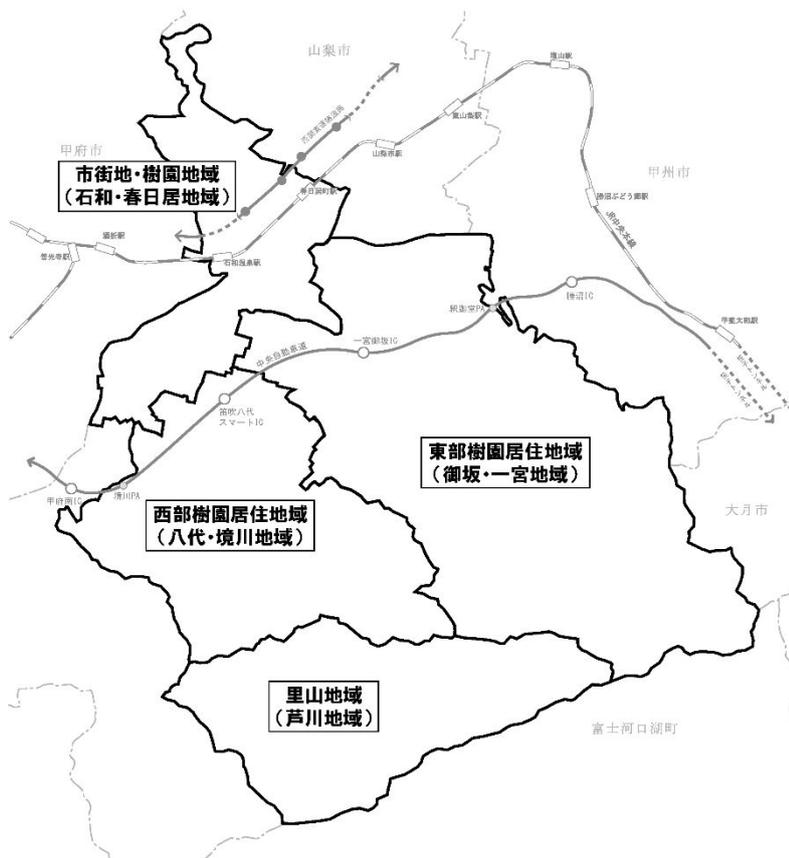
#### 地域区分について

地域区分については、地域の特性やコミュニティなどを考慮して、次図に示すように4つの地域に区分しています。

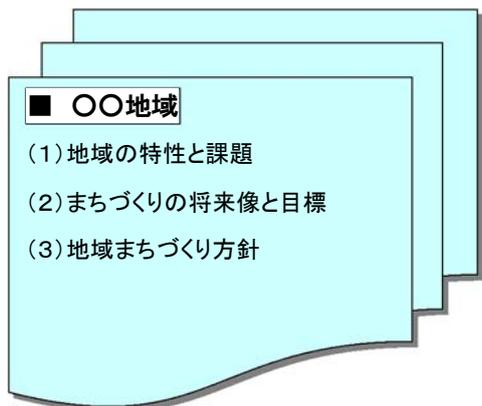
#### 地域別まちづくり方針の内容について

地域別まちづくり方針では、次の内容を示しています。

#### ■ 地域区分図



#### ■ 地域別まちづくり方針



注) 地域別まちづくり方針で示す「まちづくりの将来像と目標」については、市民が抱く地域の将来像やまちづくりに対する想いを共有し、本計画が市民にとって親しみもてるよう、計画策定時に開催した「まちづくり市民会議」の提案をそのまま使用しています。

# 1. 市街地・樹園地域(石和・春日居地域)

## (1) 地域の特性と課題

### ①地域の特性

- 本地域は、本市北部の市街地や住宅地、樹園が混在する地域で、石和地区と春日居地区からなっています。西は甲府市、東は山梨市に隣接し、笛吹川周辺の低地に広がる石和・春日居市街地とそれを取り囲む樹園集落地、大蔵経寺山等の山地で構成されています。
- 古代甲斐の国の中心地として国府が置かれ、江戸時代には宿場町として栄えた歴史をもち、山梨岡神社、鶺鴒山遠妙寺など、数多くの歴史資源がみられます。
- 本地域の人口・世帯数は、令和2年4月現在で34,175人、15,903世帯となっており、本市の人口の約半数が本地域に集中しています。近年、人口は横ばいですが、世帯数は増加しています。
- 石和地区南部や東部、春日居地区南部の果樹園地域では、農地の転用等による宅地化が進んでいます。
- JR石和温泉駅周辺は石和・春日居温泉郷であり、本市の中心市街地を形成しています。
- 国道20号バイパス、国道140号、国道411号、(主)甲府笛吹線等の幹線道路が集中し、広域的な交通の要衝となっています。また、石和地区南部では新山梨環状道路の整備が進められています。公共交通として、JR中央本線や路線バスなどがあります。
- 笛吹川の水辺や大蔵経寺山・兜山などの自然を有し、桃などの果樹園に抱かれた特徴的な郷土景観を形成しています。

### ■市街地・樹園地域(石和・春日居地域)の人口

区分	平成20年4月		令和2年4月		人口増減 (R2/H20)
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	
石和地区	26,925	11,144	26,795	12,622	▲0.5%
春日居地区	7,191	2,858	7,380	3,281	+2.6%
計	34,116	14,002	34,175	15,903	+0.2%

### ■市街地・樹園地域(石和・春日居地域)



## ②主要なまちづくりの課題

### ○本市の玄関口である石和温泉駅や温泉街等の活力の向上

石和温泉駅は、長い歳月をかけて駅舎や駅前広場等の基盤整備が完成しました。この地域は、中心市街地を形成しており、今後とも、本市の拠点としての機能強化や魅力づくりを進め、地域全体の活力の向上を図ることが課題です。

### ○宅地化が進んでいる郊外地域の適切な土地利用の誘導

沿道型店舗等の立地が進んでいる国道 20 号周辺並びに宅地化が進んでいる石和地区南部・東部及び春日居地区南部の農業集落地域については、果樹園景観や優良農地の保全、地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ることが課題です。

### ○水害など、防災安全性の向上

本地域はかつて大規模な水害を経験しています。また、地震・火災時に被害の懸念される木造密集住宅地もみられます。安心して住み続けられるよう地域の防災力を高めていくことが課題です。

### ○身近な住環境の整備改善

歩道の整備、見通しの悪い交差点の解消、踏切の改善、通学路の安全確保、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、公園の整備、公民館等、住環境に対する地域住民の関心は高く、こうした地域の実情に即した身近な住環境の改善と機能の集約が課題です。

### ○中心地域としての道路交通網の充実や公共交通の利用促進

本地域には JR 中央本線、国道 20 号、国道 140 号などが通っており、更に、今後、新山梨環状道路の整備に伴い広域的な交通が集中することが予想されています。

このため、将来を見据えた道路交通網の強化や駅など主要な交通拠点の適切な維持管理、路線バスと移動支援サービスとの連携を図ることが課題です。

### ○特色ある地域資源の保全と観光やまちづくりへの活用

樹園地をはじめ、山梨岡神社、大蔵経寺山、笛吹川の水辺など、地域を特徴づけている自然、歴史文化資源が数多く分布しています。

これらの価値を再認識し、保全を図るとともに、まちづくりに効果的に活用していくことが課題です。

## ■主な地域住民の意向（「まちづくり市民会議」（計画策定時開催）より）

- 農地と宅地の混在化を抑制し、計画的な土地利用の推進
- 人をひきつける温泉街、観光地づくり
- 慢性的な交通渋滞の解消（国道 20 号など）
- 耕作放棄地や空き家の有効活用
- 文化財の保護、資源の再発見
- 高齢者等に配慮したまちづくり（施設のバリアフリー化、医療の充実）
- コミュニティバス、観光地循環バス等の充実
- コミュニティ施設の充実
- 笛吹川、平等川等の水害安全性の強化（堤防道路など）
- 木造住宅密集地の地震対策 など

## (2) まちづくりの将来像と目標

### ■まちづくりの将来像

#### 豊かな水と緑に抱かれた心ふれあうまち

豊かな水と緑（笛吹川など数多く分布する水辺、大蔵経寺山の緑、果樹園の風景など）は、ふるさとの原風景、地域イメージを象徴する大切な資源です。

地域の将来像は、市民が地域に愛着と誇りをもち、市民や観光客など、様々な人々が心からふれあいを深め、地域に配慮の行き届いた『おもてなし』のあるまちの姿をイメージしています。

### ■まちづくりの目標

- 豊かな水、緑、温泉を活かしたまちづくり
- 地域の絆を育むまちづくり
- 学び・ふれあいを高めるまちづくり

まちづくりの目標については「地域資源の活用」「地域の絆（コミュニティ）を育成」「次代を担う人づくり」といった観点から掲げています。



・石和温泉駅

注) ここに掲げた、まちづくりの将来像と目標については、市民が抱く地域のまちづくりに対する想いを共有し、本計画が市民により親しみがもてるよう、「まちづくり市民会議」（策定時開催）の提案に基づいています。

### (3) 地域まちづくり方針

#### 1) 本市の顔、観光の中心である中心市街地の整備・活性化

石和温泉駅周辺は、長年にわたり進めてきた駅舎及び南口・北口駅前広場や土地区画整理事業等の整備が完了しました。

今後とも、本市の玄関口としての駅前地区の機能強化と魅力づくりを進めるとともに、温泉街と一体となった活力ある中心市街地のまちづくりを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①石和温泉駅前の玄関口としての魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通拠点機能の適切な維持・管理</li> <li>■路線バス網と移動支援サービスとの連携</li> <li>■観光インフォメーション機能の充実</li> <li>■観光イベントの充実など</li> </ul>
②活気ある中心市街地のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市観光振興計画」に基づく中心市街地の活性化</li> <li>■歩いて楽しい回遊性のある歩行者空間の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導サイン整備、観光スポットを回遊する歩行者ルート of 整備</li> </ul> </li> <li>■温泉街等のまちなみ景観の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光資源の保全と活用、サイン整備等によるまちなみ景観の向上 など</li> </ul> </li> <li>■空き店舗の有効活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗のリノベーション支援 など</li> </ul> </li> <li>■地区計画等による良好なまちなみ景観の誘導 (石和市部通りなど)</li> <li>■新たな温泉街への変革、活性化に向けたソフト事業の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹物語」の推進、観光プロモーション活動の推進 など</li> </ul> </li> </ul>



・石和温泉駅前広場の足湯



・石和温泉駅前通り



・さくら温泉通り（近津用水と桜）



・石和市部通り

## 2) 特色あるまちの拠点の育成と地域の活性化

地域の生活の中心となっている春日居支所周辺や富士見小学校周辺については、地域の特色を生かした魅力ある副次的な生活ゾーンとして育成を図るとともに、観光、文化、歴史景観など特色あるまちの育成を図り、地域の活性化を促進します。

区 分	施 策 の 方 針
①副次的な生活ゾーンの育成	<b>■副次的な生活ゾーンの育成</b> (春日居支所周辺、富士見小学校周辺)
②多様なまちの拠点の育成	<b>■観光レクリエーション拠点の育成</b> (笛吹川水辺ゾーン、森林公園金川の森周辺、大蔵経寺山・兜山周辺トレッキングコースなど) ・新たなレクリエーション施設の整備検討 (多目的芝生グラウンドを市内のいずれかの地域に整備) <b>■文化拠点の活用(スコレーセンター周辺)</b> <b>■笛吹みんなの広場の活用</b> <b>■歴史景観拠点の活用(山梨岡神社周辺)</b>



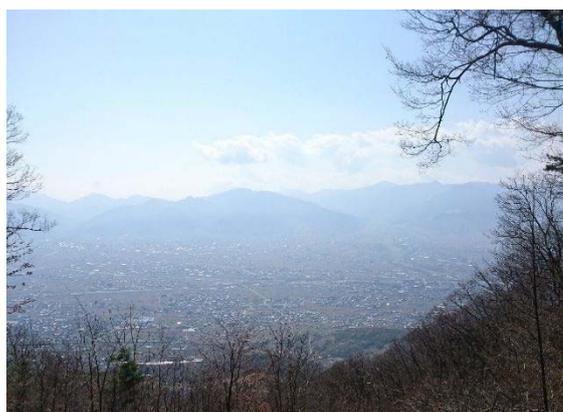
・春日居あぐり情報ステーション



・春日居支所



・文化拠点(スコレーセンター)



・兜山からの眺望

### 3) 本市の中心地域にふさわしい郊外地域の計画的な土地利用の推進

本地域の市街地（用途地域）を取りまく郊外地域では、農地転用等により広範囲にわたり宅地化が進行しています。

宅地化が進んでいる郊外地域においては、一定のルールに基づく計画的な土地利用の誘導を図ります。

区分	施策の方針
①地域地区等の指定・見直しの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区計画・特定用途制限地域の指定による適切な土地利用の誘導 （用途地域縁辺部、石和温泉駅北口周辺、新山梨環状道路IC周辺など）</li> <li>■地域の現状に即した用途地域の見直し、地区計画、特別用途地区の指定等 （用途地域内住工混在など）</li> </ul>
②宅地化が進む郊外地域の適切な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「樹園住宅地ゾーン」における一定のルールに基づいた優良農地の保全と計画的な宅地化の誘導 （宅地化が進行している石和地区南部、東部、春日居地区南部など）</li> <li>■幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導 （国道140号、（主）甲府笛吹線など）</li> </ul>
③新たな都市機能誘導ゾーンの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新山梨環状道路の建設に伴う新たな都市機能誘導ゾーンの形成 （新山梨環状道路IC周辺など）</li> </ul>
④地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適切な土地利用ゾーンの形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣サービス地ゾーン（石和町広瀬周辺、春日居町駅周辺）</li> <li>・沿道型店舗業務ゾーン （国道20号甲府バイパス沿道、（都）石和温泉駅前線の（都）石和市部通り線以南周辺など）</li> <li>・沿道生活サービスゾーン （店舗・生活サービス施設が立地する国道140号、（都）石和市部通り線、（主）甲府笛吹線の沿道）</li> <li>・農業集落地ゾーン （石和地区南部及び東部、春日居地区の既存集落地）</li> <li>・農地保全ゾーン （石和地区南部及び東部、春日居地区に分布する一団の優良農地）</li> <li>・森林ゾーン（大蔵経寺山周辺、兜山周辺）</li> </ul> </li> </ul>



・石和温泉駅前通り沿道（店舗・業務ゾーン）



・春日居地区の優良農地（農地保全ゾーン）

#### 4) 骨格道路網の形成と交通利便性の向上

石和温泉駅については、駅舎、南口・北口駅前広場、自由通路等が整備され、交通の利便性が強化されました。

今後は、新山梨環状道路の建設促進、アクセス道路の整備、周辺地区幹線道路との連携強化、道路拡幅による歩行者の安全確保等、安全な暮らしのみちづくりなど、中心市街地にふさわしい利便性の高い道路交通網の形成を図ります。

区分	施策の方針
①駅前広場等の機能の維持管理	<b>■整備が完了した石和温泉駅の交通拠点機能の充実と適正な維持管理</b> (駅舎、南口・北口駅前広場、自由通路、バスターミナル等の交通連結点機能、駐輪場)
②公共交通の利用促進	<b>■路線バス網と移動支援サービスとの連携</b>
③地域の骨格道路の機能強化	<b>■都市環状道路の機能強化</b> ( (主) 甲府笛吹線、県道一宮山梨線など) <b>■その他地域の骨格を形成する幹線道路(都市連携道路)の機能強化</b> <b>■都市計画道路の見直しと整備推進</b> ・計画の見直しと新たな計画に基づく整備推進 ・計画道路関連路線の拡幅整備 など
④安全・快適な暮らしの道づくり	<b>■重要性・緊急性に応じた生活道路の改善・整備の実施</b> (見通しの悪い交差点など) <b>■安全・快適な歩行者・自転車ルートの確保</b> ・中心市街地の賑わいの軸となっている道路の歩道整備 (市道 1-5 号線、市道 1-8 号線) ・通勤・通学のルートの安全確保 ・歴史や文化等の資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」の検討 ・笛吹川や金川の既存サイクリングロードの維持管理の推進 <b>■交通安全対策</b> ・歩道の整備、カーブミラーの設置 など <b>■道路環境の維持管理</b> ・緑の維持管理、緑化活動など
⑤広域幹線道路の整備促進・機能強化	<b>■新山梨環状道路(東部区間、北部区間)の整備促進</b> <b>■IC の設置に併せたアクセス道路の整備</b> <b>■国道 140 号の改良促進(石和地区今井、井戸の歩道整備)</b>
⑥道路網整備計画の検討	<b>■「(仮称) 笛吹市長期道路網整備計画」の策定検討</b>



・石和温泉駅北口駅前広場



・春日居町駅前広場

## 5) 災害に強く、安心・快適な住環境の整備・改善・充実

地域の住民が、安心・快適に住み続けられるよう、生活道路、公園や広場、下水道、コミュニティ施設などの機能の集約・改善を推進し、暮らしに身近な生活環境を充実させます。

また、施設のバリアフリー化など、高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくりや水害・地震・火災など、災害に強いまちづくりを推進します。

区分	施策の方針
①身近な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活道路の整備や交通安全対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全や防災上問題のある生活道路の整備</li> <li>・通学路等の安全の確保</li> </ul> </li> <li>■生活排水クリーン処理率の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道区域内の整備推進、合併処理浄化槽の普及</li> </ul> </li> <li>■身近な既存の公園・緑地・広場の適切な維持管理</li> <li>■既存施設の統合や機能集約の推進</li> <li>■空き家対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市空家等対策計画」の推進</li> </ul> </li> <li>■防犯まちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の新設と維持管理 など</li> </ul> </li> </ul>
②人にやさしい福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民が利用する主要な施設のバリアフリー化の推進 (道路、公園、公共施設など)</li> <li>■誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」などに基づく各種福祉サービスの充実</li> <li>・介護保険サービス、総合事業サービス、在宅生活支援サービスの充実</li> <li>・高齢者等の社会参加の促進</li> <li>・「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実</li> </ul> </li> </ul>
③水害や地震など、災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■治水・治山対策の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・笛吹川などの重要水防区域の治水対策の要請 (堤防強化、河床掘削、河道内樹木の伐採など)</li> <li>・流域治水による安全対策強化、連携 (上下流市町村との調整、流域全体での土地利用調整、雨水貯留施設の整備、リスクの低いエリアへの居住促進など)</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険箇所の安全対策の強化</li> </ul> </li> <li>■木造住宅密集地の環境改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進計画の推進、幅員の狭い道路の改善、避難ルートの確保、消防活動困難区域の解消、老朽住宅の建替え、危険性の高いブロック塀の改修促進</li> </ul> </li> <li>■防災関連施設の充実・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した橋梁などの道路構造物の改修・長寿命化</li> <li>・防災行政無線の維持管理、消防施設の維持管理、建替え、指定避難所への防災備蓄倉庫の設置など</li> </ul> </li> <li>■防災意識の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及</li> <li>・広域避難の検討、避難方法の検討と周知</li> <li>・「地区防災計画」の策定</li> <li>・「わが家の災害時行動計画」の策定支援</li> </ul> </li> </ul>

## 6) 日本農業遺産である桃源郷の景観や歴史文化資源の保全とまちづくりへの活用

本市では平成 29 年に「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」が日本農業遺産に、平成 30 年に「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」と「星降る中部高地の縄文世界～数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に会う旅～」が日本遺産に認定されました。

郷土の誇りである桃源郷の風景を守り、育てていくとともに、地域農業を「笛吹ブランド」として積極的にまちづくり（観光、地域活性化など）への活用を図ります。

また、山梨岡神社、大蔵経寺山をはじめ、地域を特徴づけている景観・歴史文化資源を守り・育て、積極的な観光レクリエーション利用を図ります。

区分	施策の方針
①郷土の誇りである桃源郷の風景の保全と地域農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日本農業遺産・日本遺産のまちづくりへの活用</li> <li>■「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化・情報発信               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種農産物を活かした特産品の開発、地産地消の促進、農産物直売所等の活用、流通直販ルートの拡大・情報発信 など</li> </ul> </li> <li>■優良農地の保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良農地の計画的な維持・保全</li> <li>・「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進</li> </ul> </li> <li>■耕作放棄地の有効活用の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会による耕作放棄地の利用調査</li> <li>・農業後継者や担い手の育成</li> <li>・「中間管理機構」による営農希望者への斡旋 など</li> </ul> </li> </ul>
②地域の個性ある景観・歴史文化資源の保全とまちづくりへの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■歴史文化拠点の活用</li> <li>■大蔵経寺山・兜山周辺の景観保全とレクリエーション利用の推進</li> <li>■地域を特徴づける景観資源の再認識とまちづくりへの活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・八田家書院・御朱印屋敷、寺本廃寺跡等の文化財、地域に数多く分布する社寺、名木や古木、道祖神等の景観資源の再認識とまちづくりへの活用</li> </ul> </li> <li>■ごみの不法投棄の防止（笛吹川や平等川など）</li> </ul>



・桃源郷の風景（春日居地区）



・大蔵経寺



・山梨岡神社

■地域まちづくり方針図（市街地・樹園地域（石和・春日居地域））



## 2. 東部樹園居住地域(御坂・一宮地域)

### (1) 地域の特性と課題

#### ①地域の特性

- 本地域は、本市東部の住宅地と樹園が混在する地域で、御坂地区と一宮地区からなっています。桃とぶどうの一大産地で、北は山梨市、東側は甲州市に隣接し、金川等の河川で形成された扇状地と東南部の御坂山系の山地・丘陵地で構成されています。
- 地域の歴史は古く、縄文時代には山梨県を代表する大集落が形成され、奈良時代には甲斐の国の中心地として、江戸時代には鎌倉街道（御坂路）の宿場町として栄えた歴史をもち、釈迦堂遺跡や甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡等、数多くの歴史資源がみられます。
- 本地域の人口・世帯数は市街地・樹園地域（石和・春日居地域）に次いで多く、令和2年4月現在で21,925人、8,691世帯となっており、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。
- 国道20号勝沼バイパス周辺や国道137号など主要な幹線道路周辺では、農地の転用等による宅地化が進んでいます。
- 御坂支所周辺は地域の生活の拠点となっており、金川の森、県立博物館、ワイナリー等は観光レクリエーションの場として親しまれています。
- 中央自動車道一宮御坂IC、国道20号勝沼バイパス、国道137号、県道栗合成田線、（主）白井甲州線、県道山梨笛吹線、山麓部を連絡する金川菅根広域農道（市道1-20号線）、みやさか道（東八中央農免道路）が地域の骨格を形成しています。また、公共交通として、路線バスやデマンドタクシーなどがあります。
- 地域東南部は御坂山地の自然が広がっており、扇状地に広がる果樹園や農村風景と相まって特徴的な郷土景観を形成しています。

#### ■東部樹園居住地域（御坂・一宮地域）の人口

区 分	平成20年4月		令和2年4月		人口増減 (R2/H20)
	人口（人）	世帯数（戸）	人口（人）	世帯数（戸）	
御坂地区	12,392	4,083	11,757	4,615	▲5.1%
一宮地区	11,040	3,639	10,168	4,076	▲7.9%
計	23,432	7,722	21,925	8,691	▲6.4%

#### ■東部樹園居住地域（御坂・一宮地域）



## ②主要なまちづくりの課題

### ○日本一の桃源郷にふさわしい風景づくりと農業の活性化

本市の果実栽培の技術は平成29年に「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」が日本農業遺産に、平成30年に「葡萄畑が織りなす風景」が日本遺産に認定されました。

なかでも本地域は、日本一の桃の郷を誇る一大果実産地です。先人が培ってきた地域の産業、美しい桃源郷の風景、文化を守り、次代に継承するためにも、優良農地の保全、景観を活かしたまちづくり、観光と連携した農業の活性化などを図っていくことが課題です。

### ○農地と宅地の混在化の防止と地域にふさわしいバランスある土地利用の誘導

沿道型の店舗等の立地が進んでいる国道20号勝沼バイパス沿線や宅地化が進んでいる県道栗合成田線沿線の農業集落地域については、優良農地の保全、地域の特性に応じたバランスある土地利用の誘導を図ることが課題です。

### ○生活・観光レクリエーション拠点の魅力の向上と活性化

地域の生活の中心となっている御坂支所周辺や金川の森、県立博物館等の主要な観光レクリエーションの場については周辺も含め、市民や観光客が集う魅力づくりを図っていくことが課題です。

### ○身近な住環境の整備改善

水害や地震等の災害対策、歩道の整備、通学路の安全確保、見通しの悪い交差点の解消、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、公園の整備、公民館等、住環境に対する地域住民の関心は高く、こうした地域の実情に即した身近な住環境の改善と機能の集約が課題です。

### ○地域間の連携を強化する道路交通網の充実や公共交通の利用促進

本地域の骨格を形成している、国道20号勝沼バイパス、国道137号をはじめ、県道栗合成田線などの主要な幹線道路については、石和中心市街地や周辺地域及び山梨市駅や甲州市方面との連携強化が課題となっています。また、路線バスと移動支援サービスとの連携を図ることも課題です。

### ○歴史文化、自然など、特色ある地域資源の魅力のまちづくりへの活用

御坂山地の自然、果樹園や里山に抱かれた特色ある農村景観、釈迦堂遺跡や甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡等の歴史資源など、魅力ある地域資源が数多く分布しています。

これらの価値を再認識し、保全を図るとともに、まちづくりに活用していくことが課題です。

## ■主な地域住民の意向（「まちづくり市民会議」（計画策定時開催）より）

- バランスのある土地利用の計画的な推進（乱開発の防止、優良農地の保全、一宮御坂 IC 周辺の計画的な開発、土地利用の誘導など）
- わかりやすい道づくり、階層性のある道路網の計画と整備
- バス路線の充実、安全な通学路づくり
- 山の緑や清流の保全、活用
- 地域の歴史文化の再認識と活用
- 日本一の桃の郷の維持・保全（農業の活性化）
- 多様な魅力を融合させた観光振興
- 歴史文化資源の再認識とまちづくりへの活用
- 日本一の桃源郷にふさわしい景観づくり
- 緊急時の高齢者・障害者等への支援充実
- バリアフリーの推進
- 金川や県立博物館の活用、観光活性化に資する新たな施設の整備 など

## (2) まちづくりの将来像と目標

### ■まちづくりの将来像

# みどい豊かな山々と桃源郷の風景に囲まれながら 快適で心豊かに暮らせるまち

本地域は、桃・ぶどうの一大産地であり、県土の主要な連携軸（国道20号や国道137号）を擁する地域です。

地域の将来像は、御坂山地の豊かな自然と桃源郷の風景に抱かれながら、便利で快適に暮らし続けられるまち、そこで活動する活気に満ちた市民の姿をイメージしています。

### ■まちづくりの目標

- 地域の資源・自然を活かすまちづくり
- 桃と桃源郷の風景を大切にすまちづくり
- 元気、感動、生きがいのもてるまちづくり
- 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

まちづくりの目標については、地域イメージを牽引し「桃と桃源郷の風景」「地域の資源や自然を大切にすること」「安心して快適に、感動と生きがいをもって元気に暮らせること」といった観点から掲げています。



・みやさか道（東八中央農免道路）から見た農業集落地

注) ここに掲げた、まちづくりの将来像と目標については、市民が抱く地域のまちづくりに対する想いを共有し、本計画が市民により親しみをもてるよう、「まちづくり市民会議」（策定時開催）の提案に基づいています。

### (3) 地域まちづくり方針

#### 1) 日本一の桃源郷にふさわしい地域農業の活性化

本市の果実栽培の技術は、「日本農業遺産」及び「日本遺産」に認定されました。

長い歴史の中で先人が培ってきた桃源郷の美しい風景、産業や生活文化を守り、次代に継承するため、「笛吹ブランド」の確立、優良農地の計画的な保全、耕作放棄地の有効利用、郷土の誇りである桃源郷の風景の保全を図るとともに、地域農業の活性化を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①優れた地域資源を活用した「笛吹ブランド」の確立	<b>■日本農業遺産・日本遺産のまちづくりへの活用</b> <b>■「笛吹ブランド」の確立と販売戦略の強化・情報発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種農産物を活かした特産品の開発、地産地消の促進、農産物直売所の活用、流通直販ルートの拡大・情報発信 など</li> </ul>
②優良農地の計画的な保全	<b>■優良農地の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>優良農地の計画的な維持・保全</li> <li>「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進</li> </ul>
③耕作放棄地の有効活用	<b>■耕作放棄地の有効活用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会による耕作放棄地の利用調査</li> <li>農業後継者や担い手の育成</li> <li>「中間管理機構」等による営農希望者への斡旋 など</li> </ul>



・桃源郷の風景（一宮地区）

## 2) 豊かな樹園や自然と共生する計画的な土地利用の推進

店舗の立地や宅地化が進んでいる国道20号勝沼バイパス沿道や県道栗合成田線などの幹線道路沿線地域においては適切な土地利用の誘導を図ります。また、一宮御坂 IC 周辺においては立地条件を活かした新たな都市機能の誘導ゾーンの検討を図ります。

その他、既存集落地域の居住環境の維持向上、優良農地の保全、森林・自然環境の保全など、豊かな自然と共生し、日本一の桃源郷にふさわしい計画的な土地利用の推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①国道20号勝沼バイパス沿道の適切な土地利用の誘導	■店舗の立地や宅地化が進んでいる国道20号勝沼バイパス沿道の沿道生活サービスゾーンとしての適切な土地利用の誘導
②宅地化が進む農業集落地域の適切な土地利用の誘導	■「樹園住宅地ゾーン」における一定のルールに基づく計画的土地利用の誘導 (県道市之蔵山梨線、県道栗合成田線、市道1-16号線・1-18号線沿線)
③新たな都市機能誘導ゾーンの形成	■中央自動車一宮御坂 IC 周辺の適切な土地利用の誘導による新たな都市機能誘導ゾーンの形成
④地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導	■適切な土地利用ゾーンの形成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣サービス地ゾーンの形成(一宮支所周辺、御坂支所周辺)</li> <li>・沿道生活サービスゾーンの形成 (国道20号勝沼バイパス沿道、県道市之蔵山梨線沿道、県道栗合成田線沿道、市道1-16号線・1-18号線沿道)</li> <li>・農業集落地ゾーンの形成 (扇状地、山麓部に形成された既存集落地)</li> <li>・農地保全ゾーンの形成 (地域に広く分布する一団の優良農地～農用地)</li> <li>・森林ゾーンの形成(地域東南部の御坂山地・丘陵地)</li> </ul>



・国道20号勝沼バイパス沿道に立地する店舗

### 3) 生活ゾーンや多様なまちの拠点の育成と地域の活性化

地域の生活の中心となっている生活ゾーンをはじめ、観光レクリエーションの拠点となっている公園や博物館、産業の拠点となっている工業団地、ワイナリーが多く立地する観光ゾーンなど、多様なまちの拠点の育成・強化や新たな施設の整備検討を進め、地域の活性化を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①魅力ある生活ゾーンの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活ゾーンの生活サービス機能の強化と魅力の向上 (御坂支所周辺)</li> <li>■その他副次的な生活ゾーンの育成 (一宮支所周辺、一宮南小学校周辺、御坂東小学校周辺)</li> </ul>
②特色ある観光レクリエーション拠点の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光レクリエーション拠点の整備と魅力づくり</li> <li>・眺望場所の魅力づくり (リニアの見える丘花鳥山展望台、みさか桃源郷公園など)</li> <li>・主要な公園の魅力づくり (森林公園金川の森、花見台・金沢憩いの森公園、みさか桃源郷公園、御坂路さくら公園、御坂花鳥の里スポーツ広場など)</li> <li>・博物館周辺の魅力づくり (県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺など)</li> <li>・新たなレクリエーション施設の整備検討 (多目的芝生グラウンドを市内のいずれかの地域に整備)</li> <li>・ワイナリー等の観光スポット周辺の魅力づくり (隣接する甲州市勝沼地区とつながるワイナリーの集積地区～(主)白井甲州線及び市道1-17号線沿線)</li> </ul>



・山梨県立博物館



・リニアの見える丘（花鳥山展望台）からの眺望



・森林公園金川の森



・ワイナリー

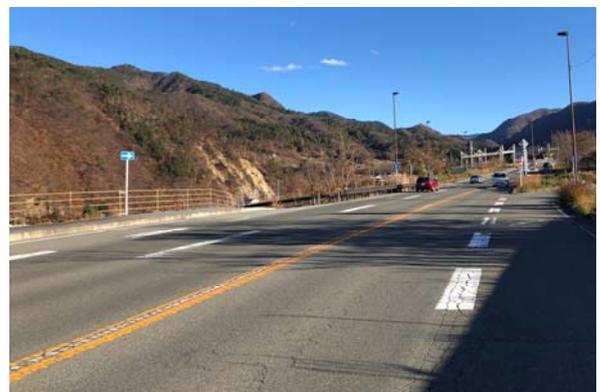
#### 4) 地域間を連絡する骨格道路網の機能強化と交通利便性の向上

都市環状道路（(主)山梨笛吹線など）、都市連携道路（県道栗合成田線など）、地域外郭道路（みやさか道（東八中央農免道路）など）など、地域間を連絡する骨格道路網の機能強化を図ると共に、路線バスと移動支援サービスとの連携など、交通利便性の向上を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①地域間を連絡する骨格道路網の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広域幹線道路の機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな御坂トンネルの整備促進</li> </ul> </li> <li>■主な骨格道路の改良等による機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市環状道路の機能強化 (県道山梨笛吹線、県道一宮山梨線)</li> <li>・都市連携道路の機能強化 (県道栗合成田線（御坂みち）、市道 1-16 号線・1-18 号線、県道市之蔵山梨線など)</li> <li>・地域外郭道路の機能強化と魅力づくり (金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道（東八中央農免道路）)</li> <li>・中央自動車道側道（一宮御坂 IC～境川区間）の検討</li> </ul> </li> <li>■観光道路としての魅力づくり（道路景観の向上など） (国道 137 号御坂バイパス、みやさか道（東八中央農免道路）など)</li> </ul>
②公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■路線バス網と移動支援サービスとの連携</li> </ul>
③安全・快適な暮らしの道づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要性・緊急性に応じた生活道路の改善・整備の実施 (見通しの悪い交差点など)</li> <li>■安全・快適な歩行者・自転車ルート確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学ルート安全確保</li> <li>・歴史や文化等の資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」の検討 など</li> </ul> </li> <li>■交通安全対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の整備、カーブミラーの設置 など</li> </ul> </li> <li>■道路環境の維持管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の維持管理、緑化活動 など</li> </ul> </li> </ul>



・みやさか道（東八中央農免道路）



・国道 137 号御坂バイパス

## 5) 災害に強く、安心・快適な住環境の整備・改善・充実

地域の住民が、安心・快適に住み続けられるよう、生活道路、公園や広場、下水道、コミュニティ施設などの機能の集約・改善を推進し、暮らしに身近な生活環境を充実させます。

また、施設のバリアフリー化など、高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくりや水害・地震・火災など、災害に強いまちづくりを推進します。

区分	施策の方針
①身近な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活道路の整備や交通安全対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全や防災上問題のある生活道路の改善、通学路等の安全の確保</li> </ul> </li> <li>■身近な既存の公園・緑地・広場の適切な維持管理</li> <li>■生活排水クリーン処理率の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道区域内の整備推進、合併処理浄化槽の普及</li> </ul> </li> <li>■既存施設の統合や機能集約の推進</li> <li>■空き家対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市空家等対策計画」の推進</li> </ul> </li> <li>■防犯まちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の新設と維持管理 など</li> </ul> </li> </ul>
②人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民が利用する主要な施設のバリアフリー化の推進 (道路、公園、公共施設など)</li> <li>■誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」に基づく各種福祉サービスの充実</li> <li>・介護保険、総合事業、在宅生活支援サービスの充実</li> <li>・高齢者等の社会参加の促進</li> <li>・「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実</li> </ul> </li> </ul>
③水害など、災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■治水・治山対策の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・金川などの重要水防区域の治水対策の要請 (堤防強化、河床掘削、河道内樹木の伐採など)</li> <li>・流域治水による安全対策強化、連携 (上下流市町村との調整、流域全体での土地利用調整、雨水貯留施設の整備、リスクの低いエリアへの居住促進など)</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険箇所の安全対策の推進</li> </ul> </li> <li>■木造住宅密集地の環境改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進計画の推進、幅員の狭い道路の改善、避難ルートの確保、消防活動困難区域の解消、老朽住宅の建替え、危険性の高いブロック塀の改修促進</li> </ul> </li> <li>■防災関連施設の充実・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した橋梁・道路構造物の改修・長寿命化</li> <li>・防災行政無線の維持管理、消防施設の維持管理、建替え、指定避難所への防災備蓄倉庫の設置、新たな防災施設の整備など</li> </ul> </li> <li>■防災意識の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及</li> <li>・広域避難の検討、避難方法の検討と周知</li> <li>・「地区防災計画」の策定</li> <li>・「わが家の災害時行動計画」の策定支援</li> </ul> </li> </ul>

## 6) 桃源郷の美しい風景と豊かな自然、固有の歴史・文化の保全とまちづくりへの活用

「日本遺産」に認定された桃源郷の美しい景観をはじめ、釈迦堂遺跡や甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡など、豊かな歴史文化、御坂山地の自然、里山や農村景観など、地域を特徴づけている固有の地域資源を大切に守り・育て、積極的にまちづくりへの活用を図ります。

区分	施策の方針
① 貴重な歴史遺産の保存と活用	<p>■ 歴史文化拠点の活用 (県立博物館及び釈迦堂遺跡博物館など)</p> <p>■ 貴重な文化財の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「史跡甲斐国分寺・国分尼寺跡整備基本計画」に基づく甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の史跡保存、周辺の良い景観形成</li> <li>・甲斐の国の中心地をしのぶ由緒ある社寺、古墳、史跡等の保存と周辺の良い景観形成</li> </ul> <p>■ 御坂路（旧鎌倉街道）の歴史的景観の保全と活用</p>
② 良い水と緑の保全と積極的なレクリエーション活用	<p>■ 良い自然資源の保全 (黒岳、釈迦ヶ岳、達沢山、茶臼山、蜂城山、大栃山等、金川や溪谷の水辺等)</p> <p>■ 主要な公園等の適切な維持管理と魅力づくり (みさか桃源郷公園、金川の森、花見台・金沢憩いの森公園、御坂路さくら公園、御坂花鳥の里スポーツ広場など)</p> <p>■ 地域資源の観光レクリエーション利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山、トレッキングコースの充実 (登山、環境学習、森林セラピーなど)</li> </ul>
③ 潜在的な地域資源の再発見とまちづくりへの活用	<p>■ 地域に分布する潜在的な景観資源の掘り起こし (社寺、名木や古木、道祖神、古民家、水路、石垣など)</p> <p>■ 資源を活かしたまちづくり（地域資源を結ぶフットパスなど）</p>



・甲斐国分寺跡



・みさか桃源郷公園

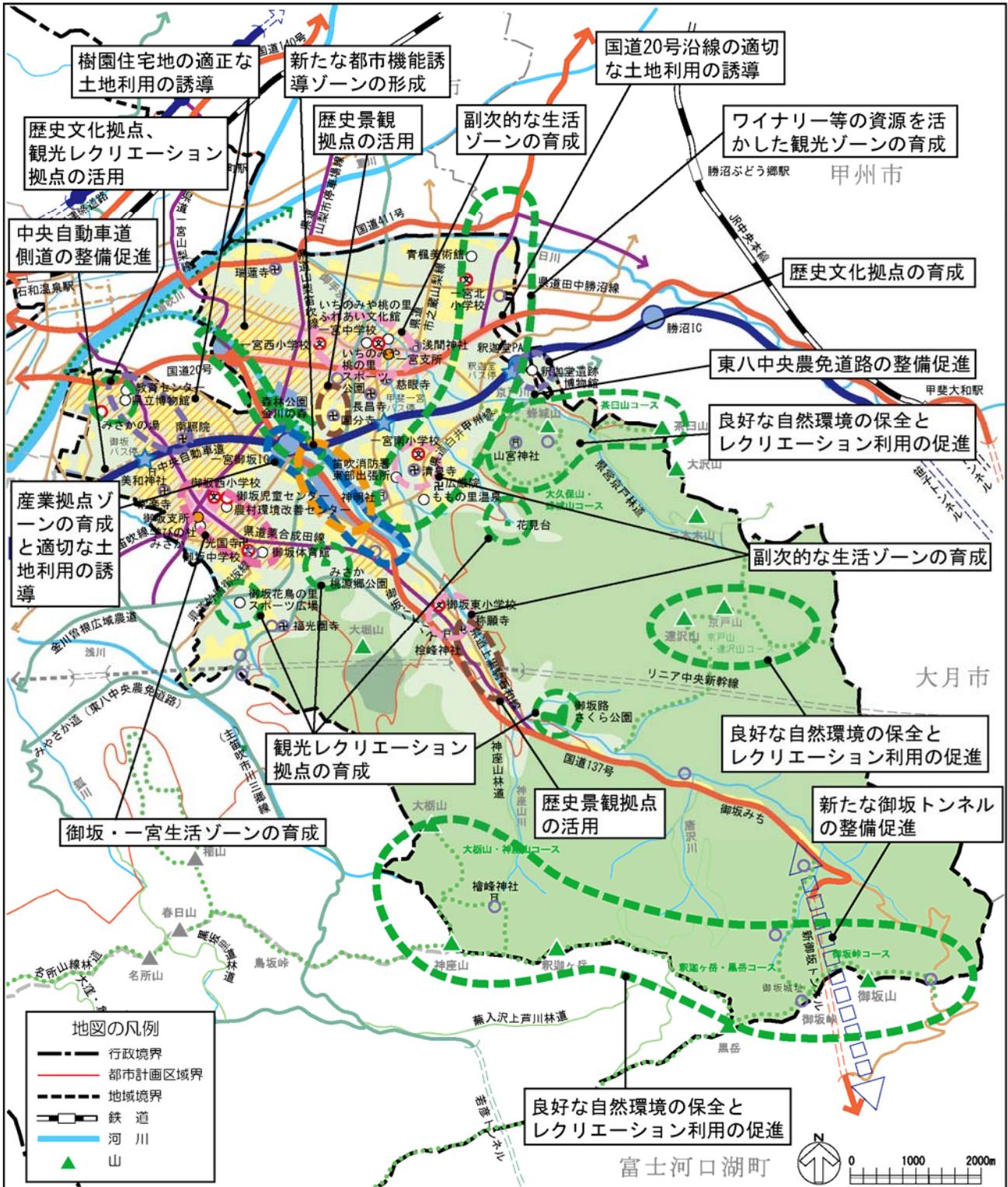


・御坂路の家並み



・釈迦ヶ岳からの眺望

■地域まちづくり方針図（東部樹園居住地域（御坂・一宮地域））



**地図の凡例**

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 河川
- 山

土地利用	道路・交通	拠点	その他
樹園住宅地ゾーン	高規格道路	観光レクリエーション拠点	支所
農業集落地ゾーン	広域幹線道路	歴史文化拠点	学校
近隣サービス地ゾーン	主要幹線道路	歴史景観拠点	主な公共施設
沿道生活サービスゾーン	幹線・補助幹線道路	産業拠点	社寺
主要工業地ゾーン	地域幹線道路	生活ゾーン	指定文化財
農地保全ゾーン	リニア中央新幹線	副次的生活ゾーン	指定避難所
森林ゾーン	サイクリングロード	新たな都市機能誘導ゾーン	
主な公園	トレッキングコース		
その他（ゴルフ場）	幹線道路の機能強化		

### 3. 西部樹園居住地域(八代・境川地域)

#### (1) 地域の特性と課題

##### ①地域の特性

- 本地区は、本市西部の住宅地と樹園が混在する地域で、八代地区と境川地区からなっています。西は甲府市に隣接し、浅川、境川等の河川で形成された扇状地と南部の御坂山地で構成されています。
- 地域の歴史は古く、縄文時代にはムラが形成され、古墳時代には甲斐の国の中心地域として栄えた歴史をもち、盃塚や岡・銚子塚古墳等の遺跡、智光寺、聖応寺、若彦路など、数多くの歴史資源がみられます。
- 本地区の人口・世帯数は令和2年4月現在で12,459人、4,911世帯となっており、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。
- 八代地区中心部周辺や境川地区石橋周辺では、農地の転用等による宅地化が進んでいます。
- さかいがわ農産物直売所周辺は地域の生活の拠点となっています。また、周辺には八代ふるさと公園、藤笠の滝等の観光資源も分布しています。
- 中央自動車道が地域北部を横断しており、近年設置された笛吹八代スマートICのほか、甲府南ICが近接しています。主要道路としては、(主)甲府笛吹線、(主)白井甲州線、(主)笛吹市川三郷線、山麓部を通る金川曾根広域農道(市道1-20号線)、みやさか道(東八中央農免道路)などが地域の骨格を形成しています。また、公共交通として、路線バスがあります。
- 地域南部には御坂山地、西部には曾根丘陵、坊ヶ峯の自然が広がっており、扇状地に広がる果樹園や農村風景と相まって特徴的な郷土景観を形成しています。

#### ■西部樹園居住地域(八代・境川地域)の人口

区分	平成20年4月		令和2年4月		人口増減 (R2/H20)
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	
八代地区	8,662	2,879	8,185	3,161	▲5.5%
境川地区	4,773	1,559	4,274	1,750	▲10.5%
計	13,435	4,438	12,459	4,911	▲7.3%

#### ■西部樹園居住地域(八代・境川地域)



## ②主要なまちづくりの課題

### ○果実の郷にふさわしい風景づくりと農業の活性化

本地域も、「日本農業遺産」、「日本遺産」に認定された桃やぶどうなどの一大果実産地です。地域の主な産業である農業や果樹園に抱かれた美しい風景を守り、次代に継承するため、優良農地の保全、景観を活かしたまちづくり、観光と連携した農業の活性化などを図っていくことが課題です。

### ○農地と宅地の混在防止と地域にふさわしいバランスある土地利用の誘導

店舗の立地や宅地化が進んでいる（主）甲府笛吹線、（主）白井甲州線バイパス沿線の農業集落地域については、農地と宅地の混在化の防止と地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ることが課題です。

また、整備が進められている新山梨環状道路東部区間への接続道路沿線については、地域の魅力を引き出すため適切な土地利用の誘導を図ることが課題です。

### ○生活・観光・産業の拠点機能や魅力の向上と地域全体の活性化

地域の生活の中心となっているさかいがわ農産物直売所周辺、主要な観光レクリエーションの場となっている八代ふるさと公園、藤壘の滝周辺、坊ヶ峯周辺、工業が集積する産業導入地区周辺等については、地域の生活・観光・産業の拠点として、機能の強化と魅力づくりを図っていくことが課題です。

### ○身近な住環境の整備改善

水害や地震等の災害対策、歩道の整備、通学路の安全確保、見通しの悪い交差点の解消、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、公園の整備、公民館等、地域住民の関心が高い身近な住環境の改善と機能の集約が課題です。

### ○地域間の連携強化と交流促進を促す体系的な道路交通網の充実や公共交通の利用促進

地域間の連携強化を図るため、（主）甲府笛吹線、（主）白井甲州線、（主）笛吹市川三郷線、県道藤壘石和線、みやさか道（東八中央農免道路）、金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）などの主要な幹線道路の機能強化、路線バスと移動支援サービスとの連携を図ることが課題です。

### ○歴史文化、自然など、特色ある地域資源の魅力のまちづくりへの活用

御坂山地の自然、果樹園や里山に抱かれた特色ある農村景観、盃塚や岡・銚子塚古墳、若彦路などの歴史資源など、魅力ある地域資源が数多く分布しています。

これらの価値を再認識し、保全を図るとともに、効果的なまちづくりに活用していくことが課題です。

## ■主な地域住民の意向（「まちづくり市民会議」（計画策定時開催）より）

- 水と緑を守る土地利用の推進
- 宅地化が進む地域の計画的な土地利用
- 耕作放棄地対策、優良農地の保全、若い後継者の育成等
- 観光と農業の連携づくり、温泉の活用
- 若者の定住対策、空き家の活用
- 観光コースづくり、観光資源のPR
- 里山の荒廃の防止、森林資源の保全、自然生態系の保全（ホテルの生息地）
- リニア実験線の環境対策
- ごみの不法投棄対策、鳥獣害対策
- ごみ処理場と共存する環境づくり
- 優れた眺望、農村景観、歴史的なまちなみ等、歴史文化資源の保全と活用
- 医療の充実、少子高齢化への対応、食育、公民館活動への支援等
- 大雨時の水害対策（大坪地区等） など

## (2) まちづくりの将来像と目標

### ■まちづくりの将来像

**自然がいっぱい!! みんな元気!  
心豊かな暮らしを大切に育むまち**

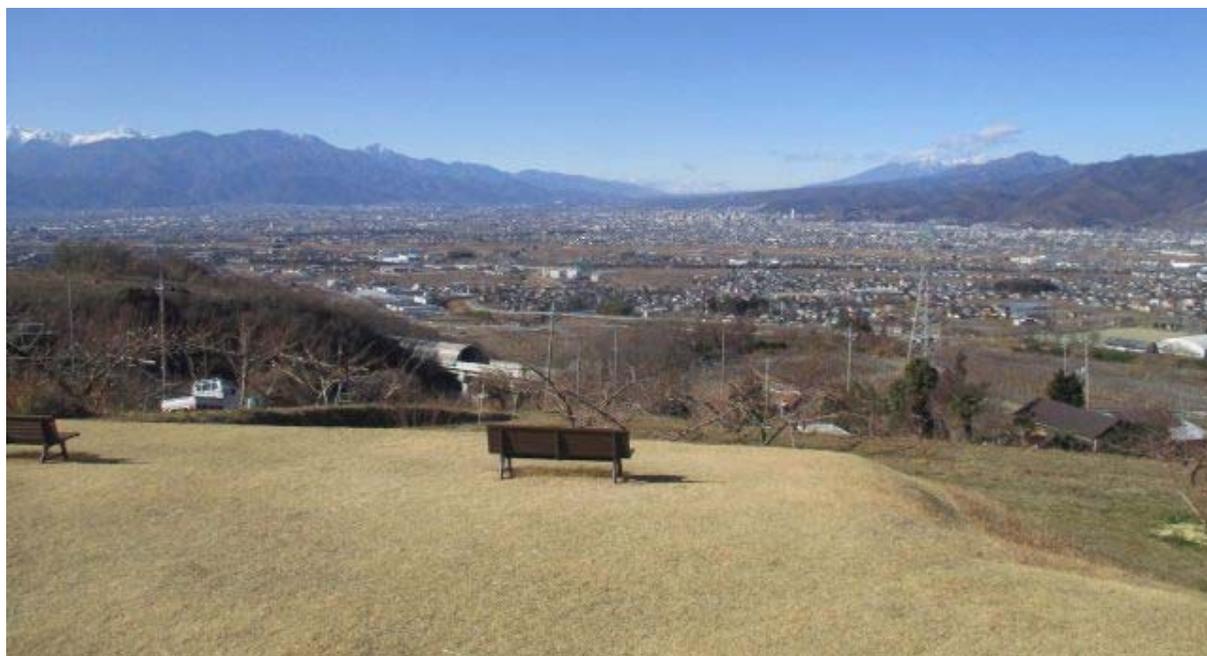
御坂山地の自然や扇状地に広がる果樹園、里山の特色ある農村景観は、特徴的な郷土景観を形成し、地域の魅力となっています。

地域の将来像は、御坂山地の自然や扇状地に広がる果樹園の地で誰もが元気に暮らし、心豊かな暮らしを大切に育むまちの姿をイメージしています。

### ■まちづくりの目標

- 地域の交流が活発で、良いところを共有し合うまちづくり
- 地域の個性、魅力を育み、活かし行動するまちづくり
- 恵まれた環境を守り、子ども達が元気に育つまちづくり
- 地域で助け合い、支え合うまちづくり

まちづくりの目標については、「自然や歴史、景観などの地域の魅力を最大限に活用」、「周辺地域との交流を活性化」、「地域コミュニティに支えられた助け合いにより元気に暮らしていく」といった観点から掲げています。



・八代ふるさと公園からの眺望

注) ここに掲げた、まちづくりの将来像と目標については、市民が抱く地域のまちづくりに対する想いを共有し、本計画が市民により親しみがもてるよう、「まちづくり市民会議」(策定時開催)の提案に基づいています。

### (3) 地域まちづくり方針

#### 1) 果実の郷にふさわしい地域農業の活性化

本市の果実栽培の技術は、「日本農業遺産」及び「日本遺産」に認定されました。

本市の主産業である果樹栽培を中心とした農業については、農産物の「笛吹ブランド」の確立・日本農業遺産・日本遺産のまちづくりへの活用、耕作放棄地の有効利用、優良農地の計画的な保全等により、活性化を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①固有の農業資源を活かした「笛吹ブランド」の確立	■日本農業遺産・日本遺産のまちづくりへの活用 ■「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化 ・各種農産物を活かした特産品の開発、地産地消の促進、農産物直売所の活用、流通直販ルートの拡大 など
②優良農地の計画的な保全	■優良農地の保全 ・優良農地の計画的な維持・保全 ・「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進
③耕作放棄地の有効活用	■耕作放棄地の有効活用の促進 ・農業委員会による耕作放棄地の利用調査 ・農業後継者や担い手の育成 ・「中間管理機構」等による営農希望者への斡旋 など



・桃源郷の景観（八代地区）

## 2) 豊かな自然環境と調和し、果実の郷にふさわしい計画的な土地利用の推進

店舗の立地や宅地化が進んでいる主な幹線道路周辺の適切な土地利用の誘導を図るとともに、笛吹八代スマートIC周辺や新山梨環状道路東部区間への接続道路周辺については、地域の魅力を引き出すため、適切な土地利用の誘導を図ります。

その他、農業集落地域の集落環境の維持向上、優良農地の保全、森林・自然環境の保全など、豊かな自然環境と調和した計画的な土地利用の推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①宅地化が進む農業集落地域の適切な土地利用の推進	<b>■「樹園住宅地ゾーン」における一定のルールに基づく計画的な土地利用の推進</b> ( (主) 甲府笛吹線、(主) 白井甲州線、(主) 笛吹市川三郷線沿線の農業集落地域)
②地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導	<b>■適切な土地利用ゾーンの形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣サービス地ゾーンの形成 (八代支所周辺、境川石橋周辺)</li> <li>・沿道生活サービスゾーンの形成 (店舗・生活サービス施設が立地する(主) 甲府笛吹線、(主) 白井甲州線沿道周辺)</li> <li>・新たな都市機能誘導ゾーンの形成 (笛吹八代スマートIC周辺)</li> <li>・農業集落地ゾーンの形成 (扇状地、山麓部に形成された既存集落地)</li> <li>・農地保全ゾーンの形成 (地域に広く分布する一団の優良農地～農用地)</li> <li>・森林ゾーンの形成 (地域南部の御坂山地・地域西部の曽根丘陵)</li> </ul>



・進行する農地の宅地化



・石橋産業導入地区

### 3) 地域の特色を生かしたまちの拠点の育成と交流の促進による地域の活性化

地域の資源を最大限に活かしながら、地域の生活の中心となっている生活ゾーンをはじめ、観光レクリエーションの拠点となっている公園等、産業の拠点となっている既存工業団地など、多様なまちの拠点の育成・強化を図り、交流の促進と地域の活性化を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①生活の中心である魅力ある生活ゾーンの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活ゾーンの魅力の向上 (さかいがわ農産物直売所周辺)</li> <li>■副次的な生活ゾーンの育成 (八代支所周辺、境川支所周辺、境川小黒坂地区)</li> </ul>
②特色ある観光レクリエーション拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光レクリエーション拠点の魅力の向上 (八代ふるさと公園、藤壘の滝周辺、坊ヶ峯、寺尾緑地周辺、春日山など)</li> <li>・新たなレクリエーション施設の整備検討 (多目的芝生グラウンドを市内のいずれかの地域に整備)</li> <li>■観光道路の魅力のづくり ( (主) 笛吹市川三郷線、みやさか道 (東八中央農免道路) )</li> </ul>
③新たな都市機能の誘導ゾーンの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■笛吹八代スマート IC 周辺の計画的な土地利用の誘導による新たな都市機能誘導ゾーンの形成</li> </ul>
④産業拠点の強化育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■産業拠点の基盤整備推進と企業誘致 (石橋産業導入地区)</li> <li>■既存工業団地の強化育成 (八代地区北ほか)</li> <li>■新山梨環状道路東部区間への接続道路周辺の計画的な土地利用の誘導</li> </ul>



・市議会議事堂・八代支所



・境川支所



・境川・藤壘の滝



・八代ふるさと公園

#### 4) 地域間を連絡する骨格道路網の機能強化と交通利便性の向上

都市環状道路や都市連携道路、地域外郭道路など、地域の骨格を形成する主要な幹線道路の機能強化を図るとともに、笛吹八代スマート IC へのアクセス強化、路線バスと移動支援サービスとの連携など、交通利便性の向上を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①地域間を連絡する骨格道路網の強化	<p>■主な骨格道路の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市環状道路の機能強化（（主）白井甲州線）</li> <li>都市連携道路の機能強化（（主）甲府笛吹線、（主）笛吹市川三郷線、県道藤笠石和線）</li> <li>新たな鳥坂トンネルの整備促進</li> <li>金川曾根広域農道（市道1-20号線）の魅力づくり</li> <li>中央自動車道側道（一宮御坂IC～境川区間）の検討</li> <li>笛吹八代スマートICへのアクセス強化</li> <li>老朽化した橋梁などの道路構造物の改修・長寿命化</li> <li>境川地域と芦川地域を結ぶ林道2路線の維持管理（大窪鶯宿林道、黒坂里道林道）</li> </ul> <p>■観光道路の魅力づくり（道路景観の向上など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若彦路（（主）笛吹市川三郷線）</li> <li>みやさか道（東八中央農免道路）</li> </ul>
②公共交通の利用促進	<p>■路線バス網と移動支援サービスとの連携</p>
③安全・快適な暮らしの道づくり	<p>■安全・快適な歩行者・自転車ルート確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤・通学ルート确保安全確保</li> <li>歴史や文化等の資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」の検討など</li> </ul> <p>■交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の整備、カーブミラーの設置 など</li> </ul> <p>■生活道路の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑の維持管理、緑化活動 など</li> </ul>



・ 笛吹八代スマート IC



・ 主要地方道白井甲州線



・ 金川曾根広域農道（市道1-20号線）

## 5) 災害に強く、安心・快適な住環境の整備・改善・充実

地域の住民が、安心・快適に住み続けられるよう、生活道路、公園や広場、下水道、コミュニティ施設などの機能の集約・改善を推進し、暮らしに身近な生活環境を充実させます。

また、施設のバリアフリー化など、高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくりや水害・地震・火災など、災害に強いまちづくりを推進します。

区 分	施策の方針
①身近な生活環境の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活道路の整備や交通安全対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全や防災上問題のある生活道路の改善、通学路等の安全の確保</li> </ul> </li> <li>■生活排水クリーン処理率の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及</li> </ul> </li> <li>■身近な既存公園・緑地・広場の適切な維持管理</li> <li>■既存施設の統合や機能集約の推進</li> <li>■空き家対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市空家等対策計画」の推進</li> </ul> </li> <li>■防犯まちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の新設と維持管理 など</li> </ul> </li> </ul>
②人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民が利用する主要な施設のバリアフリー化の推進 (道路、公園、公共施設など)</li> <li>■誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」に基づく各種福祉サービスの充実</li> <li>・介護保険、総合事業、在宅生活支援サービスの充実</li> <li>・高齢者等の社会参加の促進</li> <li>・「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実</li> </ul> </li> </ul>
③水害など、災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■治水・治山対策の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・浅川、天川、境川などの重要水防区域の治水対策の要請 (堤防強化、河床掘削、河道内樹木の伐採など)</li> <li>・流域治水による安全対策強化、連携 (上下流市町村との調整、流域全体での土地利用調整、雨水貯留施設の整備、リスクの低いエリアへの居住促進など)</li> <li>・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険箇所の安全対策の強化</li> </ul> </li> <li>■木造住宅密集地の環境改善               <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進計画の推進、幅員の狭い道路の改善、避難ルートの確保、消防活動困難区域の解消、老朽住宅の建替え、危険性の高いブロック塀の改修促進</li> </ul> </li> <li>■防災拠点や指定避難所の機能強化</li> <li>■防災関連施設の充実・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した橋梁・道路構造物の改修・長寿命化</li> <li>・防災行政無線の維持管理、消防施設の維持管理、建替え、指定避難場所への防災備蓄倉庫の設置 など</li> </ul> </li> <li>■防災意識の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及</li> <li>・広域避難の検討、避難方法の検討と周知</li> <li>・「地区防災計画」の策定</li> <li>・「わが家の災害時行動計画」の策定支援</li> </ul> </li> </ul>

## 6) 自然・歴史文化など、地域の魅力の再認識とまちづくりへの活用

「日本遺産」に認定された桃源郷の美しい景観をはじめ、岡・銚子塚古墳や竜塚古墳、若彦路など、地域を特徴づけている豊かな歴史文化資源、御坂山地の自然、果樹園や特色ある里山や農村景観などの地域資源を守り・育て、積極的な観光レクリエーション利用を推進します。

区 分	施策の方針
① 貴重な歴史遺産の保存と活用	<b>■ 貴重な文化財の保全と活用</b> (岡・銚子塚古墳や竜塚古墳等の遺跡、智光寺、聖応寺、熊野神社等の社寺、若彦路(古道)など) <b>■ 若彦路の歴史的まちなみの保全と活用(奈良原地区)</b>
② 自然環境の保全とレクリエーション活用	<b>■ 良好な自然環境の維持・保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サンショウウオやホタルが生息する大沢や四ツ沢川、浅川、狐川、境川上流の清流地域の維持・保全</li> <li>・豊かな森が広がる御坂山地・丘陵地の維持・保全(滝戸山、春日山、名所山、稲山など)</li> </ul> <b>■ 自然とのふれあいの場としての活用</b> (トレッキング、環境学習、森林セラピーなど)
③ 潜在的な地域資源の再発見と活用	<b>■ 地域に分布する潜在的な景観資源のみがきあげ</b> (社寺、名木や古木、道祖神、古民家、水路、石垣 など) <b>■ 資源を活かしたまちづくり(地域資源を結ぶフットパスなど)</b>



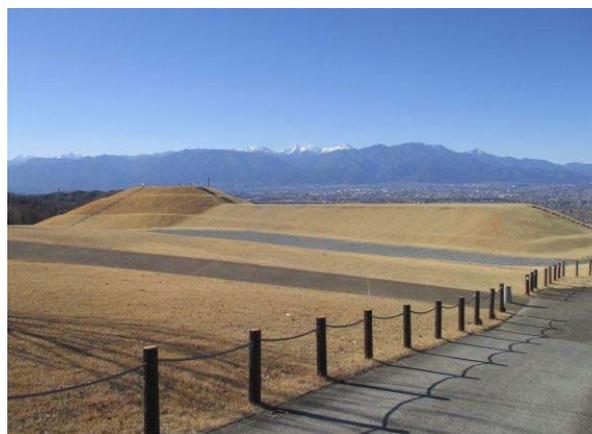
・奈良原の集落



・四ツ沢川公園



・春日山



・銚子塚古墳

■地域まちづくり方針図（西部樹園居住地域（八代・境川地域））



地図の凡例

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 河川
- 山



土地利用		道路・交通		拠点		その他	
	樹園住宅地ゾーン		高規格道路		観光レクリエーション拠点		支所
	農業集落地ゾーン		広域幹線道路		歴史景観拠点		学校
	近隣サービス地ゾーン		主要幹線道路		産業拠点		主な公共施設
	沿道生活サービスゾーン		幹線・補助幹線道路		生活ゾーン		社寺
	主要工業地ゾーン		地域幹線道路		副次的な生活ゾーン		指定文化財
	農地保全ゾーン		リニア中央新幹線		新たな都市機能の誘導ゾーン		指定避難所
	森林ゾーン		サイクリングロード				
	主な公園		トレッキングコース				
	その他（ゴルフ場）		主要道路の機能強化				

## 4. 里山地域(芦川地域)

### (1) 地域の特性と課題

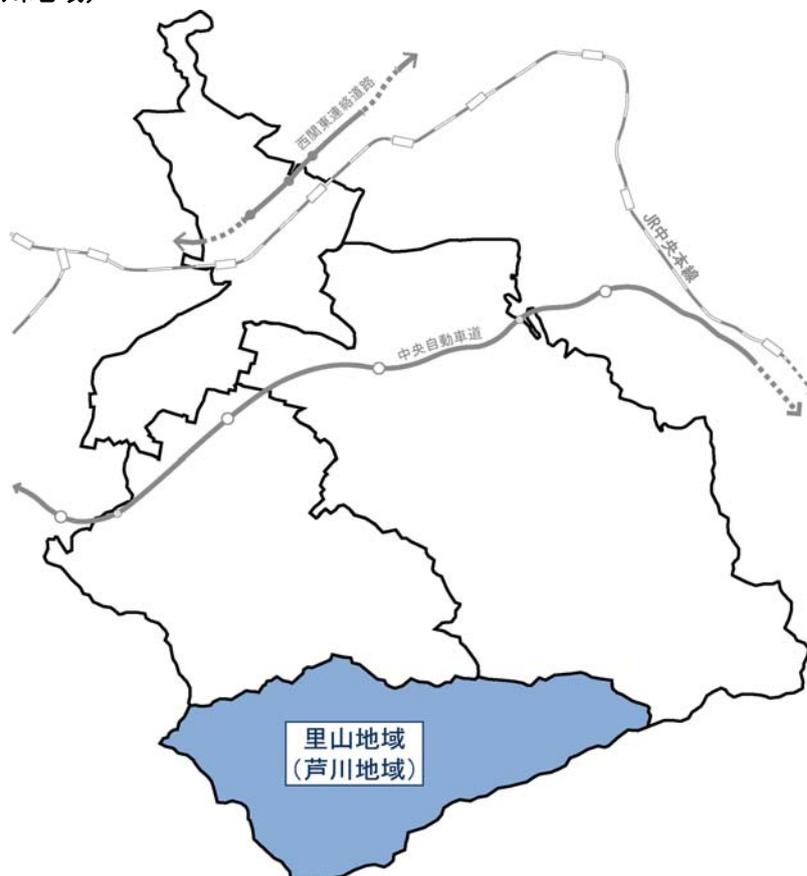
#### ①地域の特性

- 本地域は、本市南部の山間に位置し、黒岳に源を発する芦川上流の山村地域で、西は甲府市上九一色地区に、南は富士河口湖町に隣接しています。
- 地域の歴史は古く、戦国時代には集落が形成され、豊富な森林資源を利用した炭焼き、開墾による農業が行われ、兜づくりの家屋が残る上芦川や鶯宿、美しい石垣の段々畑など、昔をしのぶ農村風景は、本地域の象徴となっています。
- 本地域の人口・世帯数は令和2年4月現在322人、179世帯で、人口・世帯数とも減少しており、過疎地域となっています。
- 集落地は芦川渓谷沿いに形成され、上流から、上芦川・新井原・中芦川、鶯宿の集落地があり、芦川支所周辺が本地域の生活の中心となっています。
- 本州随一を誇るすずらんの群生地をはじめ、新道峠・トレッキングコース、キャンプ場、民宿等が立地しています。
- 主要道路では、地域内を縦貫し国道358号に接続する(主)笛吹市川三郷線と、平成22年3月に開通した富士河口湖町大石地区を結ぶ若彦トンネルが地域の骨格を形成しています。
- 公共交通として、鶯宿から石和温泉駅まで結ぶ路線バスがあります。

#### ■里山地域(芦川地域)の人口

区 分	平成20年4月		令和2年4月		人口増減 (R2/H20)
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	
芦川地域	526	235	322	179	▲38.8%

#### ■里山地域(芦川地域)



## ②主要なまちづくりの課題

### ○「すずらんの里」地域の誇る美しい自然、文化的景観の保全と活用

本州随一を誇るすずらんの群生地をはじめ、黒岳、釈迦ヶ岳、節刀ヶ岳等の御坂山地や芦川溪谷の自然、平成 20 年・21 年に文化庁の伝統的建造物群保存対策調査を実施した兜づくりの家屋や石垣の段々畑がある特徴的な農山村風景は、地域の誇る貴重な景観資源です。

これらの価値を再認識し、保全を図るとともに、観光やまちづくりに効果的に活用していくことが課題です。

### ○暮らしの拠点や観光の拠点などの魅力の向上と地域の活性化

地域の暮らしの中心となっている芦川支所周辺をはじめ、すずらん群生地、芦川グリーンロッジ、キャンプ場などの主要な観光レクリエーションの場については、施設の維持管理と魅力づくりを図ることが課題です。

### ○周辺地域との連絡の強化と安全快適に利用できる道づくり

本地域の骨格道路は、(主) 笛吹市川三郷線と富士北麓地域を結ぶ県道富士河口湖芦川線の 2 路線がありますが、防災上の観点から(主) 笛吹市川三郷線の機能強化と、林道の維持管理が課題です。また、新たに整備された新道峠へのアクセス改善、路線バスと移動支援サービスとの連携を図ることも課題です。

### ○身近な住環境の整備改善

上芦川・新井原・中芦川、鶯宿の 4 つの集落地については、通学路の安全確保、主要路線の歩道の整備、崖崩れ等の防災対策等、安全・安心に暮らしていけるよう、身近な住環境の改善と機能の集約が課題です。

## ■主な地域住民の意向（「まちづくり市民会議」（計画策定時開催）より）

- 山村交流の促進（グリーンツーリズムなど）
- ふるさとの原風景・芦川の景観保全、活用（石垣の段々畑、兜づくりの民家群など）
- 眺望景観の活用（鍵掛峠、新道峠など）
- すずらん群生地などの自然植生の保全
- ごみの不法投棄の防止
- 若彦路の歩道や街路樹の整備
- 自然を活かした公園づくり
- 里山の荒廃を防ぐ、森林資源の保全
- 少子高齢化への対応、食育、公民館活動への支援 など

## (2) まちづくりの将来像と目標

### ■まちづくりの将来像

### あたたかさと安らぎのある山里の交流を育むまち

芦川を訪れる人は、自然環境と住む人の心の豊かさに、ほっとなごむ心地良さを抱きます。芦川の景観は、日本のふるさとを想起させる魅力を持ち、この特色を活かした山村留学や都会との交流を深めています。

地域の将来像は、ここに住む人が、心の豊かさと安らぎを享受し、訪れる人を笑顔で迎え入れ、この自然に囲まれた中で交流を育み、誰もが元気になるまちの姿をイメージしています。

### ■まちづくりの目標

- おいしい水と空気、美しい環境を守り育むまちづくり
- ふるさとの原風景を守り地域の知恵を子ども達へ継承するまちづくり
- 小さな“里”から豊かな気持ちを発信し交流するまちづくり
- みんな元気！ ともに助け合い結びあうまちづくり

まちづくりの目標については「美しい自然や豊かな環境を守り育むこと」「日本のふるさとの原風景を守り先人が育んだ文化を次代へ継承すること」「芦川の良さを全国に発信し交流を活性化してこの暮らしと人口を維持すること」「ここに住む人たちの手を携えた自立したまちづくり」といった観点から掲げています。



・兜づくりの民家

注) ここに掲げた、まちづくりの将来像と目標については、市民が抱く地域のまちづくりに対する想いを共有し、本計画が市民により親しみがもてるよう、「まちづくり市民会議」（策定時開催）の提案に基づいています。

### (3) 地域まちづくり方針

#### 1) 風景博物館としての里山の美しい景観の保全とまちづくりへの活用

本州随一を誇るすずらの群生地、御坂山地や芦川溪谷の自然、兜づくりの家屋や石垣の段々畑がある特徴的な里山風景など、地域全体が風景博物館となっています。

この美しい風景を未来に継承していくため「笛吹市景観計画」等に基づき、里山の美しい風景や固有の歴史文化を守り、まちづくりへの活用を図ります。

区 分	施策の方針
①美しい里山景観の保全とまちづくりへの活用	<b>■里山の文化的景観形成ゾーン的环境整備・魅力づくり</b> (兜づくりの民家が残る集落、石垣の段々畑など、特徴的な里山風景)
②豊かな自然の保全とまちづくりへの活用	<b>■すずらの群生地の保全と周辺整備</b> ・貴重な自然植生の保全と周辺環境の整備 など <b>■自然環境の保全とレクリエーション活動の促進</b> ・自然資源の保全 (黒岳、釈迦ヶ岳、節刀ヶ岳などの山や芦川の清流など) ・レクリエーション活動の促進 (登山・トレッキング、森林環境学習、森林セラピーなど) <b>■新道峠周辺の整備</b>



・ニホンスズランの群生地



・兜づくりの民家が残る鶯宿のまちなみ



・新道峠からの眺望

## 2) 特色ある地域資源を活用した地域の魅力づくり・活性化

すずらん群生地、芦川グリーンロッジ、キャンプ場、登山・トレッキングコース等の地域資源について、環境整備等を行うとともに、若彦トンネルを活かして富士河口湖町とも連携を図りながら地域の活性化を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①主要な集落地の環境整備	■学校や公共施設、農産物直売所等が立地する主要な集落地の環境整備と魅力の向上
②美しい自然と里山の景観を活かした観光レクリエーションゾーンの形成	■観光レクリエーション拠点の形成 （すずらん群生地、芦川グリーンロッジ周辺、新道峠周辺） ■登山・トレッキングコースの整備と適切な維持管理 （黒岳、釈迦ヶ岳、春日山、滝戸山等の御坂山地北稜の登山コース、黒岳、破風山、中藤山、鬼ヶ岳等の御坂山地南陵の登山コース、芦川の清流をめぐるトレッキングコースなど） ■文化的景観の保全と活用 ・兜づくりの家屋や石垣の段々畑などの保全と活用 ■里山の魅力を活かした交流の促進（グリーンツーリズムなど）
③観光レクリエーション軸の形成	■若彦路と芦川を軸とした観光レクリエーション軸の形成 ・山里の多様な観光資源や景観資源の活用、道路や河川、まちなみ景観の向上、芦川の水辺空間の活用、散策ルートの整備 など ■若彦トンネルを活かした富士北麓地域との連携軸の形成



・芦川農産物直売所



・すずらん群生地



・釈迦ヶ岳山頂のお地藏様と富士



・芦川オートキャンプ場

### 3) 防災に配慮した骨格道路の維持管理と交通利便性の向上

若彦トンネルの整備により、富士北麓地域との連絡が強化され、利便性も向上しました。

また、重要な骨格道路である（主）笛吹市川三郷線については、防災、安全に配慮した利便性の向上に努めます。

その他林道の維持管理や、路線バスと移動支援サービスとの連携など交通利便性の向上を図ります。

区分	施策の方針
①幹線道路の維持管理と観光道路としての魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■（主）笛吹市川三郷線の利便性の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、安全性を考慮した道路の利便性の向上</li> <li>・観光道路としての魅力づくり</li> </ul> </li> <li>■緊急時の迂回路となる林道の維持管理 （大窪鶯宿林道、黒坂里道林道）</li> <li>■新道峠へのアクセス向上に向けた道路整備の推進 （市道 7033 号線、蕪入沢上芦川林道）</li> </ul>
②公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■路線バス網と移動支援サービスの連携強化</li> </ul>
③安心・快適な暮らしの道づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活道路の改善（防災上問題のある生活道路の改善など）</li> <li>■安全快適な歩行者・自転車ルート確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学ルート安全確保、歴史・文化等の資源を結ぶ「ふるさと散歩道」の検討など</li> </ul> </li> <li>■交通安全対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の整備、カーブミラーの設置 など</li> </ul> </li> </ul>



・地域幹線道路である（主）笛吹市川三郷線（鶯宿周辺）



・市営芦川バス



・富士北麓地域を結ぶ若彦トンネル

#### 4) 災害に強く、安心して暮らせる生活環境の整備・改善・充実

住民が、安心快適に住み続けられるよう、生活道路、公園広場、コミュニティ施設など、暮らしに身近な生活基盤の整備を推進します。

また、施設のバリアフリー化等高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくり、土砂災害対策などの防災面の向上を図ります。

区 分	施策の方針
①土砂災害など、災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■県が実施する治水・治山対策の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の危険箇所の調査の実施、適切な安全対策の促進 (地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所など)</li> </ul> </li> <li>■集落地の防災力の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・行き止まり道路や消防活動困難区域の改善、危険性の高いブロック塀等の改修促進</li> </ul> </li> <li>■地域防災拠点や避難所等の機能充実 (芦川支所や避難所に指定されている芦川小学校など)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災備蓄倉庫の整備など避難所機能の充実</li> <li>・耐震改修促進計画の推進、耐震性防火水槽や消火栓等の消防水利施設の充実、防災行政無線の維持管理など</li> </ul> </li> <li>■防災意識の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及</li> <li>・広域避難の検討、避難方法の検討と周知</li> <li>・「地区防災計画」の策定</li> <li>・「わが家の災害時行動計画」の策定支援</li> </ul> </li> </ul>
②身近な生活環境の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活道路の整備や交通安全対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全や防災上問題のある生活道路の改善</li> </ul> </li> <li>■身近な既存の公園・緑地・広場の適切な維持管理</li> <li>■既存施設の統合や機能集約の推進</li> <li>■空き家対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市空家等対策計画」の推進</li> </ul> </li> <li>■防犯まちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の新設と維持管理 など</li> </ul> </li> </ul>
③人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民が利用する主要な施設のバリアフリー化の推進 (道路、公園、公共施設など)</li> <li>■誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」に基づく各種福祉サービスの充実</li> <li>・介護保険、総合事業、在宅生活支援サービスの充実</li> <li>・高齢者等の社会参加の促進</li> <li>・「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実</li> </ul> </li> </ul>



## 第5章 計画の実現に向けて



## 第5章 計画の実現に向けて

### 1. まちづくりの基本的な考え方

#### (1) 市民・事業者・行政等の「協働」によるまちづくりの推進

まちづくりは、そのまちに生活し、活動している市民、事業者、行政が、知恵とエネルギーを結集して行う“協働”作業といえます。

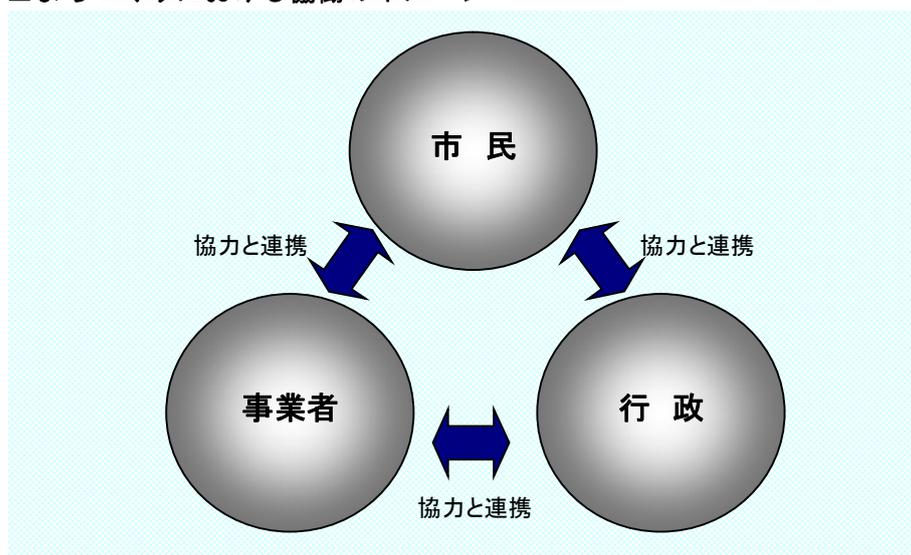
本市では、平成28年1月に「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」を設立し、多様な市民活動の支援を行っているところです。

今後とも、こうした仕組みを充実・活用し、市民、事業者等、行政の適切な役割分担のもと、まちづくりの推進を図ります。

#### ■協働によるまちづくりの考え方

### 「人を育て、縁を結びあう協働のまちづくり」

#### ■まちづくりにおける協働のイメージ



#### ■協働によるまちづくりの事例



・市民協働研修



・市民活動・ボランティアセンター学習会

## ■まちづくり主体の役割

### ●市民

まちづくりの主役は市民です。自分たちが住む地域をもう一度見直し、周辺に配慮した住まいづくり、暮らし方など、自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

市内には、自治会をはじめ、まちづくりに関わる市民活動団体、NPO、ボランティア団体など数多くの市民団体が活動しています。新たに設置された「市民活動・ボランティアセンター」を活用するなど、市民主体のまちづくりを推進します。

### ●事業者

開発事業者、ハウスメーカーなど（民間企業等）は、企業活動や経済活動などを通じて直接的・間接的にまちづくりに関わっています。

事業者もまちづくりの担い手の一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加し、社会的な役割を果たしていくことが求められています。

### ●行政

本マスタープランに基づいて、行政は、市民、事業者等との協働のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくり事業の実施など総合的・効率的なまちづくりを推進していきます。

また、市民主体のまちづくりを積極的に推進していくため、まちづくりに関する情報提供、意識啓発、自主的なまちづくり活動の支援、まちづくり推進体制の充実などを図ります。

## （２）長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進

リニア中央新幹線をはじめ、中部横断自動車道や新山梨環状道路の整備が進められており、笛吹市の新たな発展が期待されています。

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。また、持続的にまちづくりを進めるためには、安定した財源の確保が欠かせません。

これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などの既存ストックを維持・活用し、整備の必要性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果など、あらゆる角度から検討し、国・県等の補助制度の活用など、多様な方策による財源の確保を図りながら、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進します。

## （３）笛吹市の特色を最大限に活かしたまちづくりの推進

本市では「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」や「葡萄畑の織りなす風景」といった日本農業遺産及び日本遺産をはじめ、温泉や山々に囲まれた豊かな自然、特色ある歴史文化など、笛吹市ならではの独自の個性と特色ある地域資源を有しています。

高速交通網の整備が進み、新たな発展が期待されていますが、従来のような拡大成長型のまちづくりではなく、人口減少社会、少子高齢社会、成熟社会にふさわしい、また、笛吹市の特色を最大限に活かした創意工夫に基づくまちづくりの推進を図ります。

## （４）新たな生活様式に対応したまちづくりの推進

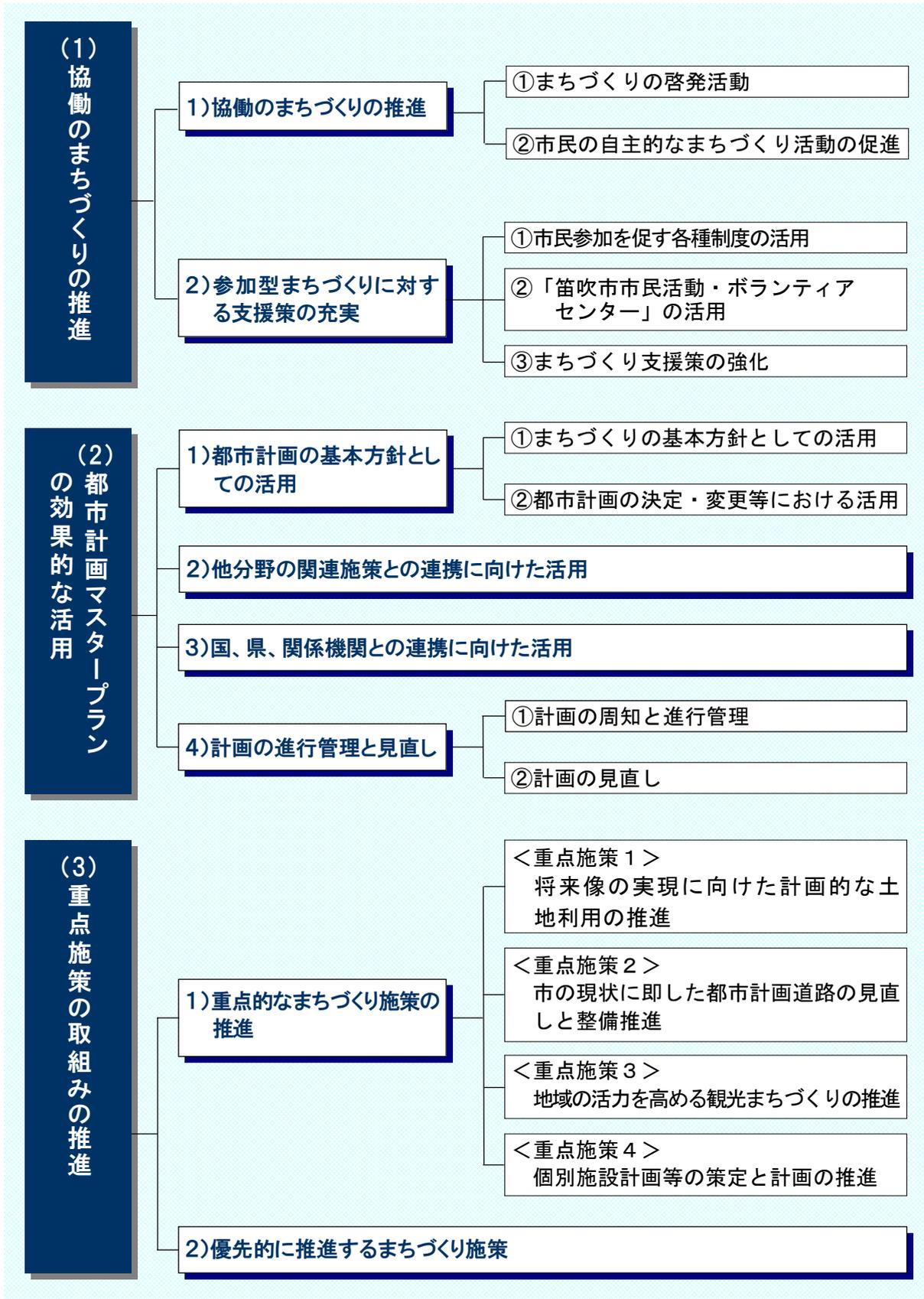
新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな生活様式が必要とされており、これまでの都市における働き方や住まい方を見直す中で、リモートワークや二地域居住など、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきています。

暮らし方や働き方など、多様化する市民のニーズに柔軟に対応し、的確に応えるまちづくりの推進を図ります。

## 2. 計画の実現に向けた施策

本マスタープランの推進に向け、次のような施策の取組みを図ります。

### ■計画の実現に向けた施策



## (1) 協働のまちづくりの推進

市内には、まちづくりに係わる市民活動団体が多くあり、自主的な活動が行われています。また、平成28年1月には「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」を設置し、市民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

### 1) 協働のまちづくりの推進

#### ① まちづくりの啓発活動

市広報紙やホームページでの情報公開、パンフレット等によるPR、シンポジウムやセミナー、イベントなどを開催し、まちづくりの普及・啓発を進めます。

#### ② 市民の自主的なまちづくり活動の促進

市内には自治会をはじめ、多くの市民活動団体、NPO、ボランティア団体などがあり、まちづくりに関する活動を行っています。

また、各団体などの活動の中から出される積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。

このような活動が広がり、活力あるまちづくりにつながるよう、活動の場や機会の提供、活動の内容を支援する仕組みづくりを促進します。

### 2) 参加型まちづくりに対する支援策の充実

#### ① 市民参加を促す各種制度の活用

市民が主体となったまちづくりプラン等の作成にあたっては、アンケート調査の実施やワークショップの開催などを通じて、広く市民意見の反映に努めます。

また、PC（パブリックコメント）<sup>\*1</sup>やPI（パブリックインボルメント）<sup>\*2</sup>手法を活用した意見聴取の機会を拡充するとともに、市民からまちづくりに係わる都市計画の内容について提案できる都市計画提案制度<sup>\*3</sup>の活用に向けた取組みを検討します。

#### ② 「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」の活用

今後も市民の自主的なまちづくり活動を支援できるよう本センターの積極的な活用を図るとともに、多様化するまちづくりニーズに対応できるセンター機能の充実を図ります。

#### ③ まちづくり支援策の強化

本市では、現在、市民の自主的なまちづくりを支援するため、「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」や市民活動の窓口となる市民活動支援課を設置しています。

今後も市民が自主的なまちづくり活動に取組み、参加していけるよう、まちづくりに関する情報提供等についても検討します。（笛吹市ホームページの活用など）

注) <sup>\*1</sup> PC（パブリックコメント）：一般的には「市民の意見」という意味ですが、ここでは、都市計画マスタープランのように、行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意志決定を行う手続きのことをいいます。

<sup>\*2</sup> PI（パブリックインボルメント）：行政が施策や事業の実施などの過程において、関係する住民や利用者などに情報を公開した上で、広く意見を聞き、その結果を反映するしくみのことをいいます。

<sup>\*3</sup> 都市計画提案制度：住民やまちづくり団体から、都市計画に関する提案ができる制度です。

## (2) 都市計画マスタープランの効果的な活用

まちづくりにおいては、都市計画分野だけではなく、産業振興（工業、農業、観光など）、地域活性化、環境、健康福祉、景観など、各種の課題に取り組んでいくことが求められます。

そのため、都市計画の基本的な方針として、本マスタープランを積極的に活用していくことはもとより、分野別まちづくりの方針、あるいは地域単位のまちづくりのガイドラインとして活用を図ります。また、円滑な指針の活用と効果的かつ効果的なまちづくりが進められるよう、適切な進行管理と必要に応じた見直しを行います。

### 1) 都市計画の基本方針としての活用

#### ① まちづくりの基本方針としての活用

本マスタープランは、将来像、分野別まちづくり方針、地域別まちづくり方針で構成される総合的なまちづくりの計画です。

このため、「都市計画の総合的な方針」としての活用はもとより、分野別の様々なまちづくりや身近な地域や地区単位の計画づくりに際しての「まちづくりの基本方針」としての活用を図ります。

#### ② 都市計画の決定・変更等における活用

計画の実現に向けて、次に示すような都市計画の変更や新たな都市計画の決定が必要となることが考えられます。

この場合、本マスタープランに示すまちづくり方針に則し、市民意向等を勘案しながら、都市計画の変更・決定に対応していきます。

#### ■想定される都市計画の変更・決定

- 用途地域の指定・見直し（石和温泉駅北口周辺、石和温泉駅東側、新山梨環状道路ⅠC周辺など）
- 都市施設の決定・変更（都市計画道路、都市公園、下水道など）
- 地区計画の決定など

### 2) 他分野の関連施策との連携に向けた活用

産業振興（工業、農業、観光など）、地域活性化、環境、健康福祉、景観など、他分野の関連施策との一体的なまちづくりが必要とされる場面では、本マスタープランのまちづくり方針の内容をもとに施策の連携や調整を図っていきます。

### 3) 国、県、関係機関との連携に向けた活用

国や県、近隣市町等との広域的なまちづくりや、笛吹市の所管外のまちづくりを推進する場面では、本マスタープランをもとに連携・調整を図っていきます。

特に、新山梨環状道路やリニア中央新幹線をはじめ、国道や県道、一級・二級河川の事業者である国や県に対して事業の整備推進を働きかけていきます。

またJRやバスなどの交通事業者、警察、消防など、多様な関係機関の協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。

## 4) 計画の進行管理と見直し

### ① 計画の周知と進行管理

本マスタープランは、従前の「笛吹市都市計画マスタープラン」策定から10年以上が経過したことから、その後の社会経済状況の変化等を考慮し、中間年次として施策の見直しを行ったものです。

今後も、市広報紙や市ホームページを活用して周知を図るとともに、定期的にまちづくりの進捗状況を把握し、適切な計画の進行管理を行います。

### ② 計画の見直し

本マスタープランについては、リニア中央新幹線の山梨県駅開設、新山梨環状道路（東部区間）の供用開始など、今後の本市をとりまく社会経済環境の変化や、国や県、市の上位計画等の変更が生じた場合、必要に応じて施策の見直しを行います。



・山梨リニア実験線

### (3) 重点施策の取組みの推進

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。

厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを効率的に実現していくためには、まちづくりの必要性や緊急性、費用対効果などを勘案し、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

そのため従前のマスタープランでは「重点施策」と「優先施策」\*を位置づけ、これまで多くの施策の実現を図ってきました。

本マスタープランにおいても、未実施あるいは新たに位置づけた重点施策や優先施策について、引き続き積極的な取組みを図っていきます。

#### 1) 重点的なまちづくり施策の推進

##### <重点施策1> 将来像の実現に向けた計画的な土地利用の推進

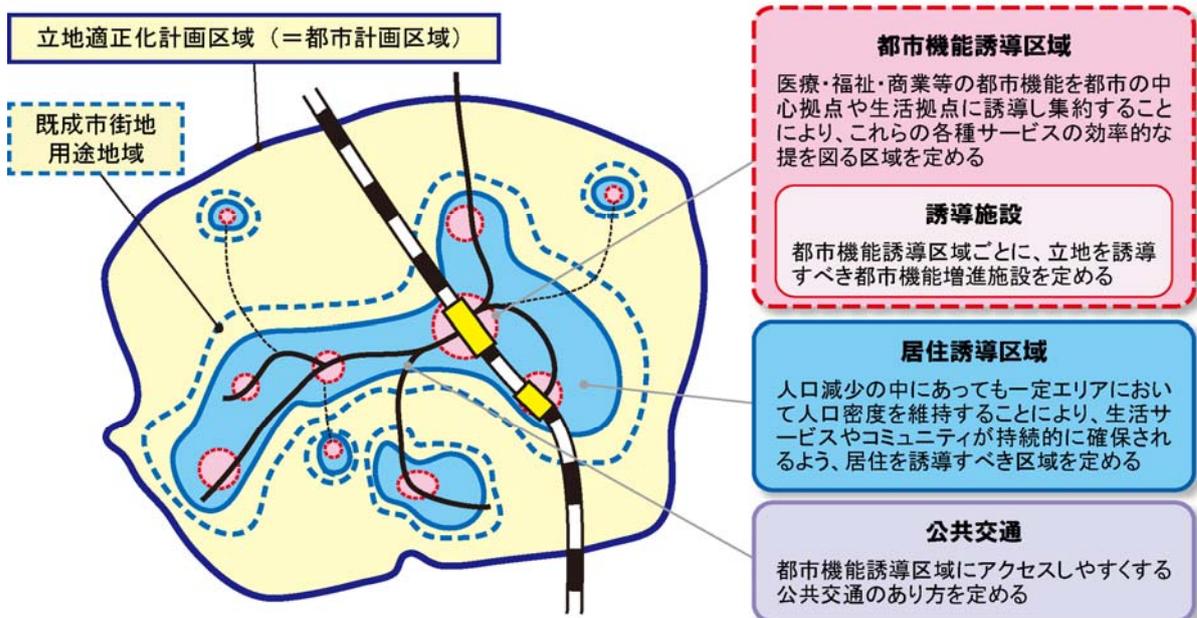
～コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指し、多様な土地利用誘導策の検討を図ります。

##### ① (仮称) 笛吹市立地適正化計画の検討

「立地適正化計画」とは、都市計画マスタープランの高度化版として、人口減少・超高齢社会において現在の暮らしやすさの持続が可能なまちを実現するため、医療・福祉、商業などの日常生活サービス施設や住宅の立地の適正な誘導を総合的に推進していくことを目的とした計画で、具体的には、都市計画マスタープランの土地利用方針に加え、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定め、居住や都市の生活を支える機能を緩やかに誘導するとともに、地域交通との連携を図ることで、コンパクトで多様な都市機能が有機的に連携する「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを進めていくものです。

今後は、上位計画である「甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や本マスタープランを踏まえつつ、「笛吹市立地適正化計画」の策定について検討します。

#### ■立地適正化計画の区域イメージ



[資料：立地適正化計画作成の手引き（令和2年10月、国土交通省）]

注) \* これまでに実施された「重点施策」「優先施策」は、本計画書145ページを参照下さい。

## ② 土地利用ガイドラインの検討 ～「樹園住宅地」の計画的な土地利用の誘導

### (ア) 樹園住宅地ゾーンの現状と課題

本市の市街地周辺の農業集落地域では、農地の転用による宅地化が進み、営農・居住環境に様々な影響が出ています。

また、農業後継者の不足、農業従事者の高齢化など農業をとりまく厳しい環境の中で、農業の維持が困難な営農者も少なくありません。

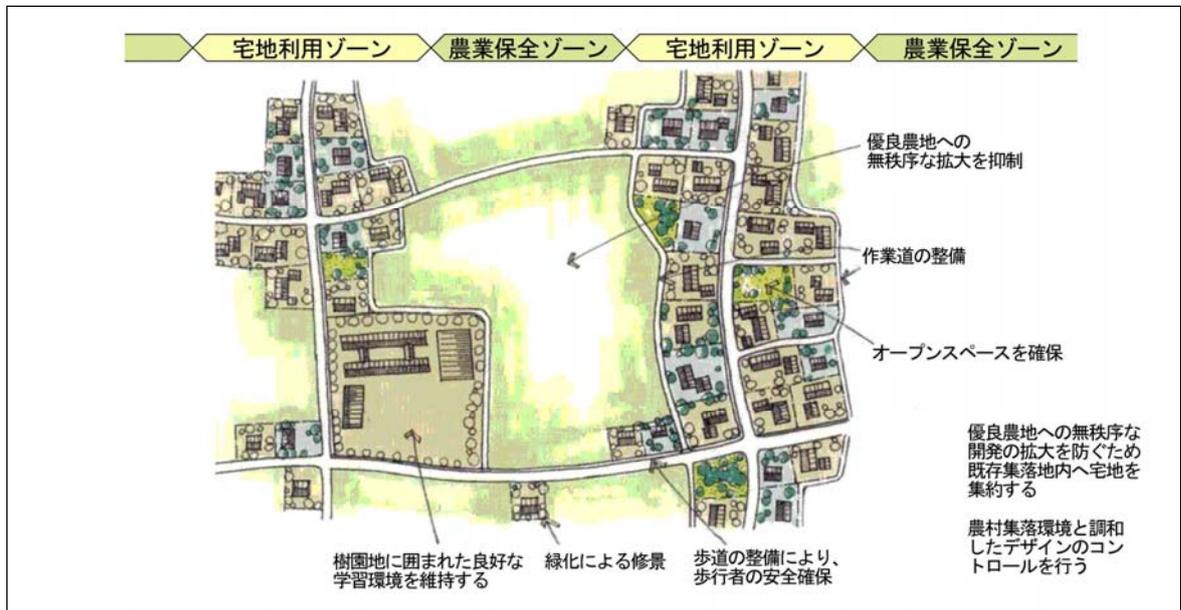
このまま放置しておくと、これまで以上に営農環境と居住環境が悪化し、土地利用の混乱、本市の象徴である果樹景観の喪失など、後世に大きな禍根を残すことが懸念されており、農地の保全と秩序ある宅地化をどのように計画的に誘導していくかが大きな課題となっています。

本マスタープランでは、市内の農業集落地域の中で農地の宅地化が進行するゾーンを農地と宅地の計画的な土地利用の誘導を図るべき「樹園住宅地ゾーン」として位置づけています。

この「樹園住宅地ゾーン」では、果樹園等の農地と住宅地が下図のように一定の秩序の基に併存し、共生する緑豊かな土地利用の実現をめざしています。

本市では、都市計画法で定める区域区分（線引き）は行っていないため、市独自のルールに基づく、計画的な土地利用の誘導を図るため、以下の施策を検討します。

#### ■ 「樹園住宅地ゾーン」のイメージ



### (イ) 地域区分に応じた計画的な土地利用の誘導

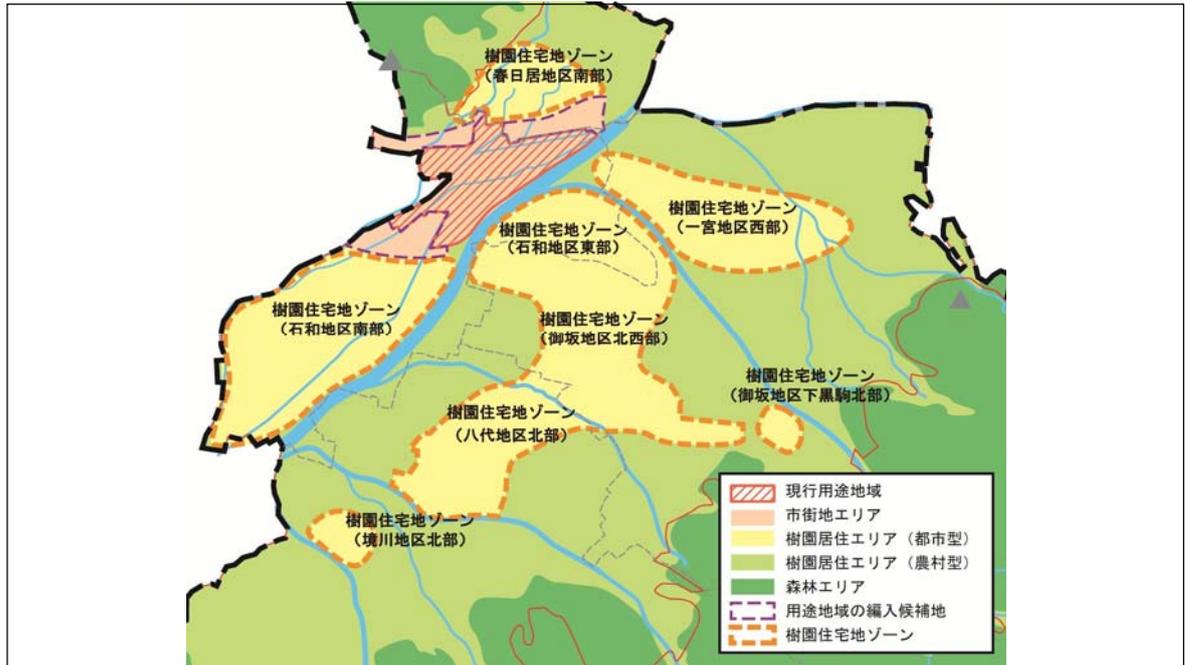
「樹園住宅地ゾーン」は、特に宅地化の進行が著しく、農地と宅地の計画的な土地利用の誘導を図るべきゾーンとして位置づけています。

用途地域を除く「樹園住宅地ゾーン」を、例えば次の2つのゾーンに区分し、農業振興地域整備計画や下水道整備計画との整合、農政サイドとの協議・調整、住民・地権者等の合意形成を図りながら、計画的な土地利用の誘導を進めます。

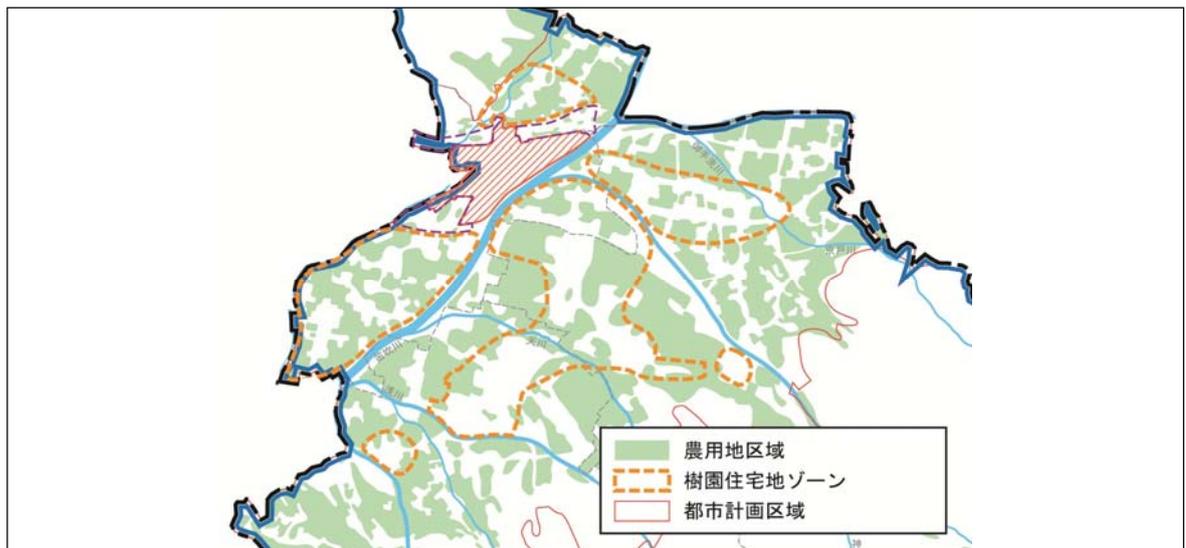
#### ■ 「樹園住宅地ゾーン」の区分例

ゾーン区分	土地利用誘導の方向性
宅地利用ゾーン	既存住宅地や集落地、下水道計画区域などを中心に、今後、住宅地など都市的利用を図るべきゾーンで、地区計画等の一定のまちづくりルールに基づき、住宅地等の宅地利用を促進します。
農業保全ゾーン	一団のまとまった農用地区域（優良農地）を対象に、原則として農地を保全し、農地転用、宅地開発、建築等の行為を規制します。

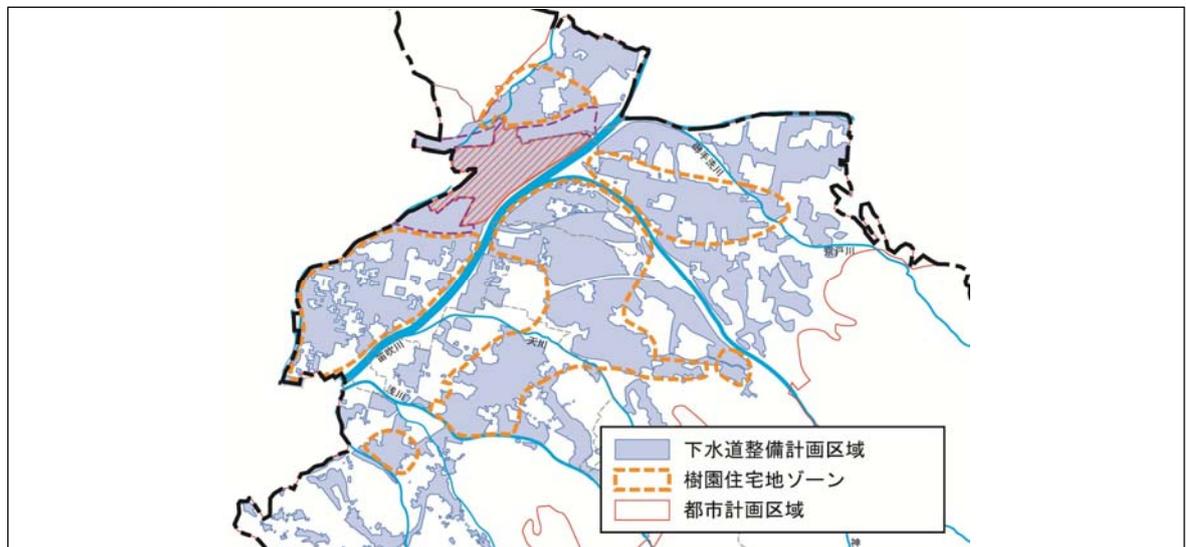
■ 樹園住宅地ゾーン (参考)



■ 農用地区域 (参考)



■ 下水道整備計画区域 (参考)



## (ウ)「土地利用ガイドライン」の策定検討

「樹園住宅地ゾーン」の計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用条例に関連した本市独自のルールとして「土地利用ガイドライン」等の策定を検討します。

### ■土地利用ガイドラインの内容（参考例）

#### ①土地利用基本方針

- 農業集落地域の土地利用区分と建物用途の立地基準
- 策定手続き（公聴会・審議会の意見聴取、縦覧、市民・利害関係者の意見の反映、懇談会やワークショップ等の開催、議会の議決など）

#### ②地区レベルの計画策定

- 地区住民参加による計画策定など

#### ③開発手続き

- 開発許可、建築確認の事前段階で開発及び建築行為の事業者に対して独自の規定に対する遵守を促す手続き
  - ・事業者の届出、独自の基準に基づく協議・助言・指導
  - ・適合規定による勧告・公表など

## (エ) 市の開発指導要綱等の効果的な運用

本市では、一定規模以上の宅地開発等の開発行為に際しては、「笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱及び同技術基準」を定めています。今後は、「土地利用ガイドライン」の検討と併せて、効果的な運用を図ります。

### ③ ルールに基づいたまちづくりの推進 ～地区計画等の活用

計画的な土地利用や緑豊かで良好なまちなみの誘導を図るためには、条例や要綱などの制度に加えて、そこに暮らす人々自らがまちを大切にし、建物の建て方、ゴミの出し方、ペットの飼い方、緑の育成など、一緒に生活するための共通のルールをつくり、育てていくことが望まれます。

まちのルールとしては、法律に基づく「地区計画」「建築協定」「緑地協定」や住民が任意で定める「まちづくり協定」などがあります。

本市では、地域の自発的なルールづくりをまちづくりの重要なきっかけとして考え、こうした制度の活用と住民の自主的なルールづくりを積極的に支援します。

### ④ 地域地区の指定、見直し等

本市では、石和町の235haに用途地域が指定され、良好な市街地形成が進められてきました。しかし、一部で住居系用途地域の中に、古くから地場産業の中心となっている工場が立地し、住工混在した土地利用となっています。また、市域の多くは用途地域の指定の無い白地地域となっていますが、整備された石和温泉駅北口周辺や、整備が計画されている新山梨環状道路IC周辺などで、今後開発圧力が高まることが予想されます。

一方で、本市の貴重な歴史的資源である甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺などにおいては、開発を抑制し、歴史的風致を維持し、地域の魅力を高め、特色あるまちづくりを進めていくことが必要です。

地域産業の保全と活性化を図りつつ、良好な市街地形成を進めていくために、地域の実情にあった適切な用途地域への見直し検討や、都市計画法の地域地区制度（特別用途地区、特定用途制限地域、風致地区等）、地区計画等の積極的な活用を検討し、計画的な土地利用を進めます。

## ＜重点施策2＞ 市の現状に即した都市計画道路の見直しと整備推進

～都市の現状に即した都市計画道路の見直しを進め、必要路線の早期の整備を図ります。

笛吹市の都市計画道路は、用途地域周辺に10路線が計画決定され、これまで着実に整備が進められてきましたが、整備率は約41.4%（平成28年3月現在）にとどまっている状況です。

都市計画道路網については、都市計画決定後40年以上が経過し、その後一部変更が行われていますが、長期にわたって未整備となっている路線が存在しています。

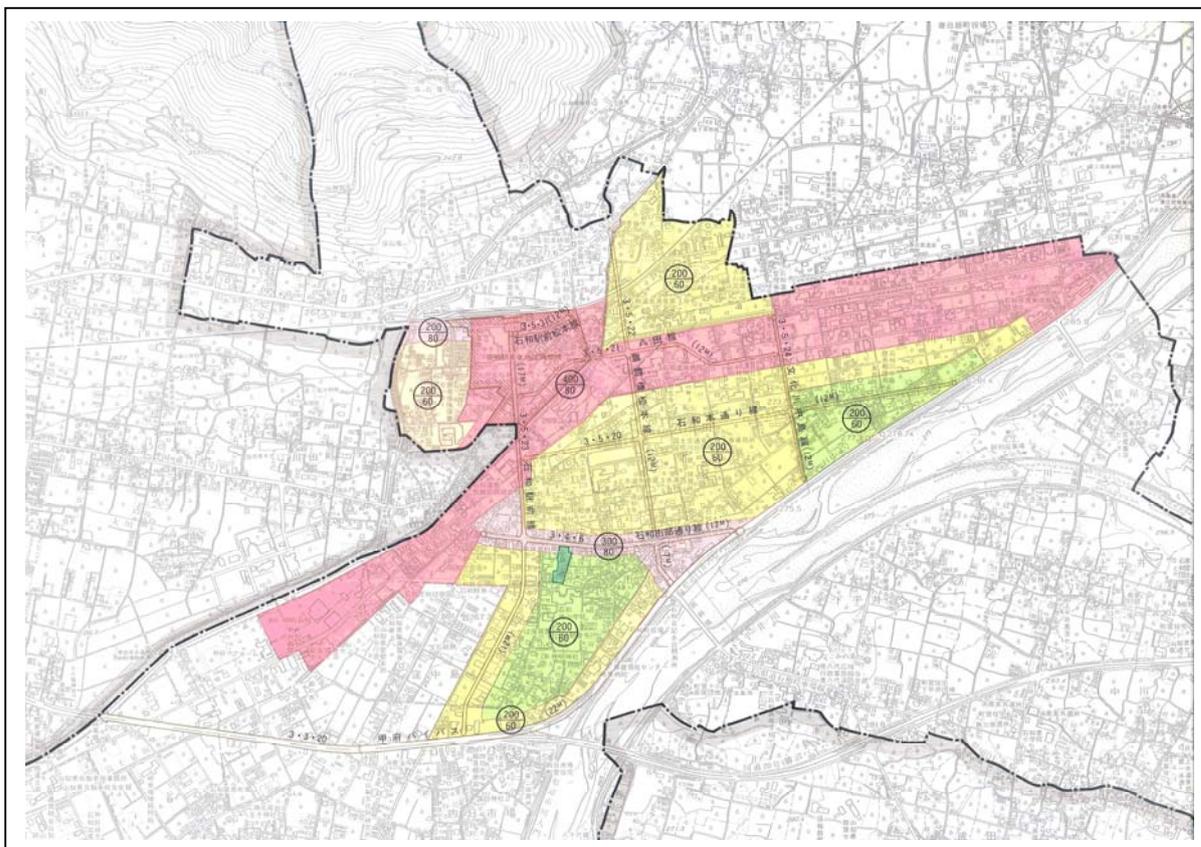
人口減少化や少子高齢化の進行など、近年の社会経済情勢の変化に対応するため、既存道路機能等の整理、都市計画道路の必要性や妥当性の検証により、都市計画道路の廃止を含めた交通網の再検証が大きな課題となっています。

一方、用途地域周辺では新山梨環状道路の整備が進められ、本市に隣接してリニア中央新幹線山梨県駅の設置が予定されており、ICや新駅へのアクセス強化が求められています。

都市の現状に即し、都市計画道路の必要性や妥当性の検証を行い、高速交通体系へのアクセスを強化するなど、長期的な視点に立った都市計画道路の見直しと必要路線の早期整備を図ります。

また、都市計画道路の見直しに併せて、新山梨環状道路やリニア中央新幹線山梨県駅へのアクセス強化、隣接都市と連携する幹線道路の整備など、本市の長期的な道路整備の指針となる「（仮称）笛吹市長期道路整備計画」について検討します。

### ■笛吹市の都市計画道路



〔出典：笛吹市都市計画図（平成30年3月）〕

### ＜重点施策3＞ 地域の活力を高める観光まちづくりの推進

～美しい景観と豊かな地域資源を活用した活力ある観光まちづくりを推進します。

本市には日本農業遺産に認定された一面に広がる桃源郷の風景、温泉、桃やぶどうなどのフルーツ、花火や鶺鴒、スポーツイベントなど、四季折々の豊かな資源があり、観光は本市の基幹産業として発展してきました。しかしながら、人口減少、景気の低迷などによる国内旅行需要の減少、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド（訪日外国人観光客）の激減など、観光を取り巻く状況は近年目まぐるしく変化しています。

今後、リニア中央新幹線や中部横断自動車道、新山梨環状道路等の整備に伴うアクセス条件の向上により、広域圏からの新たな観光需要が期待されています。

観光の振興と地域の活性化は本市の重要な政策課題であることから、「笛吹市観光基本計画」に基づいた観光まちづくりを重点的に進めます。

#### ■笛吹市観光振興計画の概要

＜目指す観光地像＞

### 『また訪れたくなる街 笛吹市』

～地域資源を活用した観光地域づくり、観光産業の活性化による効果を創出する～

＜3つの視点＞

- 情報発信強化 ... 「笛吹市」を知っていただく
- 受入体制強化 ... ハード、ソフト両面でもてなす
- 連携力強化 ... 市民、事業者、行政機関、教育機関、金融機関、各種団体、メディアを含む市全体で観光地域づくりをする

＜基本方針と具体的な施策＞

#### 基本方針1 地域資源の活用

- ・人々の賑わいの創出
- ・空き店舗、空き家、空き地の活用
- ・「人財」の発掘と活用
- ・温泉街を街歩きする仕掛けづくり
- ・市内観光資源の新たな活用

#### 基本方針3 ユニバーサルデザイン導入の推進

- ・観光客が安心して歩ける街なか整備
- ・観光客に対する安心情報の提供
- ・「点」と「点」を結ぶ2次交通の整備

#### 基本方針5 多様な観光客の獲得（通年型観光の確立）

- ・市内観光施設等の受入実態調査
- ・体験型ツーリズムの検討・実施
- ・民間力を活かした集客イベントの育成
- ・外部人材等を活用した観光振興

#### 基本方針2 インバウンドの推進

- ・インバウンドプロモーションの推進
- ・市全体でのインバウンド受入環境整備
- ・外国語対応環境の整備

#### 基本方針4 情報発進の強化

- ・大都市圏での知名度向上の取り組み強化
- ・観光客目線のプロモーション方法の検討
- ・市内観光施設での旬の観光情報の共有・発進

#### 基本方針6 広域連携の推進

- ・峡東地域等とのDMO設立への働きかけ
- ・笛吹市版DMOの検討

#### 基本方針7 豊かな景観の保全と活用

- ・市内景観の向上
- ・農業景観の保全・活用
- ・眺望エリアの活用

〔出典：笛吹市観光振興計画（平成29年3月）〕

## ＜重点施策4＞ 個別施設計画等の策定と計画の推進

～少子・高齢社会に対応した公共施設等の再編と適正な管理を推進します。

本市は、人口減少、少子高齢化が進行しており、この傾向は、今後も続くものと予測されます。また、財政状況が厳しさを増すなか、新たな市民ニーズに応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

一方、市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて類似した施設を整備したため、更新時期が一定の時期に集中することが懸念されています。

平成29年2月に策定した「笛吹市公共施設等総合管理計画」では、公共施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行い、削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示しました。

今後、ますます厳しさを増すことが見込まれる財政状況からも、普通建設事業費の削減は必須であり、利用者の居住地域を想定する中で、公共施設の配置、インフラの長寿命化について、具体性を持った計画を策定し推進します。

### ■公共施設の管理に関する基本方針

#### 基本方針1【施設保有量の適正化】

人口動態や社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合・複合化の検討に取り組みます。

#### 基本方針2【長寿命化の推進】

点検・診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組みます。また、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### 基本方針3【効率的な管理と有効活用】

民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組みます。

〔出典：笛吹市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）〕

## 2) 優先的に推進するまちづくり施策

従前のマスタープランにおいては、先導的に推進していくべき施策を「優先的に推進するまちづくり施策」として位置づけ、これまで様々な取組みを行ってきました。

未実施の施策も含め、本マスタープランにおいても新たに「優先的に推進するまちづくり施策」を定め、実現を目指して取組みを進めます。

### ■優先的に推進するまちづくり施策

分野	優先的に推進するまちづくり施策
1. 土地利用	①地域地区、地区計画、特定用途制限地域等の指定見直し検討 （石和温泉駅周辺、新山梨環状道路IC周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺など） ②「樹園住宅地ゾーン」における一定ルールに基づく計画的な土地利用の推進 （土地利用ガイドラインの作成、開発指導要綱等の改正等） ③笛吹八代スマートIC周辺の土地利用の検討
2. 交通まちづくり	①都市計画道路の見直し ②「(仮称) 笛吹市長期道路整備計画」の策定検討 ③新山梨環状道路（東部区間）の建設促進 ④新たな御坂トンネルの整備促進 ⑤重要性・緊急性に応じた生活道路の改善・整備
3. 水と緑のまちづくり	①「笛吹市緑の基本計画」に基づく緑地の保全 （森林、河川などの水辺、里山、農地） ②新たな緑の拠点づくり（公園の整備） ③優良農地の計画的な保全、耕作放棄地の有効活用
4. 景観まちづくり	①日本遺産・日本農業遺産のまちづくりへの活用 ②「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進 ・景観形成重点地区の検討（芦川地区（上芦川～鶯宿）～兜造りの古民家群や石垣群の保存、地域活性化の取組みなど
5. 観光まちづくり	①歩いて楽しい回遊性のある歩行者空間の整備 ・笛吹みんなの広場の活用策検討 ・さくら温泉通りや足湯広場周辺の魅力の向上など ②新道峠周辺整備及びアクセス道路の改善、モビリティの検討 ③「笛吹物語」の推進 ④日本遺産・日本農業遺産の効果的な活用
6. 防災まちづくり	①「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及 ②広域避難の検討、避難方法の検討と周知 ③「地区防災計画」の策定 ④「わが家の災害時行動計画」の策定支援 ⑤笛吹川などの重要水防区域の治水対策の要請 ⑥流域治水の取組み推進 （上下流市町村との調整、流域全体での土地利用調整など） ⑦急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等の安全対策の強化 ⑧老朽化した橋梁などの道路構造物の改修・長寿命化 ⑨危険性の高いブロック塀の改修促進

分野		優先的に推進するまちづくり施策
7. 安心・快適な住環境づくり	7-1. 生活環境と住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①身近な生活環境の改善整備（生活道路、公園、下水道など）</li> <li>②「笛吹市市営住宅長寿命化計画」に基づく市営住宅の統廃合、建て替え、改修の推進</li> <li>③既存施設の統合や機能集約に向けた個別施設計画等の策定と計画の推進</li> <li>④民間による良質な住宅の供給促進</li> <li>⑤空き家対策の推進</li> </ul>
	7-2. 人にやさしい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主要な公共公益施設のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性・緊急性に応じたバリアフリー整備の検討</li> </ul> </li> <li>②福祉施設や福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」などに基づく福祉サービスの充実</li> </ul> </li> <li>③「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実</li> </ul>
	7-3. 環境と配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「笛吹市森林整備計画」に基づく森林資源の保全</li> <li>②下水道の接続促進、合併浄化槽普及促進による河川の水環境の保全</li> <li>③ごみの不法投棄の防止</li> <li>④ごみの減量化・ごみの分別・資源ごみのリサイクル推進</li> <li>⑤「笛吹市環境基本計画」の推進</li> </ul>

## ＜参考＞これまで実施された施策(事業等)

従前の笛吹市都市計画マスタープラン（平成21年3月）に位置づけられた主な重点施策、優先施策のうち、以下の施策（事業等）が実施されています。

### ■これまでに実施された施策（事業等）

分野	実施された主な施策(事業)
1. 土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱」の改正</li> <li>■石和温泉駅周辺整備 （駅舎、南北駅前広場、自由通路など）</li> <li>■石和温泉駅前土地区画整理事業</li> <li>■春日居駅前広場の整備</li> </ul>
2. 交通まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■新山梨環状道路（東部区間）の建設促進（事業中）</li> <li>■中央自動車道笛吹八代スマートICの設置</li> </ul>
3. 観光まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市観光振興計画」の策定</li> <li>■石和温泉駅前の玄関口としての魅力づくり</li> <li>■新たな観光レクリエーション拠点の整備 （笛吹みんなの広場、新道峠周辺、リニアの見える丘展望台など）</li> </ul>
4. 景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市景観計画」の策定</li> <li>■「笛吹市景観条例」の制定</li> <li>■「笛吹市サイン計画」の策定</li> <li>■甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺の整備</li> </ul>
5. 水と緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市緑の基本計画」の策定</li> <li>■主な公園・広場等の整備 （笛吹みんなの広場、新道峠周辺など）</li> </ul>
6. 環境と共生するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市環境基本計画」の策定</li> <li>■甲府・峡東クリーンセンターの整備</li> <li>■ゴミの減量化とリサイクルの推進</li> <li>■環境保全型農業の推進</li> </ul>
7. 住まいと住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■身近な生活環境の改善整備（生活道路など）</li> <li>■「笛吹市住宅マスタープラン」の策定</li> <li>■「笛吹市市営住宅長寿命化計画」の策定</li> <li>■「笛吹市公共施設等総合管理計画」の策定</li> </ul>
8. 人にやさしい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■石和温泉駅のバリアフリー整備 （駅舎、南北駅前広場、自由通路など）</li> </ul>
9. 防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「笛吹市地域防災計画」の策定</li> <li>■「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の作成</li> <li>■笛吹市総合防災訓練の実施</li> </ul>



・石和温泉駅と駅前広場のバラ

# 参考資料



# 参考資料

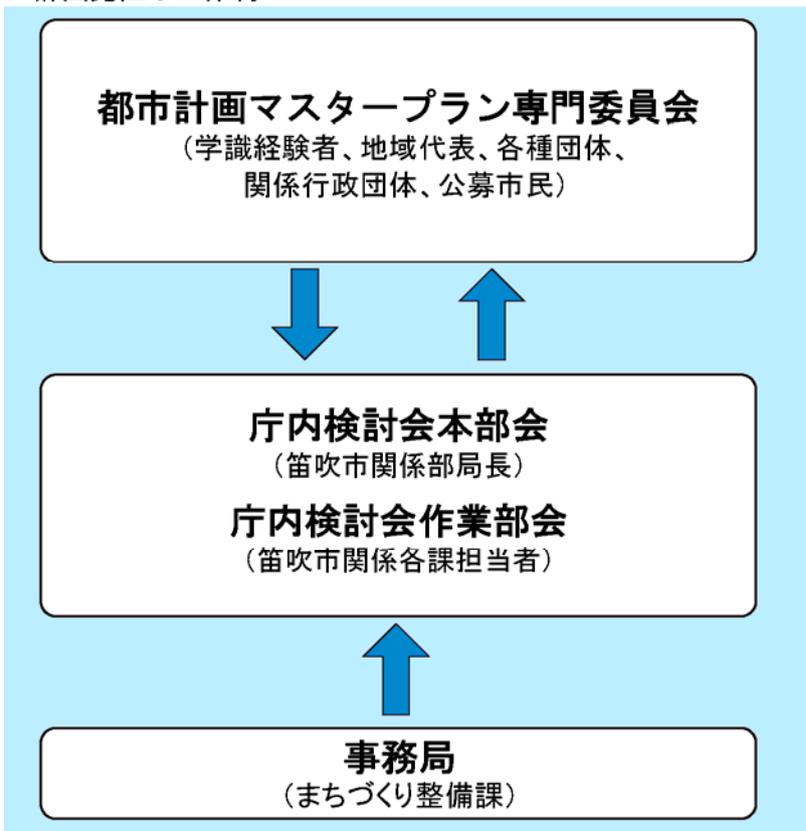
## 1. 策定経過と策定体制

### (1) 策定経過

<b>平成30年度</b> ■現況調査 ■課題の整理	平成30年 9月 <input type="checkbox"/> 見直し作業に着手 平成31年 12月 <input type="checkbox"/> 関係各課ヒアリング 3月 <input type="checkbox"/> 笛吹市の概況と課題の整理
<b>令和元年度</b> ■計画立案 ■調整と協議	令和 元年 5月 <input type="checkbox"/> 第1回庁内検討会作業部会 6月 <input type="checkbox"/> 第1回庁内検討会本部会 7月 <input type="checkbox"/> 第2回庁内検討会本部会 8月 ●第1回都市計画マスタープラン専門委員会 9月 <input type="checkbox"/> 第2回庁内検討会作業部会 11月 <input type="checkbox"/> 第3回庁内検討会本部会
<b>令和2年度</b> ■計画立案 ■調整と協議 ■都市計画マスタープランの決定	令和 2年 6月 <input type="checkbox"/> 第3回庁内検討会作業部会 8月 <input type="checkbox"/> 第4回庁内検討会本部会 10月 ●第2回都市計画マスタープラン専門委員会 12月 ◆パブリックコメントの実施（第3章まで） 令和 3年 1月 <input type="checkbox"/> 第5回庁内検討会本部会 2月 ●第3回都市計画マスタープラン専門委員会 ◆パブリックコメントの実施（素案） <input type="checkbox"/> 山梨県都市計画課との協議 3月 <input type="checkbox"/> 都市計画審議会への諮問・答申 <input type="checkbox"/> 「笛吹市都市計画マスタープラン」の決定

## (2) 策定体制

### ■計画見直しの体制



### ■市民参加

市民意見  
の反映



パブリック  
コメント



公募や  
お知らせ

広報  
ホームページ

### □都市計画マスタープラン専門委員会

学識経験者をはじめ、地域代表、各種団体、関係行政団体（山梨県）、公募市民からなる「笛吹市都市計画マスタープラン専門委員会」を設置し、総合的かつ専門的な見地から計画全体についての検討と調整を行い、計画素案の承認（原案の策定）を行いました。

### □市内検討会本部会

笛吹市関係部局長からなる「笛吹市都市計画マスタープラン市内検討会本部会」を設置し、市内での合意形成と、行政の立場からの計画内容についての意思決定を行いました。

### □市内検討会作業部会

笛吹市関係各課担当者からなる「笛吹市都市計画マスタープラン市内検討会作業部会」を設置し、行政の立場から所管課のまちづくりに関する方針、計画や事業との調整など、計画の見直しに向けた検討を行いました。

## 2. 都市計画マスタープラン改定にかかる委員会等の名簿

### (1) 都市計画マスタープラン専門委員会名簿

(順不同、敬称略)

所 属	職名等	氏 名		備 考
		令和元年度	令和2年度	
学識経験者	山梨大学大学院教授	大 山 勲		委員長
	笛吹市商工会会長	若 杉 成 剛		
	笛吹市農業委員会会長	赤 岡 勝 廣	三 枝 啓 一	
	建築士関係	佐藤 貴美男		副委員長
地域代表	笛吹市区長会選出	幡 野 一 仁	廣 野 久 雄	
各種団体	笛吹市男女共同参画推進委員長	三井 久美子		
	笛吹市民生委員児童委員協議会会長	竹 内 稔		
関係行政団体	山梨県都市計画課まちづくり推進企画監	松 沢 一 賀		
公募市民		大須賀 基真		
		栗 屋 夏 彦		
		上 野 美 穂		



・ 第 1 回専門委員会



・ 第 2 回専門委員会

(2) 庁内検討会本部会名簿

(順不同、敬称略)

職名	氏名	
	令和元年度	令和2年度
副市長	雨宮 寿男	小澤 紀元
総合政策部長	深澤 和仁	
総務部長	須田 徹	
市民環境部長	雨宮 昭夫	
保健福祉部長	飯島 尚美	
産業観光部長	小宮山 和人	
建設部長	標 博司	
公営企業部長	須田 富士男	西海 好治
教育委員会部長	宇佐美 正博	



・ 第4回庁内検討会本部会



・ 第5回庁内検討会本部会

### (3) 庁内検討会作業部会名簿

(順不同、敬称略)

部 名	課 名	氏 名	
		令和元年度	令和2年度
総合政策部	政策課（政策推進担当）	萩原 昭	
	政策課（行政改革担当）	—	坪 寛
	企画課	久保 健太	
総務部	防災危機管理課	平澤 俊章	
市民環境部	市民活動支援課	岩澤 潤司	
	環境推進課	雨宮 守	
保健福祉部	福祉総務課	武井 芳一	
産業観光部	農林振興課	若杉 孝一	岩澤 正登
	観光商工課	堀内 満浩	
	農林土木課	角田 能一	
建設部	土木課	雨宮 竜也	堀内 正博
	まちづくり整備課(都市整備担当)	太田 貴士	
	まちづくり整備課(計画指導担当)	相川 良太	
公営企業部	下水道課（施設担当）	中村 亮一	埴原 豪一
	下水道課（管理担当）	石原 仁史	
教育委員会	生涯学習課	岩崎 忍	若杉 孝一
	文化財課	内田 裕一	

### (4) 事務局職員名簿

課 名	職名等	令和元年度	令和2年度
まちづくり整備課	課 長	佐藤 直規	
	リーダー	霜村 正浩	橘田 裕哉
	担 当	大木 正宏	

(5) 都市計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区 分	職名等	氏 名	備 考
学識経験のある者	行政機関経験者	松 岡 利 明	会 長
	笛吹市農業委員会会長	三 枝 啓 一	
	笛吹市商工会会長	若 杉 成 剛	
	山梨県建築士会	佐藤 貴美男	
	山梨大学大学院教授	大 山 勲	
市議会議員	建築経済常任委員会委員長	小 林 始	
	建築経済常任委員会副委員長	山 田 宏 司	
住 民	区長会選出	筒 井 義 章	
関係行政機関	峡東建設事務所長	小 島 一 男	
	峡東農務事務所長	上 野 公 紀	



・都市計画審議会

## 3. 用語解説

### あ行

#### アクセス道路

ある目的の所へ行くための道路のこと。

#### アダプトプログラム

環境保全活動など、ボランティアとなる市民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行って面倒をみる仕組みのこと。

#### インバウンド

外国人の日本旅行（訪日旅行）あるいは訪日外国人観光客などのこと。

#### NPO

Non-Profit Organization の略で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

#### エコロード

エコロジーとロードを組み合わせた和製英語で、調査、計画段階から設計、施工、管理の段階まで、自然環境の保全にきめ細かく配慮された道路のこと。自然環境の改変を最小限とするよう適切な路線の選定を行うとともに、動物の生息地を分断しないように橋梁やトンネルを多く採用したり、動物用の横断構造物を設置して動物の移動を助ける等、さまざまな工夫が施される。また、必要に応じて、建設により損壊する自然環境を復元する等の措置をとる。

### か行

#### ガイドライン

ある物事に対する方針についての大まかな指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

#### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効である。

#### 環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

#### 環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。

#### GAP 認証制度

「農業生産工程管理」のことで、土作りや栽培管理、収穫、出荷など各段階に点検項目を設定し、適切に作業できているか農業者がチェックし、改善していく取組みのこと。山梨県では平成 29 年 7 月 1 日から「やまなし GAP 認証制度」をスタートした。

#### 協働

協力して働くという意味で、まちづくりの分野では、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用される。

#### グリーンツーリズム

都市の住民が自然の豊かな農山漁村に滞在し、自然や文化、地元の人との交流を楽しむ余暇活動のこと。都市の人が自然の豊かな生活をするこゝでのストレス解消とともに農山漁村地域の活性化が期待される。

#### 計画の進行管理

計画に位置づけた施策・取組について、その達成度、貢献度等を点検するなど、計画の進行を管理すること。

#### 景観計画

「景観法」に基づき「景観行政団体」が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めることができる。

#### 景観条例

景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために各地方自治体が定める条例のこと。

#### 景観協定

景観区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意により結ばれた良好な景観の形成に関する協定のこと。地域の状況に応じて、自ら建築物の規模や形態、壁面の位置や色彩、樹木の植栽などについてのルールなどを住民間の協定により定めることができる。

## 建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定のこと。

## 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものや、流域下水道に接続するものがある。

## 公共交通

電車、バス、タクシーなどの誰もが利用できる移動手段のこと。

## 交通結節機能

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジなどで、鉄道からバスへの乗換え、自動車から徒歩やそのほかの交通機関に乗り換えるために必要な機能のこと。駅前広場や駐車施設、インフォメーション機能などがある。

## 公共施設の長寿命化計画

平成 26 年 5 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、安全で快適に利用できる公共施設の提供と、財政の健全化に向けた効率的・効果的な更新、改修、維持管理等により長寿命化を図るため自治体が策定する計画のこと。

## 公共施設等総合管理計画

将来的な財政見通しに基づいて、公共施設を適切に保全、更新し、長寿命化や統廃合を推進するための考え方や取組みを示した計画のこと。

## 高齢社会

一般的に高齢化が進行して、人口構成に占める高齢者の割合が高い社会をいう。国連の定義では、65 歳以上の高齢者の割合が 7% を超えた社会を高齢化社会といい、14% を超えると高齢社会となる。

## コーポラティブハウス

集合住宅の一種であり、住まい手が建物の計画・設計に参加し、自分たちの望む住空間を創り上げていく住宅のこと。

## コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

## コレクティブハウス

食堂やサロンなど共同生活の場を組み込んだ集合住宅で、北欧で定着しつつあり、我が国でも近年、多くの都市で事例がある。

## さ行

### 災害時行動マニュアル

水害、土砂災害、大規模地震が発生もしくは想定される場合に市民が、どのような行動を取れば良いかを、災害種別毎にまとめたもの。

### 再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。クリーンエネルギーは再生可能エネルギーの一種である。

### サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説版、標識、看板などの総称として用いられる。

### 自主防災組織

自治会・管理組合などを単位に構成されている防災組織のこと。災害時には近隣相互の助け合いのもと、防災活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資材の確保、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を行っている。

### シニア住宅

高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の採用、生活を支援するための施設の配置、サービスの供与、入居住宅の家賃の一時金払い方式又は一時払い月払い方式の採用など、高齢者の住生活の安定、向上に資する特別の措置を講じた住宅のこと。

### 市民活動団体

地域の課題を解決する活動をする市民組織のことで、市民活動団体、NPO、民間非営利組織等を指す。

### 省エネルギー

エネルギーを効率的に利用し、消費量をできる限り少なくするよう努めること。

### 少子化

低い出生率のもとで子どもの数が減少する傾向のこと。

### 消防水利施設

火災時の消防活動に必要な消火栓や防火水槽な

どのこと。

## 条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

## シルバーハウジング

高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、市町村における地域高齢者住宅計画等の計画に基づき、住宅施策と福祉施策の密接な連携の下に、ハード・ソフト両面にわたり高齢者の生活特性に配慮した住宅を供給すること。

## 森林セラピー

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングや森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

## スマートIC

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC搭載車両に限定しているインターチェンジのこと。本市では2017年3月に笛吹八代スマートICが設置された。

利用車両が限定されているため簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

## 生活道路

住宅地内などを通る生活に密着した道路のこと。

## 雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エゴノキなどを中心に土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

## た 行

### 多自然工法

自然や生態系に配慮した工法のこと。道路ではけ

ものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など、生き物の生息に配慮した緑化などが行われる。

## 地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のこと。

## 地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

## 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の形態意匠、公共施設の配置などを定め、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するための計画のこと。

## 地産地消

地域生産地域消費の略で、地元でとれた生産物をその地域で消費すること。食料に対する安全志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深めることや、農業など関連産業の活性化の取り組みとしても期待されている。

## デマンドタクシー

一種の「乗り合いタクシー」のようなもので、指定された乗車場所の停留所から目的地の停留所まで、利用者の希望する便（時間）や乗降場所などの要望（デマンド）に応じて利用できる公共交通サービスのこと。

## 都市（基盤）施設

道路・公園・下水道など、様々な都市活動を支えるための施設のこと。

## 都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるもので、都市の実態や将来の計画を勘案し、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域のこと。

## 都市計画決定

道路・公園など都市施設、用途地域などの土地利用規制、土地区画整理などの整備事業区域などを都市計画法に基づいて、一定の法的手続きにより

決定すること。

## 都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査審議するために設置された地方自治体の付属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の2種類がある。

## 都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画決定された道路のこと。

## 土地区画整理事業

市街地を面的に整備するために、土地の区画形質の変更や公共施設の整備を行なう事業の一つで、土地区画整理法に従って実施される。土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩)、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用することが特徴である。

## な 行

### 日本遺産

歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、魅力溢れる有形・無形の様々な文化財群を活用し、国内外に戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

### 日本農業遺産

伝統的な農林水産システムの次世代への継承や農林水産物のブランド化などを目的に農水省が創設したもので、「世界農業遺産」の国内版と位置づけられている。

### ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味で、まちづくりの分野では市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を創出するための相互の連携を意味する。

## は 行

### ハザードマップ

水害や土砂災害の危険性、避難に関する情報などをまとめた地図で、市民の日常的な備えや災害時時の避難に活用するもの。

### パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、行

政計画の策定などのあたり、原案を事前に公表して市民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度のこと。

## バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することを目指すこと。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去というより広義的な意味も含んでいる。

## 避難路

災害時に著しい被害が発生するおそれのある地域等にあつて、市民を避難場所へ安全に避難させる道路のこと。

## 避難場所

災害時に著しい被害が発生するおそれがある地域等にあつて、市民が避難することができる安全な場所のこと。

## ブランド化

顧客の期待や信頼に応えるよう活動し、消費者をはじめとする関係者の共感や支持を獲得・拡大していくこと。ブランド化によってもたらされる良いイメージなど、その価値を高め、競争力を強化することが期待できる。

## フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション(野外撮影)を地元へ誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動で、ふるさと自然や緑をPRし、市民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。山梨県では「山梨フィルムコミッション」を推進している。

## 不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

## 文化的景観

「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中で創り上げられた景観を「文化的景観」と呼び、保護の対象として位置づけられた。

## 防災拠点

地震などの大規模災害時に、地域住民などが一定期間の避難生活をするところの場所のこと。

## 防災ステーション

洪水時に水防活動の基地、ヘリポート、避難場所としての機能をもつもので、平常時はレクリエーションの場などとして活用できる河川防災の拠点のこと。

## ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人のこと。

## ま 行

### 緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」のこと。

### 緑の少年隊

県内では緑の少年隊県連盟として組織され、年間を通じて、それぞれの地域で「緑の募金」活動や緑化活動、ネイチャーゲーム、キャンプ、美化活動などを行っている。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多様な人が利用可能であるようにデザインすること。

### 用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。住居・商業・工業の各地域に大別される。

## ら 行

### ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住のみではなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりのことをいう。更に生活に対する考え方や習慣をも含む意味でも使用される。

### ランドマーク

ある地域や場所の目印や象徴的な景観要素となっているも。富士山などの山、橋、河川、駅舎・ビル等の建築物、記念碑や塔等の建造物、巨樹など、様々なものがある。

### リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資

源・省エネルギー、ごみの減量化などの効果が期待できる。

## 立地適正化計画

全国的な人口減少や超高齢化が見込まれる中で、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランで、医療・高齢者福祉・子育て支援・商業などの日常生活サービス施設や住宅の適正な誘導についての総合的な指針となる計画である。

## レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

## わ 行

### ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。



---

# 笛吹市都市計画マスタープラン

令和3年3月

---

発行：笛吹市

編集：建設部 まちづくり整備課

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL 055-261-3334 FAX 055-261-3335

URL <http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>

協力：株式会社 プレーンズ

---





CITY PLANNING OF FUEFUKI CITY  
笛吹市都市計画マスタープラン